



職員の給与等に関する報告及び勧告

平成 26 年 10 月

千葉県人事委員会

人委給第110号

平成26年10月10日

千葉県議会議長 阿部 紘一 様

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県人事委員会

委員長 川野辺 二郎

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条及び第26条の規定により、職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告するとともに、公務運営について別紙第3のとおり報告します。

(目 次)

別紙第1 職員の給与に関する報告

1	給与勧告の基本的考え方	3
2	職員の給与	4
3	民間給与の調査	4
4	職員の給与と民間給与との比較	5
	(1) 民間給与との較差	
	(2) 通勤手当	
	(3) 特別給	
5	物価及び生計費	6
	(1) 物価指数	
	(2) 標準生計費	
6	人事院の報告及び勧告の概要	6
7	本年の給与改定	7
	(1) 改定についての考え方	
	(2) 本年の給与改定	
8	給与制度の総合的見直し	9
	(1) 基本的考え方	
	(2) 本県の状況及び今後の見直しの方向性	
	(3) 改定又は見直すべき事項	
	(4) 改定の実施時期等	
9	教員給与の見直し	13
10	再任用職員の給与	13
11	今後の給与制度の在り方	13
12	給与改定実施の要請	14

別紙第2	勧告	15
------	----	----

別紙第3 公務運営に関する報告

1	雇用と年金の接続	89
2	能力・実績に基づく人事管理	90
3	多様で有為な人材の確保	90
	(1) 人材の確保	
	(2) 就職活動時期の後ろ倒しへの対応	
4	勤務環境の整備	91
	(1) 総実勤務時間の短縮	
	(2) 職員の健康管理	
	(3) ハラスメント防止対策	
	(4) 両立支援の推進	

職員の給与に関する報告

本委員会は、職員の給与に関する条例（昭和27年千葉県条例第50号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（単純な労務に雇用される者を除く。以下「職員」という。）の給与決定等に関連のある諸事情を、昨年の報告以降調査検討してきたが、その概要は次のとおりである。

1 給与勧告の基本的考え方

職員の給与は、地方公務員法に基づき、生計費や国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業従業員の給与等との均衡を考慮して定めるとともに、社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないとされている。

本委員会では、毎年、職員の給与を統計的に調査する一方、本県の民間給与の実態について実地調査を行い、両者の較差を算出するとともに、人事院勧告等を総合的に勘案して議会及び知事に調査結果及び所見を報告し、併せて所要の勧告を行っている。

人事委員会勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与を社会一般の情勢に適応した適正なものとする機能を有するものであり、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に、社会経済情勢全般の動向等を踏まえながら勧告を行ってきた。この理由として、職員も勤労者であり、その給与は社会一般の情勢に適応した適正なものとする必要がある中で、県は民間企業と異なり、市場原理による給与決定が困難であること、また、職員の給与は県民の負担で賄われていることなどから、労使交渉等によってその時々
の経済・雇用情勢等を反映して決定される民間企業従業員の給与に職員給与を合わせていくことが最も合理的であり、職員をはじめ広く県民の理解と納得を得られる方法であると考えられるからである。

2 職員の給与

本年4月現在で調査・集計した本県の「平成26年人事統計に関する報告」によると、在職者は57,514人であり、それぞれの職務の種類に応じて、行政職、公安職、教育職、研究職、医療職、海事職、福祉職、特定任期付職員及び任期付研究員の9種13給料表が適用されている。

このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用者は9,141人であって、その平均年齢は42.1歳であり、男女別構成は男61.9%、女38.1%、学歴別構成は大学卒52.7%、短大卒12.3%、高校卒35.0%、中学卒0.0%である。これらの職員の給与月額平均は、本年4月現在において381,889円となっている。

また、教員、警察官、医師等を含めた職員全体の給与月額平均は400,510円となる。

(報告資料第1表～第3表)

3 民間給与の調査

本委員会は、職員の給与と民間給与との精密な比較を行うため、千葉市人事委員会及び人事院等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した371の事業所について「平成26年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種について、役職段階、学歴、年齢等及び本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額の詳細な調査を行った。

また、各民間企業における給与改定の状況、家族手当及び賞与等の特別給の支給状況等についても、引き続き調査を行った。

なお、民間企業の組織形態の変化に対応するため、本年調査から、基幹となる役職段階（部長、課長、係長、係員）が置かれている民間事業所において、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が、①部長と課長の間に位置付けられる従業員、②課長と係長の間に位置付けられる従業員、③係長と係員の間に位置付けられる従業員についても個人別の給与月額等を把握することとした。

職種別民間給与実態調査の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の

理解を得て、本年も87.2%と極めて高く、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

4 職員の給与と民間給与との比較

(1) 民間給与との較差

前記の人事統計に関する報告及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、本県の職員においては行政職、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種について、役職段階、学歴、年齢が同等であると認められる者同士の4月分の給与額をそれぞれ対比させ、精密に比較（ラスパイレズ方式）したところ、民間給与が職員の給与を1人当たり平均968円（0.25%）上回っていることが明らかとなった。

なお、本年の比較に当たっては、前記3で述べた①部長と課長の間に位置付けられる従業員、②課長と係長の間に位置付けられる従業員、③係長と係員の間に位置付けられる従業員については、その役職、職能資格又は給与上の等級（格付）を踏まえ、それぞれ部次長、課長代理、主任として取り扱うこととした。

（報告資料第26表）

(2) 通勤手当

民間における交通用具使用者に係る通勤手当の支給状況についてみると、その支給額は、距離区分の各段階で、職員の交通用具（普通自動車等）使用者に係る通勤手当の現行支給額を上回っている。

（報告資料第21表）

(3) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額額の4.12月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の支給月数（3.95月）を上回っている。

（報告資料第15表）

5 物価及び生計費

(1) 物価指数

総務省による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ全国で3.4%上昇しており、千葉市においても3.4%の上昇となっている。

(報告資料第28表)

(2) 標準生計費

本委員会が、総務省の家計調査を基礎として算定した千葉市における標準生計費は、本年4月において2人世帯で176,690円、3人世帯で198,930円、4人世帯で221,190円となった。

(報告資料第27表)

6 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与等について報告及び勧告を行った。

その内容であるが、月例給については、民間給与が国家公務員給与を平均1,090円(0.27%)上回っていることから、若年層に重点を置きながら俸給表の引上げ改定を行うこととしている。特別給については、民間の支給割合が国家公務員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数を0.17月分上回っていることから、支給月数を0.15月分引き上げることとしている。

また、人事院は、昨年の報告において、地域間、世代間の給与配分の在り方等の見直しに着手することを明らかにしていたが、検討の結果、地域の民間賃金の水準を踏まえて俸給表の水準を平均2%引き下げる一方、地域手当等の諸手当の見直しを行うなどの給与制度の総合的見直しを行うことが必要と判断し、その具体的な措置内容及び実施スケジュール等の全体像を示すとともに、平成27年1月及び4月に実施すべき法律改正事項について、勧告を行っている。

(報告資料第29表)

7 本年の給与改定

以上報告した民間給与、物価、生計費及び国家公務員の給与勧告等諸般の状況を総合的に勘案した結果、職員の本年の給与改定についての本委員会の見解は、次のとおりである。

(1) 改定についての考え方

人事委員会勧告は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則を踏まえ、職員の給与を社会一般の情勢に適応するよう変更することを基本とし、民間給与との均衡を図ってきたところである。最近の本県職員の給与は、民間給与が厳しい状況にあったことを反映して、平成11年に年間給与が減少に転じて以降、平成19年を除き、月例給又は特別給の減額による年間給与の減少（平成11年～平成15年、平成17年、平成21年～平成23年）又は据置き（平成16年、平成18年、平成20年及び平成24年）が続いていたが、昨年は6年ぶりに若年層に限定した月例給の引上げが行われた。

次に、本年の職種別民間給与実態調査の結果をみると、8割を超える民間事業所において定期的に行われている昇給を実施しており、また、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は24.2%（昨年8.8%）となっており、昨年と比べて大きく増加し、他方、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.2%（同0.2%）と横ばいとなっている。

このような状況において、前記のとおり、本年4月時点における較差を算出したところ、民間給与が職員の給与を968円（0.25%）上回っているものと認められた。

これらのことを踏まえ、本年の給与改定をどのように取り扱うかを検討した結果、本年の民間給与との較差の大きさ等を考慮し、これに見合うよう月例給の引上げ改定を行うことが適当と判断した。また、特別給についても、民間の特別給の支給割合に見合うよう引き上げる必要があると判断した。

以上の状況及び本年の人事院勧告の内容を総合的に勘案すると、本委員会としては、(2)に示すとおり給与を改定することが適当であると考えます。

(2) 本年の給与改定

(1)の改定についての考え方に基づき、以下の内容のとおり月例給を改定した場合の行政職給料表適用者の改定額（率）は、次のとおりとなる。

改定（月例給）の内訳

項目	改定額(率)
給料の月額	901円 (0.23%)
はね返り分等	67円 (0.02%)
計	968円 (0.25%)

(注) 「はね返り分」とは、地域手当など給料の月額を算定基礎としている諸手当の額が増減することによる分をいう。

ア 給料表

行政職給料表については、人事院勧告の内容に準じて、若年層に重点を置いた給料月額の改定を行う必要がある。また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、給料月額の改定を行う必要がある。

イ 初任給調整手当

医師等に対する初任給調整手当については、国に準じて改定する必要がある。

ウ 通勤手当

交通用具使用者に対する通勤手当については、民間の支給額を下回っていることから、民間の支給状況等を踏まえ、手当額を引き上げる必要がある。

エ 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間の支給月数を0.15月分引き上げ、4.10月分とする必要がある。

なお、支給月数の引上げ分については、人事院勧告の内容に準じて、勤勉手当を引き上げることとする。

オ 改定の実施時期

アからウまでの改定は、平成26年4月1日から実施することとし、エについては、人事院勧告の内容に準じ実施することとする。

8 給与制度の総合的見直し

(1) 基本的考え方

本年、人事院においては、地域間の給与配分の見直し、世代間の給与配分の見直し、職務や勤務実績に応じた給与配分という基本的な考え方の下、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しについて、報告及び勧告を行った。

本委員会としても、本県職員の給与制度の在り方について、従来から、50歳台後半層の給与水準等について検討を進めてきたところであり、人事院の示した世代間の給与配分の問題や、職務や勤務実績に応じた給与配分という考え方については共通の認識を持っており、諸般の状況等を注視しつつ、慎重に調査検討を行ってきた。

職員の給与は、生計費や国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業従業員の給与等との均衡を考慮して定めなければならないという地方公務員法の規定を踏まえるとともに、職員をはじめ広く県民の理解と納得を得られる制度とする必要がある。このような点を勘案し、組織・職員構成の違いや人事異動の実態等国とは異なる本県の事情等を十分に考慮した上で、給与制度の総合的見直しを行う必要があると判断した。

(2) 本県の状況及び今後の見直しの方向性

ア 給料表及び地域手当

国においては、給与構造改革における地域間の給与配分の見直しの際に着目した地域ブロックには民間賃金の高い政令市等を含むことから、これを含まない地域の官民給与の較差を求めたところ、この官民給与の較差と全国の較差との率の差がおおむね2ポイントであったことから、地域間の給与配分を適正化するため、俸給表の水準を平均2%引き下げることにした。一方、民間賃金の高い地域に支給する地域手当について、支給割合、支給地域等の所要の見直しを行うこととしている。

また、50歳台後半層については国家公務員の給与が民間給与を上回っている状況を踏まえ、50歳台後半層が多く在職する高位号俸の俸給月額について、

最大4%程度引き下げることとしている。

本県職員の給与制度については、地方公務員法の趣旨を踏まえ、国の制度に準拠していることや、国と同様に50歳台後半層について、職員の給与が民間給与を上回っている状況を考慮し、国と同様、給料表及び地域手当について、見直す必要がある。

イ その他手当

国においては、単身赴任手当の基礎額及び単身赴任手当の加算額（配偶者の住居への帰宅費用相当分）について、公務が民間を下回っている状況等を踏まえ、所要の改善を行うこととしている。

また、管理監督職員が平日深夜に及ぶ長時間の勤務を行っている実態を踏まえ、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、管理監督職員がやむを得ず平日の午前0時以降の深夜に勤務した場合についても、新たに管理職員特別勤務手当を支給することとしている。

本県においても、単身赴任手当については、国と同様に公務が民間を下回っている状況等にあること、また、管理職員特別勤務手当については、管理職手当を支給される職員が災害への対処等により平日深夜の勤務が必要とされることは国と同様であることから、ともに国に準じて見直す必要がある。

(3) 改定又は見直すべき事項

これらのことを踏まえ、給与制度の総合的見直しについての本委員会の見解は、次のとおりである。

ア 給料表等の見直し

行政職給料表については、人事院勧告の内容に準じて、給料月額を引き下げる必要がある。引下げに当たっては、次の措置を行う。

- (ア) 1級（全号給）及び2級の一部の号給については、引下げを行わない。
- (イ) 4級以上の級の高位号給については、平均改定率を上回る引下げを行う範囲を限定するとともに、在職実態を考慮し、号給の増設等を行う。

また、再任用職員の給料月額については、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた引下げ改定を行う必要がある。

行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を考慮して、給料月額の見直しを行う必要がある。ただし、医療職給料表（一）については、医師等の処遇を確保する観点から、また、教育職給料表（二）の1級については、実習助手等の給与水準を考慮し、見直しを行わないこととする。

また、当分の間の措置として平成22年度から実施されている55歳を超える職員（行政職給料表7級相当以上）に対する給料等の1.5%減額支給措置については、今回、55歳を超える職員の給与の適正化を含めた給料表の水準の見直し措置を講ずることから、廃止する。

イ 地域手当の見直し

地域手当については、人事院勧告の趣旨を踏まえつつ、本県における人事管理面への影響や他の都道府県の状況等も勘案し、支給地域及び支給割合を次のとおりとする必要がある。

(ア) 支給地域

引き続き県内を一つの地域としてとらえ、一律の支給割合とする。

(イ) 支給割合

国家公務員の地域手当制度を本県職員に適用した場合の支給割合の範囲内とする。具体的には、国家公務員の地域手当の支給地域及び支給割合を本県職員の在勤状況に適用して算出した支給割合を勘案し、9%とする。

また、東京都特別区に在勤する職員の支給割合については、17%とする。

ただし、県内地域に在勤する医師又は歯科医師である職員の支給割合については、国に準じて、特例措置として16%とする。

ウ 単身赴任手当の見直し

単身赴任手当については、民間の支給状況等を踏まえ、人事院勧告の内容に準じて、単身赴任手当の基礎額を月額30,000円とし、交通距離の区分を増設した上で、単身赴任手当の加算額の限度を月額70,000円とする必要がある。

エ 管理職員特別勤務手当の見直し

管理職員特別勤務手当については、人事院勧告の内容に準じて、管理職手

当を支給される職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間（正規の勤務時間以外の時間に限る。）に勤務した場合には、勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内の額の管理職員特別勤務手当を支給する必要がある。

(4) 改定の実施時期等

ア 給料表等の見直し

給料表等の見直しは、平成27年4月1日から実施することとし、同日に新たな給料表に切り替える。なお、給料表の見直しに伴う経過措置として、新たな給料表の給料月額が平成27年3月31日に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間に限り、経過措置としてその差額を給料として支給する。

また、55歳を超える職員に対する給料等の1.5%減額支給措置については、平成30年3月31日をもって廃止する。

イ 地域手当の見直し

地域手当の見直しは、平成27年4月1日から実施する。ただし、同日から平成30年3月31日までの間における地域手当の支給割合は、人事委員会規則で定める割合とする。

なお、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間の支給割合は、甲地15.5%、乙地7.5%及び乙地に在勤する医師又は歯科医師である職員については、15%とする。

ウ 単身赴任手当の見直し

単身赴任手当の基礎額の見直しは、平成27年4月1日から実施する。ただし、同日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の基礎額は、30,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額とする。

なお、平成27年4月1日から適用する基礎額は、26,000円とする。

また、単身赴任手当の加算額の見直しは、平成27年4月1日から実施する。ただし、同日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の加算額は、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて人事委員会規則で

定める額とする。

エ 管理職員特別勤務手当の見直し

管理職員特別勤務手当の見直しは、平成27年4月1日から実施する。

9 教員給与の見直し

教員給与に関しては、引き続きメリハリある教員給与体系を実現する観点から、共通給料表導入後の職員の状況、他の都道府県の動向、また教育委員会の意見等も踏まえながら、教員特殊業務手当の充実など職務の実態に応じた給与上の措置の見直し、職務・職責に応じた適切な処遇について検討を進める必要がある。

10 再任用職員の給与

国においては、平成25年の職種別民間給与実態調査において、再雇用者に対して単身赴任手当を支給する事業所が大半となっていたという状況及び各府省における再任用希望者の増加に伴い、転居を伴う異動をする職員の増加が避けられない状況が生じていることを踏まえ、異動等に伴い単身赴任となった再任用職員に対して単身赴任手当を支給することとした。

本県の平成25年の職種別民間給与実態調査においても、再雇用者に対して単身赴任手当を支給する事業所が大半となっていたことから、人事院勧告の内容に準じて、平成27年4月1日から再任用職員に対して単身赴任手当を支給することとする。

また、再任用職員の給与水準に関しては、本県においても本年初めて公的年金が全く支給されない民間企業の再雇用者の個人別の給与額が把握できることとなったところであるが、人事院は、再任用職員の給与水準に関しては今後も引き続き必要な検討を行っていくこととしていることから、本県としても、引き続きその状況を注視していく必要がある。

11 今後の給与制度の在り方

給与制度の在り方については、国及び民間の動向に留意しつつ、中・長期的な

視点に立って検討を重ねてきたところである。

民間企業においては、本年の職種別民間給与実態調査の結果をみると、昇給制度のある事業所のうち、約7割の事業所において査定昇給制度が存在しており、能力・実績に応じた賃金制度が定着していると考えられる。また、本年5月に改正された地方公務員法（公布の日から2年以内に施行）により、全ての地方公共団体は、能力・実績に基づく人事評価制度を導入し、これを給与等の人事管理の基礎として活用するものとされたところである。このような状況を踏まえ、国の人事評価制度における評価結果の給与への活用状況などを参考に、能力・実績を的確に給与に反映できる仕組みづくりに、速やかに取り組んでいく必要がある。

また、55歳を超える職員の給与水準について、民間との給与差の状況や、昇給制度の見直し・運用の実施状況を見ながら、全体の公民較差や国の動向等を踏まえつつ、必要な対応について引き続き検討を進めることとする。

12 給与改定実施の要請

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員の適正な処遇の確保を目的とするものであり、長年の経緯を経て、県民の理解と支持を得ながら職員給与の決定方法として定着し、行政運営の安定に寄与してきたものである。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告を速やかに実施されるよう要請する。

別紙第2

勸 告

次の事項を実現するため所要の措置を講ずることを勧告する。

1 本年の給与改定関係

(1) 給料表について

給料表について、現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 通勤手当について

普通自動車等又は原動機付自転車等を使用する職員に対する通勤手当の月額を別記第2のとおり改定すること。

(3) 勤勉手当について

ア 平成26年度の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.825月分（再任用職員にあっては、0.375月分）とすること。

(イ) 特別管理職員

12月に支給される勤勉手当の支給割合を1.025月分（再任用職員にあっては、0.475月分）とすること。

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員

12月に支給される期末手当の割合を1.7月分とすること。

イ 平成27年度以降の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.75月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.35月分）とすること。

(イ) 特別管理職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.95月分（再

任用職員にあっては、それぞれ0.45月分) とすること。

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.55月分とすること。

(4) 単身赴任手当について

再任用職員に対して単身赴任手当を支給すること。

2 給与制度の総合的見直し関係

(1) 給料表等について

1の(1)による改定後の給料表(医療職給料表(一)を除く。)を別記第3のとおりに改定すること。

給与条例附則第32項から第35項までの規定による55歳を超える職員の給料月額額の減額支給等の期間を、平成30年3月31日までの間とすること。

(2) 地域手当について

ア 地域手当の支給割合を、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める割合とすること。

(ア) 甲地 100分の17

(イ) 乙地 100分の9

イ 甲地に属する地域以外の地域に在勤する医師又は歯科医師である職員に係る地域手当の支給割合を、当分の間、100分の16とすること。

(3) 単身赴任手当について

単身赴任手当の基礎額を月額30,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算することとされている額の限度を月額70,000円とすること。

(4) 管理職員特別勤務手当について

ア 給与条例第8条の2第1項に規定する職にある職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年千葉県条例第1号)第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日又は

祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間（正規の勤務時間以外の時間に限る。）に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。

イ アの管理職員特別勤務手当の額は、アによる勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とすること。

3 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、平成26年4月1日から実施すること。ただし、1の(3)のイについてはこの勧告を実施するための条例の公布の日から、1の(3)のイ、(4)、2並びに3の(2)のイからウまでについては平成27年4月1日から実施すること。

(2) 経過措置等

ア 平成30年3月31日までの間における差額の支給

(ア) 2による改定後の給料表の適用の日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（(イ)の職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第32項の表の給料表の欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年千葉県条例第50号）第3条又は第4条の規定により採用された職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級の欄に掲げる職務の級以上である者（以下「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日。以下「特定職員該当日」という。）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給すること。

(イ) 切替日の前日から引き続き教育職給料表（二）の適用を受ける職員（同日において教職調整額を支給されていた職員に限る。）のうち、切替日以後

- に職務の級が教育職給料表(二)の4級又は5級である職員となった職員で、その者の受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額と教職調整額との合計額に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(特定職員にあっては、特定職員該当日以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給すること。
- (ウ) 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員((ア)又は(イ)の職員を除く。)について、(ア)又は(イ)による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、(ア)又は(イ)に準じて、給料を支給すること。
- (エ) 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して(ア)、(イ)又は(ウ)による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、(ア)、(イ)又は(ウ)に準じて、給料を支給すること。
- (オ) (ア)から(エ)までによる給料は、給与条例、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特例措置に関する条例(昭和46年千葉県条例第66号)、任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年千葉県条例第52号)及び任期付職員の採用等に関する条例の規定の適用については、各条例に規定する給料に含まれるものとする。
- (カ) (ア)又は(イ)による給料を支給される職員に関する職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年千葉県条例第1号。以下「平成18年改正条例」という。)附則第8項の規定の適用については、同項中「受ける給料月額」とあるのは、「受ける給料月額と(ア)又は(イ)による給料の額との合計額」とする。
- (キ) (ア)又は(イ)による給料を支給される職員に関する平成18年改正条例附則第9項の規定の適用については、同項中「受ける給料月額」とあるのは、「受ける給料月額と(ア)又は(イ)による給料の額との合計額」とする。

(ク) (ア)又は(イ)による給料を支給される職員に関する職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年千葉県条例第3号。以下「平成24年改正条例」という。）附則第7項の規定の適用については、同項中「受ける給料月額」とあるのは、「受ける給料月額と(ア)又は(イ)による給料の額との合計額」とする。

(ケ) (ア)又は(イ)による給料を支給される職員に関する平成24年改正条例附則第8項の規定の適用については、同項中「受ける給料月額」とあるのは、「受ける給料月額と(ア)又は(イ)による給料の額との合計額」とする。

(コ) (ア)又は(イ)による給料及び平成24年改正条例附則第7項又は第8項の規定による給料を支給される職員に関する平成18年改正条例附則第8項の規定の適用については、同項中「受ける給料月額」とあるのは、「受ける給料月額と(ア)又は(イ)による給料の額と平成24年改正条例附則第7項又は第8項の規定による給料の額との合計額」とする。

(カ) (ア)又は(イ)による給料及び平成24年改正条例附則第7項又は第8項の規定による給料を支給される職員に関する平成18年改正条例附則第9項の規定の適用については、同項中「受ける給料月額」とあるのは、「受ける給料月額と(ア)又は(イ)による給料の額と平成24年改正条例附則第7項又は第8項の規定による給料の額との合計額」とする。

(キ) (ア)又は(イ)による給料を支給される職員に関する平成30年4月1日以降の平成24年改正条例附則第7項又は第8項の規定の適用については、同項中「その差額に相当する額」とあるのは、「その差額に相当する額から平成30年3月31日における(ア)又は(イ)による給料の額を減じた額」とする。

イ 地域手当の支給割合の特例措置

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における地域手当の支給割合については、2の(2)のアの「次に定める割合」とあるのは「次に定める割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とし、2の(2)のイ中「100分の16」とあるのは「100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とすること。

ウ 単身赴任手当の基礎額の月額の特例措置

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の基礎額の月額については、2の(3)中「30,000円」とあるのは「30,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額」とすること。

エ その他所要の措置

アからウまでに掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

別記第1

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	139,200	189,700	226,300	263,500	290,700	322,100	367,500	414,100	465,600	529,900
	2	140,300	191,500	228,200	265,600	293,000	324,400	370,100	416,600	468,700	532,900
	3	141,600	193,300	230,100	267,600	295,300	326,700	372,700	419,100	471,800	536,100
	4	142,700	195,100	231,800	269,700	297,600	329,000	375,300	421,600	474,900	539,300
	5	143,800	196,700	233,400	271,700	299,700	331,300	377,500	423,500	477,900	542,400
	6	144,900	198,500	235,200	273,800	302,000	333,400	380,000	425,800	481,000	544,800
	7	146,000	200,300	237,000	275,900	304,300	335,600	382,500	428,000	484,100	547,300
	8	147,100	202,100	238,600	278,000	306,600	337,800	385,000	430,200	487,200	549,800
	9	148,200	203,900	240,200	280,100	308,800	340,000	387,600	432,300	490,000	552,200
	10	149,700	205,700	242,000	282,200	311,100	342,200	390,300	434,400	493,100	554,100
	11	151,000	207,400	243,700	284,300	313,400	344,400	393,000	436,500	496,100	555,900
	12	152,300	209,200	245,500	286,400	315,700	346,600	395,700	438,700	499,200	557,800
	13	153,600	210,800	247,100	288,500	317,900	348,600	398,200	440,500	501,900	559,600
	14	155,100	212,700	248,900	290,600	320,100	350,700	400,500	442,400	504,300	561,100
	15	156,600	214,600	250,500	292,700	322,300	352,800	402,800	444,400	506,600	562,600
	16	158,300	216,500	252,100	294,800	324,500	354,900	405,200	446,400	509,000	563,900
	17	159,600	218,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100	448,300	511,300	565,300
	18	161,100	220,100	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100	450,100	512,800	566,500
	19	162,600	221,900	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000	451,900	514,300	567,700
	20	164,100	223,600	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900	453,700	515,700	568,900
	21	165,500	225,200	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800	455,500	516,900	570,100
再任 用職員 及び 任期付 職員 以外 の職員	22	168,300	227,000	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600	457,000	518,400	
	23	170,900	228,800	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500	458,500	519,900	
	24	173,500	230,600	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500	460,000	521,400	
	25	176,200	232,100	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300	461,400	522,600	
	26	177,900	233,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800	462,700	523,700	
	27	179,600	235,400	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400	464,000	524,900	
	28	181,300	237,100	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000	465,200	526,100	
	29	182,800	238,400	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600	466,200	527,200	
	30	184,600	239,800	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900	466,900	528,100	
	31	186,400	241,200	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200	467,700	529,000	
	32	188,100	242,600	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500	468,400	529,900	
	33	189,700	243,900	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700	469,100	530,700	
	34	191,200	245,300	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000	469,900	531,600	
	35	192,700	246,700	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300	470,600	532,500	
	36	194,200	248,300	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500	471,400	533,200	
	37	195,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700	472,200	534,100	
	38	196,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500	472,900	535,000	
	39	198,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300	473,700	535,900	
	40	199,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100	474,500	536,800	
	41	200,800	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700	475,300	537,700	
	42	202,100	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400	476,000		

43	203,400	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100	476,800
44	204,700	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800	477,400
45	205,900	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600	478,200
46	207,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400	
47	208,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100	
48	209,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900	
49	210,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500	
50	211,800	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200	
51	212,800	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000	
52	213,800	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800	
53	214,900	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400	
54	215,700	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200	
55	216,600	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000	
56	217,500	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600	
57	218,200	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200	
58	219,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000	
59	219,900	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800	
60	220,800	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600	
61	221,500	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200	
62	222,400	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600		
63	223,300	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200		
64	224,200	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800		
65	224,800	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100		
66	225,700	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700		
67	226,600	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400		
68	227,700	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900		
69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400		
70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100		
71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800		
72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500		
73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000		
74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700		
75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400		
76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100		
77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600		
78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100			
79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800			
80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500			
81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000			
82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700			
83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400			
84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100			
85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600			
86	241,000	295,900	344,000	383,900	401,300			
87	241,700	296,200	344,500	384,500	402,000			
88	242,400	296,600	344,900	385,100	402,700			
89	243,100	296,900	345,200	385,800	403,200			
90	243,600	297,300	345,600	386,400				

	91	244,100	297,700	346,100	387,000						
	92	244,600	298,100	346,500	387,600						
	93	244,900	298,200	346,700	388,300						
	94		298,500	347,100	388,900						
	95		298,900	347,600	389,500						
	96		299,300	348,000	390,100						
	97		299,500	348,100	390,800						
	98		299,800	348,600							
	99		300,200	349,100							
	100		300,600	349,400							
	101		300,800	349,700							
	102		301,100	350,100							
	103		301,500	350,500							
	104		301,800	350,900							
	105		302,000	351,400							
	106		302,300	351,800							
	107		302,700	352,200							
	108		303,000	352,600							
	109		303,200	353,100							
	110		303,600	353,500							
	111		304,000	353,900							
	112		304,300	354,200							
	113		304,400	354,700							
	114		304,700	355,100							
	115		305,000	355,500							
	116		305,400	355,800							
	117		305,600	356,300							
	118		305,800								
	119		306,100								
	120		306,400								
	121		306,800								
	122		307,000								
	123		307,300								
	124		307,600								
	125		308,000								
再任用職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500	529,500
任期付職員		148,200	189,700	222,600	256,700	275,600	296,700	329,500	366,100	411,800	529,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第四項に規定する職員を除く。

公 安 職 給 料 表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,200	178,000	204,800	244,200	293,400	321,300	350,700	386,700	429,100
	2	163,900	179,800	206,800	246,000	295,700	323,600	353,000	388,900	431,000
	3	165,700	181,600	208,800	247,800	298,000	325,900	355,300	391,100	432,900
	4	167,400	183,400	210,800	249,600	300,300	328,200	357,600	393,200	434,800
	5	168,900	185,400	212,800	251,500	302,300	330,600	359,700	395,100	436,200
	6	170,900	187,700	214,800	253,400	304,600	332,800	361,900	397,100	437,900
	7	172,700	190,000	216,800	255,300	306,900	335,100	364,100	399,100	439,500
	8	174,700	192,300	218,700	257,100	309,200	337,400	366,300	400,900	441,100
	9	176,400	194,500	220,800	258,700	311,300	339,400	368,300	402,800	442,700
	10	178,100	197,200	222,500	260,600	313,600	341,700	370,500	404,800	444,400
	11	179,800	199,700	224,300	262,400	315,900	344,000	372,700	406,900	446,100
	12	181,500	202,200	226,100	264,100	318,200	346,300	374,900	409,000	447,800
	13	183,500	204,600	228,000	265,700	320,300	348,400	377,100	410,800	449,000
	14	185,600	206,400	229,900	267,200	322,600	350,600	379,300	412,900	450,600
	15	187,700	208,200	231,800	268,700	324,900	352,800	381,500	415,000	452,400
	16	189,800	210,000	233,700	270,000	327,200	355,000	383,700	417,100	454,200
	17	192,000	211,900	235,300	271,200	329,200	357,200	385,500	418,900	455,800
	18	194,400	213,800	237,100	273,000	331,500	359,300	387,500	420,600	457,600
	19	196,800	215,700	238,900	274,700	333,700	361,400	389,600	422,300	459,400
	20	199,200	217,500	240,700	276,400	336,000	363,500	391,600	424,000	461,200
	21	201,700	219,200	242,500	277,700	338,100	365,700	393,500	425,700	462,800
	22	203,500	221,000	244,000	279,400	340,200	367,700	395,600	427,300	464,600
	23	205,300	222,700	245,500	281,100	342,300	369,800	397,700	428,800	466,300
	24	207,100	224,500	246,900	282,800	344,400	371,900	399,800	430,400	468,100
	25	209,000	226,200	248,300	284,300	346,400	373,800	401,500	431,700	469,600
	26	210,800	227,900	249,800	286,500	348,500	375,900	403,600	433,100	471,000
	27	212,600	229,600	251,300	288,700	350,600	378,000	405,700	434,700	472,500
	28	214,300	231,300	252,800	290,900	352,700	380,100	407,800	436,300	473,800
再任 用職 員以 外の 職員	29	216,200	232,900	254,100	293,200	354,900	382,100	409,400	437,600	475,000
	30	217,900	234,700	255,300	295,200	357,000	384,200	411,200	439,300	475,700
	31	219,700	236,500	256,700	297,200	359,100	386,300	412,900	441,000	476,400
	32	221,500	238,300	258,100	299,200	361,200	388,400	414,600	442,700	477,100
	33	223,200	239,900	259,200	301,100	362,900	390,300	416,400	444,100	477,600
	34	224,900	241,500	260,600	303,000	365,000	392,400	417,900	445,800	478,400
	35	226,600	243,100	261,900	304,900	367,000	394,500	419,500	447,500	479,100
	36	228,300	244,600	263,300	306,800	369,100	396,500	421,100	449,100	479,900
	37	229,900	246,000	264,400	308,700	371,100	398,200	422,500	450,500	480,500
	38	231,700	247,400	265,800	310,600	373,200	399,700	424,000	451,200	481,200
	39	233,500	248,800	267,200	312,500	375,300	401,100	425,500	451,900	482,000
	40	235,300	250,100	268,500	314,400	377,400	402,500	427,000	452,600	482,800
	41	236,900	251,500	269,700	316,300	379,400	403,800	428,600	453,000	483,400
	42	238,400	252,700	271,300	318,200	381,500	404,900	429,900	453,600	484,200

43	239,900	254,100	272,900	320,100	383,600	405,900	431,200	454,300	485,000
44	241,300	255,500	274,300	322,000	385,700	406,900	432,500	454,900	485,600
45	242,700	256,600	275,700	323,900	387,400	408,100	433,500	455,700	486,200
46	243,900	258,000	277,400	325,800	389,100	409,300	434,300	456,400	
47	245,100	259,300	279,100	327,700	390,800	410,500	435,100	457,000	
48	246,300	260,700	280,800	329,600	392,500	411,700	435,900	457,700	
49	247,300	261,800	282,600	331,200	394,000	413,000	436,400	458,400	
50	248,400	263,200	284,300	332,800	395,000	413,800	437,200	459,000	
51	249,800	264,600	286,000	334,500	396,000	414,600	438,000	459,700	
52	251,100	266,000	287,700	336,200	397,000	415,400	438,800	460,400	
53	252,200	267,100	289,200	337,900	398,300	415,900	439,300	461,100	
54	253,600	268,500	291,000	339,700	399,400	416,600	440,000	461,800	
55	254,900	270,100	292,800	341,500	400,600	417,300	440,700	462,500	
56	256,300	271,500	294,600	343,300	401,800	417,900	441,300	463,000	
57	257,400	272,800	296,200	344,600	403,100	418,600	441,900	463,700	
58	258,600	274,500	298,000	346,300	403,900	419,000	442,500	464,300	
59	259,800	276,200	299,800	348,000	404,700	419,600	443,000	465,000	
60	261,000	277,900	301,600	349,700	405,500	420,200	443,600	465,700	
61	262,200	279,500	303,200	351,400	406,000	420,700	444,200	466,400	
62	263,400	281,100	305,000	353,100	406,700	421,300	444,800		
63	264,700	282,700	306,800	354,800	407,400	421,800	445,300		
64	266,000	284,300	308,600	356,500	408,100	422,300	445,900		
65	267,300	285,800	310,100	358,200	408,400	422,800	446,400		
66	268,600	287,300	311,800	359,800	409,100	423,400	447,000		
67	270,000	288,800	313,500	361,400	409,800	423,800	447,600		
68	271,400	290,300	315,200	363,000	410,500	424,300	447,900		
69	272,600	291,900	316,800	364,300	410,900	424,800	448,600		
70	274,000	293,500	318,300	365,700	411,400	425,300	449,200		
71	275,400	295,100	319,800	367,000	412,000	425,900	449,800		
72	276,800	296,700	321,300	368,400	412,500	426,500	450,400		
73	278,200	298,100	322,300	369,700	413,000	426,900	451,000		
74	279,600	299,500	324,000	370,900	413,400	427,500	451,600		
75	281,000	301,000	325,700	372,300	414,000	428,100	452,200		
76	282,400	302,500	327,400	373,600	414,500	428,400	452,800		
77	283,600	303,700	329,200	374,900	415,000	428,900	453,500		
78	284,800	305,200	330,900	376,100	415,500	429,500			
79	286,000	306,700	332,500	377,300	416,100	430,100			
80	287,200	308,200	334,200	378,500	416,600	430,700			
81	288,500	309,700	335,900	379,800	417,000	431,200			
82	289,700	311,100	337,600	381,000	417,600	431,800			
83	291,000	312,500	339,300	382,200	418,200	432,400			
84	292,300	313,900	341,000	383,400	418,500	433,000			
85	293,600	315,100	342,500	384,500	419,000	433,600			
86	294,800	316,600	344,000	385,100	419,600	434,200			
87	296,000	318,100	345,500	385,600	420,200	434,800			
88	297,200	319,600	347,000	386,200	420,700	435,400			
89	298,400	321,100	348,300	386,800	421,300	436,000			
90	299,600	322,600	349,600	387,400	421,900				

91	300,800	324,100	350,900	388,000	422,500
92	302,000	325,600	352,300	388,600	423,100
93	302,800	326,900	353,700	389,000	423,700
94	304,100	328,300	355,200	389,500	424,300
95	305,400	329,700	356,700	390,100	424,900
96	306,700	331,100	358,200	390,600	425,500
97	307,800	332,300	359,600	391,000	426,100
98	309,000	333,600	360,800	391,400	
99	310,200	334,900	361,900	392,000	
100	311,400	336,200	363,100	392,500	
101	312,600	337,600	364,300	392,900	
102	313,700	338,600	365,400	393,400	
103	314,800	339,800	366,500	394,000	
104	315,900	341,000	367,700	394,500	
105	316,700	342,100	368,900	394,800	
106	317,300	343,200	369,500	395,300	
107	317,900	344,300	370,100	395,800	
108	318,600	345,400	370,700	396,100	
109	319,100	346,600	371,300	396,400	
110	319,600	347,600	371,800	396,900	
111	320,200	348,600	372,400	397,400	
112	320,800	349,600	372,900	397,900	
113	321,600	350,500	373,300	398,200	
114	322,300	351,400	373,700	398,700	
115	323,000	352,400	374,300	399,200	
116	323,800	353,400	374,800	399,700	
117	324,400	354,500	375,200	400,100	
118	325,200	355,000	375,700	400,600	
119	326,000	355,600	376,300	401,100	
120	326,800	356,200	376,800	401,600	
121	327,400	356,600	376,900	402,000	
122	327,800	357,000	377,500	402,500	
123	328,300	357,500	378,100	403,000	
124	328,800	357,900	378,500	403,500	
125	329,100	358,300	379,000	403,900	
126		358,700	379,500		
127		359,200	380,000		
128		359,600	380,500		
129		360,000	380,800		
130		360,400	381,300		
131		360,800	381,800		
132		361,200	382,300		
133		361,400	382,600		
134		361,900	383,100		
135		362,400	383,500		
136		362,700	384,000		
137		363,000	384,300		
138		363,400	384,800		

	139		363,900	385,300						
	140		364,400	385,800						
	141		364,700	386,100						
	142		365,200							
	143		365,700							
	144		366,200							
	145		366,500							
再任用職員		239,400	251,100	255,400	291,500	308,800	323,200	347,300	383,100	415,400

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

教育職給料表(一)

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	209,400	269,600	318,500	409,900
	2	211,600	272,700	321,900	412,400
	3	213,800	275,800	325,400	414,800
	4	216,000	278,800	328,900	417,300
	5	218,100	281,800	332,400	419,800
	6	220,300	284,500	335,800	422,300
	7	222,500	287,100	339,300	424,800
	8	224,600	289,600	342,800	427,300
	9	226,800	292,200	346,400	429,500
	10	229,200	295,000	349,700	432,000
	11	231,600	297,800	353,000	434,500
	12	234,000	300,600	356,300	436,900
	13	236,300	303,000	359,500	438,700
	14	238,700	305,400	362,000	440,900
	15	241,100	307,700	364,500	443,300
	16	243,500	310,000	367,100	445,600
	17	245,700	312,300	369,800	448,000
	18	248,800	315,000	372,100	450,400
	19	251,900	317,800	374,400	452,800
	20	255,000	320,600	376,700	455,200
	21	258,100	323,200	378,900	457,500
	22	261,200	326,000	381,000	459,900
	23	264,300	328,800	383,100	462,300
	24	267,400	331,600	385,200	464,700
再任 用職 員以 外の 職員	25	270,300	334,000	387,100	466,700
	26	273,200	336,500	389,000	468,900
	27	276,100	338,900	390,900	471,100
	28	279,000	341,400	392,800	473,300
	29	281,900	343,800	394,800	475,500
	30	284,400	346,000	396,600	477,800
	31	287,000	348,200	398,300	480,000
	32	289,600	350,400	400,100	482,200
	33	292,100	352,700	401,900	484,200
	34	294,900	355,000	403,700	486,300
	35	297,600	357,300	405,400	488,600
	36	300,300	359,600	407,200	490,900
	37	302,900	361,600	408,700	493,100
	38	305,000	363,700	410,400	495,100
	39	307,200	365,800	412,100	497,100
	40	309,400	367,800	413,700	499,100
	41	311,400	369,800	415,000	501,100
	42	312,400	371,700	416,600	503,000

43	313,400	373,500	418,200	504,900
44	314,400	375,400	419,800	506,800
45	315,400	377,400	421,200	508,700
46	316,600	379,200	422,800	510,500
47	317,800	380,900	424,400	512,300
48	319,000	382,700	426,000	514,200
49	320,000	384,600	427,500	515,900
50	321,100	386,400	428,800	517,700
51	322,200	388,200	430,100	519,500
52	323,200	390,000	431,400	521,400
53	324,400	391,300	432,200	523,200
54	325,400	392,800	433,200	524,900
55	326,500	394,300	434,100	526,600
56	327,600	395,900	435,000	528,200
57	328,700	397,300	435,900	529,900
58	329,800	398,700	436,800	531,200
59	330,900	400,200	437,800	532,500
60	331,900	401,700	438,700	533,800
61	333,000	403,000	439,600	535,000
62	334,100	404,500	440,500	536,000
63	335,200	406,000	441,600	537,000
64	336,300	407,500	442,700	538,000
65	337,200	408,500	443,600	538,700
66	338,300	409,600	444,600	539,600
67	339,400	410,700	445,600	540,500
68	340,500	411,800	446,600	541,400
69	341,400	412,800	447,600	542,300
70	342,500	413,700	448,600	543,100
71	343,600	414,600	449,600	544,000
72	344,700	415,400	450,600	544,700
73	345,300	416,200	451,600	545,600
74	346,300	417,100	452,500	546,500
75	347,300	417,900	453,400	547,400
76	348,300	418,800	454,400	548,300
77	349,400	419,500	455,200	549,200
78	350,400	420,100	455,700	
79	351,400	420,700	456,400	
80	352,400	421,300	457,000	
81	353,400	421,600	457,800	
82	354,400	422,200	458,500	
83	355,400	422,800	459,100	
84	356,400	423,400	459,800	
85	357,000	423,700	460,300	
86	357,600	424,200	460,900	
87	358,200	424,800	461,600	
88	358,800	425,400	462,300	
89	359,500	425,800	462,800	
90	359,900	426,400		

91	360,300	427,000		
92	360,800	427,500		
93	361,300	427,800		
94	361,700	428,200		
95	362,200	428,600		
96	362,700	429,000		
97	363,300	429,500		
98	363,800	430,000		
99	364,300	430,400		
100	364,800	430,900		
101	365,200	431,300		
102	365,700	431,700		
103	366,100	432,200		
104	366,600	432,500		
105	367,100	433,100		
106	367,500			
107	368,000			
108	368,500			
109	369,000			
110	369,500			
111	370,000			
112	370,400			
113	370,800			
114	371,200			
115	371,700			
116	372,100			
117	372,500			
118	372,900			
119	373,400			
120	373,900			
121	374,200			
122	374,600			
123	375,100			
124	375,400			
125	375,800			
126	376,300			
127	376,800			
128	377,300			
129	377,800			
再任用職員	285,600	297,400	319,700	405,400

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教育職給料表(二)

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	153,200	169,200	258,100	287,800	412,700
	2	154,700	171,300	260,900	290,900	414,200
	3	156,200	173,400	263,700	294,000	415,700
	4	157,700	175,700	266,400	297,100	417,200
	5	159,400	177,700	268,900	299,700	418,600
	6	161,400	179,900	271,400	302,600	420,100
	7	163,200	182,100	273,900	305,700	421,700
	8	165,000	184,300	276,300	308,800	423,300
	9	166,800	186,600	278,800	311,800	424,700
	10	169,000	189,500	281,400	314,700	426,100
	11	171,000	192,200	284,000	317,600	427,500
	12	173,000	194,900	286,500	320,500	428,900
	13	175,100	197,900	289,000	323,200	430,200
	14	177,300	199,600	291,500	325,500	431,600
	15	179,500	201,200	294,000	327,700	433,000
	16	181,700	202,900	296,400	330,000	434,400
	17	184,000	204,700	299,000	332,300	435,600
	18	186,700	206,400	301,700	334,600	436,900
	19	189,200	208,100	304,400	336,900	438,100
	20	191,700	209,700	307,100	339,200	439,400
	21	194,200	211,500	309,800	341,500	440,500
	22	195,900	213,400	312,500	343,800	441,800
	23	197,600	215,300	315,100	346,100	443,100
	24	199,300	217,200	317,800	348,400	444,400
	25	200,800	218,900	320,500	350,600	445,700
	26	202,400	220,900	322,900	352,500	447,000
	27	204,000	222,900	325,300	354,400	448,200
	28	205,500	224,900	327,700	356,300	449,500
	29	207,200	226,800	330,100	358,200	450,800
	30	208,900	229,500	332,100	360,100	451,900
	31	210,600	232,200	334,300	361,800	453,100
	32	212,300	234,800	336,500	363,700	454,300
	33	213,800	237,600	338,700	365,500	455,500
	34	215,500	240,500	340,800	367,200	456,400
	35	217,200	243,400	342,900	369,000	457,300
	36	218,900	246,300	345,000	370,800	458,000
	37	220,500	249,000	347,100	372,700	458,900
	38	222,200	251,700	349,100	374,300	459,800
	39	223,900	254,400	351,100	375,900	460,700
	40	225,600	257,000	353,100	377,500	461,600
	41	227,300	259,600	355,000	378,800	462,500
	42	229,100	262,100	356,800	380,300	463,400

43	230,900	264,600	358,600	381,800	464,300
44	232,600	267,100	360,400	383,300	465,200
45	234,500	269,300	362,200	384,900	466,100
46	236,100	271,800	363,900	386,500	467,000
47	237,700	274,200	365,600	388,100	467,900
48	239,300	276,600	367,200	389,700	468,800
49	240,800	278,900	368,600	391,100	469,700
50	242,300	281,300	370,200	392,600	
51	243,900	283,800	371,900	394,100	
52	245,400	286,300	373,600	395,600	
53	246,500	288,600	375,200	396,800	
54	248,100	291,100	376,700	398,100	
55	249,600	293,400	378,200	399,200	
56	251,200	295,700	379,700	400,400	
57	252,400	297,800	381,200	401,900	
58	253,800	300,400	382,600	403,100	
59	255,200	303,000	384,000	404,400	
60	256,600	305,700	385,400	405,700	
61	257,900	308,200	386,300	407,000	
62	259,300	310,700	387,500	408,000	
63	260,700	313,200	388,700	409,400	
64	261,900	315,700	389,900	410,800	
65	263,000	318,100	391,000	412,000	
66	264,600	320,300	392,200	413,100	
67	266,200	322,500	393,200	414,300	
68	267,700	324,700	394,300	415,500	
69	269,400	327,000	395,500	416,500	
70	270,900	329,200	396,500	417,700	
71	272,400	331,400	397,600	418,900	
72	273,900	333,500	398,800	420,100	
73	275,100	335,700	399,900	420,900	
74	276,400	337,900	401,000	421,700	
75	277,700	340,100	402,100	422,500	
76	279,000	342,300	403,200	423,300	
77	280,400	344,200	404,100	423,900	
78	281,600	346,100	405,100	424,700	
79	282,800	348,000	406,100	425,400	
80	284,000	349,900	407,100	426,100	
81	285,300	351,700	407,900	426,900	
82	286,400	353,500	408,700	427,500	
83	287,600	355,300	409,500	428,000	
84	288,800	357,100	410,300	428,700	
85	289,800	358,500	411,000	429,400	
86	290,800	360,200	411,800	429,900	
87	291,800	361,900	412,500	430,500	
88	292,800	363,500	413,200	431,200	
89	293,900	365,000	413,900	431,900	
90	294,800	366,300	414,600	432,500	

91	295,700	367,700	415,100	433,200
92	296,600	369,100	415,800	433,700
93	297,100	370,600	416,300	434,200
94	297,900	371,900	416,800	434,900
95	298,700	373,200	417,500	435,600
96	299,500	374,500	418,200	436,300
97	300,300	375,500	418,700	436,800
98	301,100	376,500	419,200	437,500
99	301,900	377,500	419,800	438,200
100	302,700	378,500	420,100	438,900
101	303,600	379,600	420,600	439,400
102	304,100	380,600	421,200	
103	304,600	381,600	421,800	
104	305,100	382,600	422,300	
105	305,300	383,400	422,700	
106	305,700	384,300	423,300	
107	306,000	385,200	423,900	
108	306,300	386,200	424,400	
109	306,500	387,100	424,900	
110	306,700	388,100		
111	307,000	389,100		
112	307,300	390,100		
113	307,500	390,700		
114	307,700	391,600		
115	307,900	392,500		
116	308,200	393,400		
117	308,500	394,200		
118	308,800	395,000		
119	309,100	395,800		
120	309,400	396,600		
121	309,500	397,200		
122	309,700	398,000		
123	310,000	398,700		
124	310,300	399,400		
125	310,500	400,100		
126	310,700	400,800		
127	311,000	401,300		
128	311,300	401,900		
129	311,500	402,600		
130	311,700	403,200		
131	312,000	403,900		
132	312,300	404,500		
133	312,500	404,800		
134	312,700	405,400		
135	313,000	406,000		
136	313,300	406,400		
137	313,500	406,800		
138	313,700	407,400		

	139	314,000	408,000			
	140	314,300	408,600			
	141	314,500	409,000			
	142	314,700	409,600			
	143	315,000	410,200			
	144	315,300	410,800			
	145	315,500	411,200			
	146	315,700	411,800			
	147	316,000	412,400			
	148	316,300	413,000			
	149	316,500	413,400			
	150	316,700	414,000			
	151	317,000	414,600			
	152	317,300	415,200			
	153	317,500	415,600			
	154	317,700	416,200			
	155	318,000	416,800			
	156	318,300	417,400			
	157	318,500	417,800			
	158	318,700	418,400			
	159	319,000	419,000			
	160	319,300	419,600			
	161	319,500	420,000			
再任用職員		225,200	274,200	301,800	328,600	411,000
任期付職員		179,500	204,700	258,100	270,700	397,000

備考 1 この表は、高等学校、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研 究 職 給 料 表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	139,300	189,300	276,800	333,700	393,700
	2	140,400	191,800	279,600	335,900	396,600
	3	141,700	194,200	282,400	338,100	399,500
	4	142,800	196,600	285,200	340,300	402,300
	5	143,900	199,100	287,700	342,300	404,600
	6	145,200	201,400	290,400	344,400	407,400
	7	146,500	203,700	293,200	346,500	410,200
	8	147,800	205,900	296,000	348,600	412,900
	9	148,900	208,000	298,600	350,700	415,600
	10	150,700	210,300	301,400	352,800	418,400
	11	152,300	212,500	304,200	354,900	421,200
	12	153,900	214,800	307,000	357,000	424,000
	13	155,400	217,000	309,600	359,100	426,800
	14	157,300	219,400	312,400	361,000	429,600
	15	159,200	221,800	315,100	362,900	432,400
	16	161,300	224,200	317,900	364,900	435,200
	17	163,100	226,500	320,500	366,800	437,700
	18	165,300	229,400	322,800	368,700	440,300
	19	167,600	232,300	325,100	370,700	442,900
	20	169,700	235,200	327,400	372,700	445,500
	21	171,900	237,900	329,800	374,500	448,100
	22	174,400	240,700	331,800	376,500	450,700
	23	176,700	243,500	333,800	378,500	453,300
	24	179,000	246,300	335,900	380,400	455,900
再任 用職 員以 外の 職員	25	181,100	249,100	338,100	382,000	458,200
	26	183,200	251,700	340,000	383,800	460,600
	27	185,300	254,300	341,900	385,700	463,200
	28	187,400	256,800	343,800	387,600	465,700
	29	189,400	259,500	345,800	389,500	468,200
	30	191,200	261,800	347,500	391,500	470,800
	31	193,000	264,100	349,200	393,500	473,400
	32	194,700	266,400	350,900	395,500	476,000
	33	196,500	268,300	352,300	397,200	478,300
	34	198,400	270,700	353,800	399,000	480,800
	35	200,300	273,000	355,300	400,600	483,300
	36	202,200	275,300	356,800	402,400	485,800
	37	203,900	277,300	358,200	403,700	488,200
	38	205,800	279,100	359,600	405,200	490,700
	39	207,700	280,900	361,000	406,600	493,100
	40	209,600	282,700	362,400	408,000	495,600
	41	211,500	284,200	363,300	409,400	497,900
	42	213,400	285,400	364,500	410,800	500,200

43	215,300	286,600	365,800	412,300	502,400
44	217,200	287,800	367,000	413,900	504,700
45	219,100	288,700	368,200	415,300	506,600
46	221,100	290,000	369,400	416,700	508,200
47	223,100	291,300	370,700	418,300	509,800
48	225,000	292,600	372,000	419,900	511,300
49	226,800	294,000	373,100	421,200	513,000
50	228,700	295,300	374,400	422,700	514,500
51	230,600	296,600	375,700	424,200	515,900
52	232,500	297,800	377,000	425,700	517,400
53	234,200	299,000	377,700	427,100	518,600
54	236,000	300,200	378,700	428,500	519,800
55	237,900	301,500	379,700	429,900	521,000
56	239,700	302,800	380,700	431,300	522,200
57	241,300	303,900	381,600	432,400	523,200
58	242,700	305,100	382,400	433,700	524,200
59	244,000	306,300	383,100	435,100	525,200
60	245,400	307,500	383,800	436,400	526,200
61	246,600	308,600	384,400	437,200	527,300
62	247,900	309,700	385,100	438,100	528,200
63	249,200	310,800	386,000	439,100	529,100
64	250,500	311,900	386,900	440,000	529,800
65	251,700	313,000	387,600	440,900	530,700
66	253,000	314,100	388,400	441,800	531,600
67	254,300	315,200	389,200	442,600	532,500
68	255,600	316,300	390,000	443,500	533,400
69	256,800	317,400	390,600	444,100	534,400
70	258,300	318,500	391,300	444,900	535,300
71	259,800	319,600	392,000	445,800	536,200
72	261,300	320,700	392,700	446,700	537,100
73	262,700	321,500	393,400	447,400	538,100
74	264,100	322,600	394,000	448,200	
75	265,500	323,700	394,700	449,100	
76	266,900	324,800	395,400	450,000	
77	268,000	325,900	396,100	450,700	
78	269,200	326,900	396,700	451,500	
79	270,500	327,900	397,300	452,400	
80	271,800	328,900	397,900	453,300	
81	273,200	330,000	398,500	454,000	
82	274,500	330,800	399,200		
83	275,800	331,500	399,800		
84	277,100	332,300	400,400		
85	278,300	332,900	400,900		
86	279,500	333,400	401,500		
87	280,800	333,900	402,200		
88	282,100	334,400	402,900		
89	283,100	334,700	403,300		
90	284,300	335,200			

91	285,500	335,700			
92	286,700	336,200			
93	287,800	336,500			
94	288,800	336,900			
95	289,800	337,400			
96	290,800	337,900			
97	291,400	338,500			
98	292,300	339,000			
99	293,200	339,500			
100	294,100	340,000			
101	295,000	340,500			
102	295,700	341,000			
103	296,400	341,500			
104	297,100	342,000			
105	297,900	342,500			
106	298,400	342,900			
107	298,900	343,400			
108	299,400	343,900			
109	299,600	344,400			
110	300,000				
111	300,300				
112	300,600				
113	300,900				
114	301,200				
115	301,500				
116	301,800				
117	302,100				
118	302,500				
119	302,900				
120	303,300				
121	303,600				
再任用職員	215,700	261,200	286,900	330,100	389,800

備考 この表は、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	242,500	326,800	392,600	468,600
	2	245,000	329,900	395,500	470,900
	3	247,500	333,000	398,400	473,200
	4	250,000	336,100	401,300	475,500
	5	252,400	338,900	404,000	477,800
	6	256,200	342,100	406,800	480,000
	7	260,000	345,300	409,600	482,200
	8	263,800	348,500	412,400	484,400
	9	267,400	351,400	415,000	486,500
	10	271,400	354,400	417,700	488,600
	11	275,400	357,400	420,400	490,700
	12	279,400	360,400	423,100	492,800
	13	283,200	363,400	425,600	494,900
	14	287,200	367,100	428,100	497,000
	15	291,200	370,700	430,500	499,100
	16	295,200	374,400	433,000	501,200
	17	299,000	378,000	435,200	503,300
	18	302,400	380,700	437,600	505,300
	19	305,900	383,500	440,000	507,300
	20	309,400	386,300	442,400	509,300
再任用職員及び任期付職員以外の職員	21	313,000	389,200	444,500	511,100
	22	316,700	391,800	446,900	512,900
	23	320,200	394,400	449,300	514,800
	24	323,700	397,000	451,600	516,700
	25	327,200	399,400	453,800	518,400
	26	329,900	401,700	456,100	520,200
	27	332,500	404,000	458,400	522,000
	28	335,100	406,300	460,700	523,800
	29	337,700	408,700	462,900	525,700
	30	339,900	410,800	465,200	527,500
	31	342,100	412,800	467,500	529,300
	32	344,300	414,900	469,800	531,100
	33	346,600	417,000	471,800	532,700
	34	349,100	419,000	473,900	534,500
	35	351,500	421,000	476,000	536,200
	36	354,000	423,000	478,100	538,000
	37	356,400	425,100	480,200	539,600
	38	358,800	427,100	482,000	541,200
	39	361,200	429,100	483,800	542,600
	40	363,600	431,100	485,600	544,200
	41	365,900	433,100	487,300	545,700
	42	367,400	434,900	489,100	547,100

43	368,900	436,700	490,900	548,500
44	370,400	438,500	492,700	549,800
45	371,900	440,400	494,300	551,000
46	373,300	442,200	496,000	552,000
47	374,800	444,000	497,800	553,000
48	376,300	445,800	499,600	554,000
49	377,600	447,600	501,200	555,000
50	378,600	449,300	502,500	555,900
51	379,600	451,100	503,800	556,800
52	380,600	452,900	505,100	557,700
53	381,600	454,800	506,400	558,500
54	382,500	456,000	507,700	559,400
55	383,400	457,200	509,000	560,300
56	384,300	458,400	510,300	561,200
57	385,300	459,600	511,300	562,100
58	386,200	460,600	512,100	563,000
59	387,000	461,600	512,900	563,900
60	387,900	462,600	513,700	564,600
61	388,700	463,400	514,600	565,500
62	389,200	464,100	515,400	566,400
63	389,700	464,800	516,300	567,300
64	390,200	465,500	517,100	568,200
65	390,500	466,200	518,000	569,100
66		466,900	518,900	
67		467,600	519,600	
68		468,300	520,500	
69		468,800	521,400	
70		469,500	522,200	
71		470,200	523,100	
72		470,900	524,000	
73		471,300	524,800	
74		471,900	525,700	
75		472,600	526,600	
76		473,300	527,300	
77		473,700	528,100	
78		474,300	529,000	
79		474,900	529,900	
80		475,400	530,800	
81		476,000	531,600	
82		476,500	532,500	
83		477,000	533,400	
84		477,500	534,300	
85		477,900	535,100	
86		478,500	536,000	
87		478,900	536,900	
88		479,400	537,800	
89		479,900	538,600	
90		480,500		

	91		481,100		
	92		481,500		
	93		482,000		
	94		482,600		
	95		483,200		
	96		483,800		
	97		484,300		
再任用職員		293,800	336,200	390,600	463,700
任期付職員		267,400	299,200	347,700	425,700

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(二)

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	182,400	217,200	245,100	281,300	330,200	376,400	443,800
	2	145,500	184,000	218,800	246,600	283,500	332,300	379,100	446,400
	3	146,900	185,600	220,400	248,100	285,700	334,500	381,800	449,000
	4	148,300	187,200	222,000	249,600	287,900	336,700	384,500	451,600
	5	149,500	188,700	223,600	250,900	290,100	338,800	387,000	454,100
	6	151,400	190,300	225,300	252,400	292,300	341,000	389,700	456,600
	7	153,100	191,900	227,000	253,800	294,500	343,200	392,400	459,100
	8	154,800	193,400	228,700	255,300	296,700	345,400	395,100	461,600
	9	156,500	195,000	230,300	256,600	298,800	347,400	397,300	464,100
	10	158,200	196,700	232,100	258,000	301,000	349,600	399,600	466,500
	11	159,900	198,300	233,800	259,300	303,200	351,800	401,800	469,100
	12	161,800	200,000	235,400	260,600	305,400	354,000	404,100	471,600
	13	163,300	201,600	237,100	261,900	307,600	355,700	406,200	474,100
	14	165,200	203,200	238,600	263,800	309,700	357,700	408,200	475,600
	15	167,300	204,800	240,100	265,700	311,800	359,700	410,300	476,900
	16	169,200	206,400	241,600	267,500	313,900	361,700	412,500	478,400
	17	171,100	208,000	242,800	269,200	316,100	363,700	414,300	480,000
	18	173,000	209,700	244,300	271,100	318,200	365,800	416,300	481,400
	19	174,800	211,300	245,700	273,000	320,300	367,800	418,400	482,900
	20	176,700	213,000	247,200	274,900	322,400	369,900	420,500	484,400
再任 職員及 び任期付 職員 以外の職 員	21	178,600	214,500	248,600	276,700	324,400	371,700	422,300	485,900
	22	180,100	216,100	250,000	278,600	326,400	373,800	423,900	487,400
	23	181,600	217,700	251,300	280,500	328,400	375,900	425,500	488,900
	24	183,100	219,300	252,600	282,400	330,400	378,000	427,100	490,200
	25	184,700	220,800	253,900	284,300	332,400	379,500	428,600	491,800
	26	186,200	222,300	255,600	286,200	334,400	381,300	429,900	493,300
	27	187,700	223,800	257,300	288,100	336,400	383,100	431,200	494,800
	28	189,100	225,200	259,000	290,000	338,400	384,900	432,500	496,300
	29	190,700	226,700	260,700	292,000	340,100	386,700	433,800	497,900
	30	192,000	228,300	262,500	293,900	341,900	388,200	435,000	499,100
	31	193,300	229,900	264,300	295,800	343,700	389,900	436,200	500,300
	32	194,600	231,500	266,100	297,700	345,500	391,600	437,300	501,500
	33	196,000	233,000	267,600	299,500	347,300	393,000	438,500	502,800
	34	197,400	234,500	269,400	301,300	349,200	394,300	439,700	503,800
	35	198,800	235,900	271,200	303,100	351,100	395,600	441,000	504,800
	36	200,200	237,400	273,000	304,900	353,000	396,900	442,200	505,800
	37	201,400	238,800	274,600	306,500	354,800	398,000	443,500	506,800
	38	202,700	240,300	276,300	308,200	356,500	399,200	444,300	
	39	204,000	241,800	278,000	309,900	358,200	400,300	445,000	
	40	205,300	243,300	279,700	311,600	359,900	401,500	445,800	
	41	206,500	244,600	281,400	313,400	361,100	402,300	446,400	
	42	207,600	246,000	283,100	315,100	362,300	403,100	447,100	

43	208,800	247,400	284,800	316,800	363,500	403,900	447,900
44	210,000	248,800	286,500	318,500	364,700	404,700	448,700
45	211,200	250,100	288,200	319,700	365,900	405,100	449,300
46	212,200	251,700	289,900	321,200	366,700	405,800	450,100
47	213,200	253,300	291,600	322,700	367,900	406,500	450,900
48	214,200	254,900	293,300	324,300	369,000	407,200	451,500
49	215,200	256,500	294,700	325,800	370,100	407,900	452,100
50	216,000	257,900	296,300	327,100	371,100	408,600	452,900
51	216,900	259,300	297,900	328,400	372,100	409,300	453,700
52	217,800	260,700	299,500	329,700	373,100	409,900	454,500
53	218,500	261,900	300,900	330,800	373,900	410,500	455,100
54	219,400	263,300	302,400	331,800	374,800	411,100	455,900
55	220,200	264,700	303,900	332,900	375,700	411,700	456,700
56	221,100	266,100	305,400	334,000	376,600	412,300	457,500
57	221,800	267,200	306,700	334,500	377,200	412,800	458,100
58	222,600	268,500	308,000	335,400	378,000	413,500	
59	223,400	269,800	309,300	336,200	378,800	414,100	
60	224,200	271,100	310,700	337,100	379,600	414,800	
61	225,000	272,200	312,000	337,900	380,000	415,100	
62	225,900	273,400	313,300	338,200	380,700	415,600	
63	226,800	274,700	314,600	338,900	381,400	416,300	
64	227,900	276,000	315,900	339,600	382,100	417,000	
65	228,500	277,100	317,300	340,200	382,600	417,300	
66	229,400	278,200	318,100	340,900	383,200	417,900	
67	230,300	279,300	318,900	341,600	383,900	418,600	
68	231,200	280,400	319,700	342,300	384,500	419,300	
69	231,900	281,500	320,300	343,000	385,000	419,800	
70	232,600	282,600	321,000	343,600	385,500	420,400	
71	233,300	283,700	321,700	344,200	386,000	421,100	
72	234,000	284,800	322,300	344,800	386,500	421,800	
73	234,700	285,700	323,100	345,100	387,100	422,300	
74	235,500	286,400	323,300	345,700	387,600		
75	236,300	287,100	323,900	346,200	388,200		
76	237,100	287,900	324,500	346,800	388,800		
77	237,700	288,700	325,100	347,300	389,300		
78	238,300	289,300	325,600	347,800	389,800		
79	238,900	289,900	326,100	348,300	390,400		
80	239,500	290,500	326,600	348,800	391,000		
81	239,900	291,200	327,200	349,100	391,500		
82	240,300	291,700	327,700	349,400	392,100		
83	240,700	292,200	328,200	349,800	392,700		
84	241,100	292,600	328,700	350,100	393,300		
85	241,500	292,800	329,200	350,600	394,000		
86		293,000	329,600	350,900			
87		293,200	329,800	351,200			
88		293,400	330,200	351,500			
89		293,800	330,600	351,900			
90		294,000	331,000	352,200			

	91		294,200	331,400	352,600				
	92		294,400	331,800	352,900				
	93		294,800	332,200	353,300				
	94		295,000	332,400	353,600				
	95		295,200	332,800	354,000				
	96		295,500	333,100	354,300				
	97		295,900	333,300	354,600				
	98		296,200	333,600					
	99		296,500	333,900					
	100		296,800	334,200					
	101		297,100	334,400					
	102		297,300	334,700					
	103		297,600	335,100					
	104		297,900	335,300					
	105		298,200	335,400					
	106			335,700					
	107			336,100					
	108			336,300					
	109			336,500					
	110			336,900					
	111			337,300					
	112			337,700					
	113			337,900					
再任用職員		186,800	213,500	245,700	259,300	285,500	327,000	370,000	432,700
任期付職員		167,300	188,700	209,700	232,300	265,300	306,700	340,600	401,500

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(三)

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	157,400	185,100	233,500	258,400	287,200	333,500	379,400
	2	158,800	187,200	235,300	259,300	289,200	335,700	382,100
	3	160,400	189,300	237,100	260,400	291,200	337,900	384,800
	4	161,800	191,400	238,900	261,500	293,200	340,100	387,500
	5	163,200	193,500	240,500	262,400	295,000	342,300	389,700
	6	164,700	195,900	242,000	263,600	296,900	344,500	392,100
	7	166,200	198,200	243,500	264,600	298,800	346,700	394,500
	8	167,700	200,500	244,900	265,800	300,700	348,900	396,800
	9	169,000	202,900	246,200	267,000	302,700	350,600	398,900
	10	170,800	204,300	247,500	268,100	304,600	352,600	401,000
	11	172,400	205,700	248,700	269,700	306,500	354,600	403,200
	12	174,000	207,100	250,000	271,300	308,400	356,600	405,600
	13	175,600	208,500	251,300	272,800	310,100	358,800	407,600
	14	177,600	210,000	252,500	274,400	311,900	360,900	409,700
	15	179,600	211,500	253,700	276,000	313,700	363,000	411,900
	16	181,600	212,800	254,900	277,600	315,500	365,100	414,100
	17	183,900	214,200	255,700	279,200	317,400	367,100	416,200
	18	186,000	215,700	257,000	280,700	319,100	369,200	418,400
	19	188,100	217,200	258,200	282,200	320,800	371,300	420,600
	20	190,200	218,700	259,300	283,700	322,500	373,400	422,800
	21	192,300	220,100	260,200	285,300	324,100	375,200	424,700
	22	194,500	221,700	261,400	286,900	325,700	377,300	426,600
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	23	196,700	223,400	262,600	288,500	327,300	379,400	428,500
	24	198,900	225,100	263,800	290,000	328,900	381,500	430,400
	25	201,000	226,600	265,100	291,400	330,600	383,500	432,100
	26	202,300	228,300	266,700	293,200	332,100	385,200	433,700
	27	203,600	230,000	268,200	295,000	333,600	387,100	435,400
	28	204,900	231,700	269,800	296,800	335,200	389,000	437,000
	29	206,100	233,500	271,400	298,400	336,600	390,900	438,300
	30	207,300	235,000	273,000	300,100	338,100	392,700	439,700
	31	208,600	236,500	274,600	301,800	339,600	394,600	441,300
	32	209,800	237,900	276,200	303,500	341,100	396,500	442,800
	33	211,100	239,300	277,800	305,000	342,800	398,200	444,500
	34	212,400	240,600	279,300	306,600	344,400	399,900	446,100
	35	213,700	241,900	280,800	308,200	346,000	401,700	447,600
	36	215,000	243,100	282,200	309,800	347,600	403,500	449,200
	37	216,300	244,300	283,800	311,300	349,300	405,100	450,600
	38	217,700	245,500	285,200	312,900	350,900	406,900	452,000
	39	219,100	246,700	286,700	314,500	352,500	408,700	453,500
	40	220,500	247,900	288,200	316,100	354,100	410,500	455,000
	41	221,700	248,800	289,800	317,700	355,300	412,000	456,300
	42	223,100	250,000	291,400	319,200	356,800	413,700	457,200

43	224,500	251,100	293,000	320,600	358,300	415,400	458,100
44	225,900	252,300	294,600	322,100	359,800	417,000	458,800
45	227,300	253,300	296,000	323,300	361,400	418,400	459,800
46	228,800	254,600	297,500	324,700	362,500	420,000	460,700
47	230,300	255,900	299,000	326,100	364,000	421,500	461,600
48	231,700	257,200	300,500	327,600	365,300	423,000	462,500
49	232,900	258,300	301,800	328,900	366,700	424,600	463,500
50	234,200	259,700	303,200	330,300	368,100	426,100	464,200
51	235,500	260,900	304,600	331,600	369,500	427,600	465,000
52	236,800	262,100	306,000	333,000	370,900	429,100	465,800
53	238,000	263,500	307,500	334,400	372,400	430,500	466,700
54	239,100	265,100	308,900	335,800	373,600	432,000	467,500
55	240,300	266,700	310,300	337,200	374,800	433,400	468,300
56	241,500	268,200	311,700	338,600	376,000	434,800	469,100
57	242,600	269,800	312,800	339,500	377,100	435,900	470,000
58	243,800	271,400	314,100	340,800	378,100	436,800	470,800
59	244,900	273,000	315,400	342,000	379,100	437,700	471,600
60	246,100	274,600	316,800	343,300	380,100	438,400	472,400
61	247,100	276,100	318,000	344,500	380,700	439,300	473,300
62	248,300	277,600	319,300	345,400	381,500	440,200	
63	249,500	279,100	320,600	346,700	382,300	441,100	
64	250,700	280,600	321,900	348,000	383,100	442,000	
65	251,600	282,200	323,200	349,100	383,900	442,900	
66	252,700	283,700	324,500	350,300	384,600	443,700	
67	254,000	285,200	325,800	351,500	385,400	444,500	
68	255,300	286,700	327,100	352,600	386,100	445,300	
69	256,300	288,000	327,900	353,600	386,800	446,100	
70	257,600	289,500	329,000	354,700	387,400	446,900	
71	258,900	291,000	330,100	355,800	388,100	447,700	
72	260,200	292,500	331,000	356,900	388,700	448,500	
73	261,600	293,700	332,300	357,800	389,400	449,300	
74	262,900	295,100	333,000	358,900	389,900	450,100	
75	264,200	296,500	334,200	360,000	390,500	450,900	
76	265,500	297,900	335,400	361,100	391,000	451,700	
77	266,500	299,400	336,500	361,800	391,400	452,500	
78	267,700	300,700	337,700	362,600	392,000	453,300	
79	269,000	302,000	338,900	363,400	392,600	454,100	
80	270,300	303,300	340,100	364,200	393,000	454,900	
81	271,400	304,100	341,200	364,800	393,500	455,700	
82	272,500	305,300	342,300	365,300	394,100		
83	273,600	306,500	343,400	365,900	394,700		
84	274,700	307,800	344,500	366,400	395,300		
85	275,600	308,900	345,400	367,000	395,800		
86	276,600	310,100	346,400	367,500	396,400		
87	277,700	311,300	347,300	368,100	397,000		
88	278,800	312,500	348,300	368,600	397,600		
89	279,800	313,800	349,400	369,000	398,000		
90	280,800	315,000	350,200	369,500	398,500		

91	281,800	316,200	351,000	370,100	399,100
92	282,800	317,400	351,800	370,600	399,700
93	283,800	318,300	352,500	370,900	400,200
94	284,800	319,000	353,100	371,400	
95	285,800	319,700	353,800	371,900	
96	286,800	320,300	354,400	372,200	
97	287,700	321,000	354,800	372,800	
98	288,500	321,300	355,200	373,300	
99	289,300	322,000	355,700	373,800	
100	290,200	322,700	356,100	374,300	
101	291,000	323,100	356,600	374,900	
102	291,800	323,700	357,000	375,400	
103	292,600	324,300	357,500	375,900	
104	293,400	324,900	357,900	376,300	
105	294,100	325,300	358,200	376,900	
106	294,600	325,800	358,700	377,400	
107	295,100	326,300	359,200	377,900	
108	295,600	326,800	359,500	378,400	
109	295,800	327,200	360,000	379,000	
110	296,200	327,600	360,500	379,500	
111	296,400	327,900	361,000	380,000	
112	296,800	328,300	361,500	380,500	
113	297,100	328,700	362,000	381,100	
114	297,300	329,100	362,500		
115	297,700	329,500	363,000		
116	298,000	329,800	363,400		
117	298,300	330,000	363,800		
118	298,600	330,300			
119	298,900	330,700			
120	299,300	330,900			
121	299,600	331,100			
122	300,000	331,400			
123	300,400	331,700			
124	300,800	332,000			
125	301,000	332,200			
126	301,200	332,500			
127	301,600	332,900			
128	302,000	333,100			
129	302,200	333,200			
130	302,500	333,600			
131	302,900	334,000			
132	303,300	334,200			
133	303,500	334,500			
134	303,800	334,900			
135	304,200	335,300			
136	304,500	335,700			
137	304,700	336,000			
138	305,000	336,400			

	139	305,400	336,800					
	140	305,700	337,200					
	141	305,900	337,500					
	142	306,300	337,900					
	143	306,700	338,300					
	144	307,000	338,700					
	145	307,100	339,000					
	146	307,400						
	147	307,700						
	148	308,100						
	149	308,300						
	150	308,500						
	151	308,800						
	152	309,100						
	153	309,500						
	154	309,700						
	155	309,900						
	156	310,200						
	157	310,600						
再任用職員		233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400	375,700
任期付職員		169,000	202,900	226,400	247,900	274,600	310,500	341,400

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

海 事 職 給 料 表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	167,200	221,200	264,500	315,300	357,700
	2	169,500	223,300	266,300	317,800	360,200
	3	171,900	225,300	268,100	320,300	362,600
	4	174,200	227,400	269,900	322,800	365,100
	5	176,600	229,400	271,500	325,300	367,500
	6	179,200	231,400	273,500	327,700	370,700
	7	181,600	233,500	275,500	330,200	373,900
	8	184,200	235,600	277,500	332,600	377,100
	9	186,400	237,800	279,200	335,000	380,100
	10	188,800	239,700	282,000	337,500	383,200
	11	191,200	241,600	284,700	340,000	386,300
	12	193,800	243,500	287,200	342,500	389,400
	13	196,300	245,400	289,800	344,900	392,400
	14	198,900	247,300	292,500	347,400	395,200
	15	201,700	249,200	295,200	349,900	398,000
	16	204,300	251,100	297,700	352,400	400,800
	17	206,700	252,900	300,100	354,900	403,700
	18	209,400	254,800	302,600	357,400	405,800
	19	212,100	256,700	305,100	359,900	407,800
	20	214,800	258,600	307,600	362,400	409,900
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	21	217,500	260,300	309,900	364,900	411,700
	22	219,100	262,000	311,400	367,300	413,700
	23	220,700	263,700	312,900	369,600	415,700
	24	222,300	265,400	314,400	372,000	417,700
	25	223,800	267,100	315,800	374,400	419,500
	26	225,300	268,800	317,700	376,800	421,200
	27	226,800	270,500	319,600	379,200	423,000
	28	228,200	272,100	321,500	381,600	424,800
	29	229,800	273,600	323,200	383,800	426,000
	30	230,800	275,200	324,900	386,000	427,600
	31	231,900	276,800	326,700	388,200	429,200
	32	233,000	278,300	328,500	390,400	430,900
	33	234,200	279,500	330,100	392,300	432,500
	34	235,100	281,100	331,700	394,100	433,800
	35	236,000	282,600	333,200	395,900	435,100
	36	236,900	284,100	334,800	397,700	436,400
	37	237,800	285,300	336,400	399,600	437,600
	38	238,600	286,600	338,000	401,100	438,600
	39	239,500	287,900	339,600	402,600	439,600
	40	240,400	289,200	341,200	404,100	440,600
	41	241,400	290,400	342,700	405,000	441,000
	42	242,300	291,600	344,200	406,300	441,700

43	243,200	292,600	345,700	407,600	442,400
44	244,100	293,600	347,200	409,000	443,100
45	244,900	294,800	348,800	410,500	443,700
46	245,700	296,200	350,200	411,900	444,000
47	246,500	297,600	351,600	413,300	444,600
48	247,300	299,000	353,000	414,700	445,200
49	247,700	300,500	354,200	416,000	445,800
50	248,200	301,600	355,600	416,900	446,500
51	248,800	302,700	357,100	417,800	447,200
52	249,300	303,800	358,600	418,700	447,900
53	249,500	304,900	360,000	418,900	448,600
54	250,100	305,900	361,400	419,300	449,300
55	250,600	307,000	362,800	419,800	450,000
56	251,200	308,100	364,200	420,300	450,700
57	251,600	309,300	365,100	420,800	451,100
58	252,200	310,400	366,300	421,000	451,800
59	252,800	311,500	367,500	421,600	452,500
60	253,400	312,600	368,800	422,100	453,200
61	253,900	313,500	370,000	422,600	453,600
62	254,500	314,200	370,600	423,200	454,300
63	254,900	315,000	371,200	423,800	455,000
64	255,300	315,800	371,800	424,400	455,700
65	255,700	316,300	372,200	425,000	456,000
66	256,200	317,000	372,700	425,600	456,700
67	256,700	317,700	373,200	426,200	457,400
68	257,200	318,400	373,700	426,800	458,000
69	257,500	319,200	374,000	427,400	458,400
70			374,300	427,900	459,000
71			374,700	428,500	459,500
72			375,000	429,100	460,200
73			375,500	429,600	460,500
74			375,700	430,200	461,100
75			376,200	430,800	461,600
76			376,700	431,400	462,300
77			377,200	431,900	462,700
78			377,700	432,500	
79			378,200	433,200	
80			378,700	433,800	
81			379,200	434,200	
82			379,700	434,800	
83			380,200	435,500	
84			380,700	436,100	
85			381,100	436,500	
86			381,600	437,000	
87			382,000	437,700	
88			382,500	438,400	
89			383,000	438,600	
90			383,500		

	91			384,000		
	92			384,500		
	93			384,900		
	94			385,300		
	95			385,800		
	96			386,200		
	97			386,700		
	98			387,000		
	99			387,500		
	100			387,900		
	101			388,500		
再任用職員		218,300	248,400	282,500	324,400	353,800
任期付職員		176,600	229,400	255,600	301,400	328,500

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

福 社 職 給 料 表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	152,500	202,900	250,200	273,000	322,100	367,500
	2	153,700	204,700	252,000	275,200	324,400	370,100
	3	154,900	206,500	253,800	277,400	326,700	372,700
	4	156,100	208,200	255,600	279,500	329,000	375,300
	5	157,100	209,900	257,100	281,700	331,300	377,500
	6	158,700	211,600	258,600	284,000	333,400	380,000
	7	160,100	213,400	260,300	286,300	335,600	382,500
	8	161,500	215,100	262,100	288,600	337,800	385,000
	9	162,800	217,000	263,400	290,700	340,000	387,600
	10	164,200	218,500	265,100	293,000	342,200	390,300
	11	165,600	220,000	266,800	295,300	344,400	393,000
	12	167,200	221,500	268,300	297,600	346,600	395,700
	13	168,700	223,100	269,800	299,700	348,600	398,200
	14	170,200	224,700	271,700	302,000	350,700	400,500
	15	171,700	226,300	273,600	304,300	352,800	402,800
	16	173,200	227,900	275,500	306,600	354,900	405,200
	17	174,800	229,500	277,300	308,800	356,800	407,100
	18	176,700	231,200	279,200	311,100	358,800	409,100
	19	178,400	232,900	281,100	313,400	360,800	411,000
	20	180,100	234,600	283,000	315,700	362,700	412,900
再任職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	21	181,700	235,800	284,600	317,900	364,800	414,800
	22	183,400	237,500	286,400	320,100	366,700	416,600
	23	185,100	239,200	288,200	322,300	368,700	418,500
	24	186,800	240,800	290,000	324,500	370,700	420,500
	25	188,400	242,300	291,900	326,600	372,700	422,300
	26	190,200	244,100	293,700	328,700	374,700	423,800
	27	192,000	245,900	295,500	330,800	376,700	425,400
	28	193,700	247,700	297,300	332,800	378,700	427,000
	29	195,500	249,200	299,000	334,900	380,300	428,600
	30	197,000	250,800	300,700	337,000	382,100	429,900
	31	198,500	252,400	302,400	339,100	383,900	431,200
	32	199,900	254,100	304,100	341,200	385,600	432,500
	33	201,400	255,600	305,700	343,000	387,400	433,700
	34	202,700	257,100	307,300	345,000	388,800	435,000
	35	204,000	258,600	308,900	347,000	390,400	436,300
	36	205,300	260,100	310,500	349,000	392,000	437,500
	37	206,700	261,600	312,200	350,600	393,500	438,700
	38	208,100	263,500	313,800	352,500	394,700	439,500
	39	209,500	265,400	315,400	354,400	395,900	440,300
	40	210,900	267,200	317,000	356,300	397,100	441,100
	41	212,000	268,900	318,500	358,200	398,200	441,700
	42	213,300	270,600	320,100	360,000	399,400	442,400

43	214,600	272,300	321,700	361,800	400,600	443,100
44	215,900	273,900	323,300	363,500	401,800	443,800
45	216,900	275,600	324,600	365,400	402,500	444,600
46	218,100	277,300	325,800	366,800	403,200	445,400
47	219,300	279,000	327,000	368,300	403,900	446,100
48	220,500	280,700	328,200	369,800	404,600	446,900
49	221,500	282,300	329,300	370,900	405,200	447,500
50	222,600	283,900	330,300	372,000	405,900	448,200
51	223,800	285,500	331,200	373,100	406,600	449,000
52	224,900	287,100	332,200	374,200	407,300	449,800
53	225,700	288,800	333,100	375,100	408,000	450,400
54	226,900	290,300	333,900	375,700	408,700	
55	228,000	291,800	334,700	376,500	409,400	
56	229,200	293,300	335,500	377,300	410,000	
57	230,000	294,800	336,100	378,200	410,600	
58	231,100	296,300	336,600	379,000	411,200	
59	232,200	297,800	337,200	379,800	411,800	
60	233,300	299,300	337,700	380,600	412,400	
61	234,300	300,600	338,200	381,500	412,900	
62	235,400	302,100	338,500	382,200	413,600	
63	236,500	303,600	339,100	382,900	414,200	
64	237,600	305,100	339,700	383,600	414,800	
65	238,700	306,300	340,000	383,900	415,100	
66	239,900	307,600	340,500	384,500	415,700	
67	241,100	308,900	341,000	385,200	416,400	
68	242,300	310,200	341,500	385,900	416,900	
69	243,300	311,200	342,000	386,300	417,400	
70	244,400	312,400	342,500	387,000	418,100	
71	245,500	313,600	342,900	387,600	418,800	
72	246,600	314,800	343,400	388,200	419,500	
73	247,400	316,100	343,700	388,700	420,000	
74	248,500	316,800	344,200	389,300	420,700	
75	249,600	317,500	344,700	389,900	421,400	
76	250,700	318,200	345,200	390,500	422,100	
77	251,700	319,000	345,500	390,900	422,600	
78	252,700	319,700	345,900	391,500		
79	253,700	320,400	346,400	392,200		
80	254,700	321,100	346,800	392,800		
81	255,700	321,400	347,000	393,300		
82	256,600	321,700	347,300	394,000		
83	257,600	322,300	347,800	394,700		
84	258,600	322,600	348,200	395,200		
85	259,400	323,100	348,500	395,400		
86	260,300	323,400	348,900	396,100		
87	261,200	323,800	349,400	396,800		
88	262,100	324,100	349,800	397,500		
89	262,800	324,600	350,100	398,000		
90	263,600	325,000	350,500	398,700		

91	264,400	325,300	350,900	399,400
92	265,200	325,600	351,100	400,100
93	265,900	326,100	351,400	400,600
94	266,600	326,500		401,300
95	267,200	326,800		402,000
96	267,900	327,200		402,700
97	268,600	327,600		403,200
98	269,300	328,000		
99	270,000	328,400		
100	270,700	328,800		
101	271,200	329,000		
102	271,700	329,300		
103	272,200	329,600		
104	272,700	329,900		
105	272,800	330,300		
106	273,100	330,500		
107	273,400	330,800		
108	273,700	331,200		
109	274,100	331,600		
110	274,400	331,900		
111	274,800	332,300		
112	275,100	332,600		
113	275,400	333,000		
114	275,700	333,400		
115	276,000	333,700		
116	276,400	333,900		
117	276,700	334,000		
118	277,100	334,400		
119	277,500	334,800		
120	277,900	335,200		
121	278,100	335,400		
122	278,400			
123	278,800			
124	279,100			
125	279,300			
126	279,600			
127	280,000			
128	280,400			
129	280,600			
130	281,000			
131	281,400			
132	281,700			
133	281,900			
134	282,200			
135	282,600			
136	282,900			
137	283,100			
138	283,400			

	139	283,700					
	140	284,000					
	141	284,200					
	142	284,400					
	143	284,600					
	144	284,900					
	145	285,300					
	146	285,500					
	147	285,800					
	148	286,100					
	149	286,400					
	150	286,600					
	151	286,900					
	152	287,200					
	153	287,500					
再任用職員		199,600	243,100	257,700	291,900	319,100	361,600
任期付職員		171,700	195,500	240,500	257,900	296,700	329,500

備考 この表は、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第一号任期付研究員の給料表

号給	給料月額
	円
1	400,000
2	461,000
3	524,000
4	606,000
5	705,000
6	805,000

第二号任期付研究員の給料表

号給	給料月額
	円
1	333,000
2	369,000
3	398,000

特定任期付職員の給料表

号給	給料月額
	円
1	377,000
2	426,000
3	479,000
4	542,000
5	618,000
6	722,000
7	845,000

別記第2

職員 の区分 片道の使用距離	普通自動車等使用者	原動機付自転車等使用者
	円	円
4 km 未満	2,000	2,000
4 km 以上 6 km 未満	4,170	4,170
6 km 以上 8 km 未満	5,230	5,060
8 km 以上 10km 未満	6,290	5,950
10km 以上 12km 未満	7,340	6,840
12km 以上 14km 未満	8,570	8,060
14km 以上 16km 未満	9,800	9,280
16km 以上 18km 未満	11,020	10,490
18km 以上 20km 未満	12,240	11,700
20km 以上 22km 未満	13,460	12,910
22km 以上 24km 未満	14,640	14,080
24km 以上 26km 未満	15,820	15,260
26km 以上 28km 未満	17,000	16,430
28km 以上 30km 未満	18,170	17,600
30km 以上 32km 未満	19,340	18,780
32km 以上 34km 未満	20,430	19,790
34km 以上 36km 未満	21,520	20,810
36km 以上 38km 未満	22,610	21,820
38km 以上 40km 未満	23,700	22,830
40km 以上 42km 未満	24,790	23,840
42km 以上 44km 未満	25,710	23,840
44km 以上 46km 未満	26,640	23,840
46km 以上 48km 未満	27,570	23,840
48km 以上 50km 未満	28,500	23,840
50km 以上 52km 未満	29,430	23,840
52km 以上 54km 未満	30,160	23,840
54km 以上 56km 未満	30,890	23,840
56km 以上 58km 未満	31,630	23,840
58km 以上 60km 未満	32,370	23,840
60km 以上 62km 未満	33,100	23,840
62km 以上 64km 未満	34,160	23,840
64km 以上 66km 未満	35,220	23,840
66km 以上 68km 未満	36,280	23,840
68km 以上 70km 未満	37,340	23,840
70km 以上 72km 未満	38,400	23,840
72km 以上 74km 未満	39,460	23,840
74km 以上 76km 未満	40,520	23,840
76km 以上 78km 未満	41,580	23,840
78km 以上 80km 未満	42,640	23,840
80km 以上 82km 未満	43,700	23,840
82km 以上 84km 未満	44,760	23,840
84km 以上 86km 未満	45,820	23,840
86km 以上 88km 未満	46,880	23,840
88km 以上 90km 未満	47,940	23,840
90km 以上 92km 未満	49,000	23,840
92km 以上 94km 未満	50,060	23,840
94km 以上 96km 未満	51,120	23,840
96km 以上 98km 未満	52,180	23,840
98km 以上 100km 未満	53,240	23,840
100km 以上	54,300	23,840

別記第3

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	139,200	189,700	225,600	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800	456,100	519,400
	2	140,300	191,500	227,200	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200	459,200	522,300
	3	141,600	193,300	228,800	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700	462,200	525,400
	4	142,700	195,100	230,300	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100	465,200	528,500
	5	143,800	196,700	231,800	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000	468,200	531,600
	6	144,900	198,500	233,400	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300	471,200	533,900
	7	146,000	200,300	234,900	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400	474,200	536,400
	8	147,100	202,100	236,300	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600	477,300	538,800
	9	148,200	203,900	237,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600	480,000	541,200
	10	149,700	205,700	239,300	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700	483,100	543,000
	11	151,000	207,400	240,800	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800	486,100	544,800
	12	152,300	209,200	242,300	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900	489,200	546,700
	13	153,600	210,600	243,800	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600	491,900	548,400
	14	155,100	212,400	245,200	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400	494,200	549,800
	15	156,600	214,100	246,500	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400	496,500	551,100
	16	158,300	215,900	247,800	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400	498,800	552,200
	17	159,600	217,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300	500,900	553,500
	18	161,100	219,200	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100	502,300	554,500
	19	162,600	220,800	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900	503,800	555,400
	20	164,100	222,200	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600	505,200	556,300
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	21	165,500	223,700	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400	506,400	557,200
	22	168,300	225,300	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900	507,800	
	23	170,900	226,900	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300	509,300	
	24	173,500	228,400	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800	510,800	
	25	176,200	229,800	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200	511,900	
	26	177,900	231,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500	513,000	
	27	179,600	232,700	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800	514,200	
	28	181,300	234,000	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000	515,400	
	29	182,800	235,300	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000	516,400	
	30	184,600	236,400	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700	517,300	
	31	186,400	237,500	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500	518,200	
	32	188,100	238,700	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200	519,100	
	33	189,700	239,900	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900	519,900	
	34	191,200	241,200	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700	520,800	
	35	192,700	242,400	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400	521,500	
	36	194,200	243,700	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000	522,000	
	37	195,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500	522,700	
	38	196,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100	523,300	
	39	198,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700	524,100	
	40	199,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300	524,700	
	41	200,800	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800	525,200	
	42	202,100	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300		

43	203,400	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700
44	204,700	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000
45	205,900	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300
46	207,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700	
47	208,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100	
48	209,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800	
49	210,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300	
50	211,800	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700	
51	212,800	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100	
52	213,800	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500	
53	214,900	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900	
54	215,700	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300	
55	216,600	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700	
56	217,500	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000	
57	218,200	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300	
58	219,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700	
59	219,900	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000	
60	220,800	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300	
61	221,500	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600	
62	222,400	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800		
63	223,300	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100		
64	224,200	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400		
65	224,800	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700		
66	225,700	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000		
67	226,600	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300		
68	227,700	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600		
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800		
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100		
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400		
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700		
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900		
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200		
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500		
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700		
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900		
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200		
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500		
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700		
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900		
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200		
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500		
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700		
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900		
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000			
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300			
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500			
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700			
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000			

	91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300					
	92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500					
	93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700					
	94		292,500	340,300	379,200						
	95		292,900	340,800	379,600						
	96		293,300	341,200	380,000						
	97		293,500	341,300	380,300						
	98		293,800	341,800							
	99		294,200	342,200							
	100		294,600	342,500							
	101		294,800	342,800							
	102		295,100	343,200							
	103		295,500	343,600							
	104		295,800	344,000							
	105		296,000	344,500							
	106		296,300	344,900							
	107		296,700	345,300							
	108		297,000	345,700							
	109		297,200	346,200							
	110		297,600	346,600							
	111		298,000	346,900							
	112		298,300	347,200							
	113		298,400	347,700							
	114		298,700								
	115		299,000								
	116		299,400								
	117		299,600								
	118		299,800								
	119		300,100								
	120		300,400								
	121		300,800								
	122		301,000								
	123		301,300								
	124		301,600								
	125		301,900								
再任用職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600	438,700	519,100
任期付職員		148,200	189,700	221,900	251,600	270,200	290,900	322,900	358,800	403,400	519,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第四項に規定する職員を除く。

公 安 職 給 料 表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,200	178,000	204,800	244,200	287,600	315,000	343,800	378,900	420,500
	2	163,900	179,800	206,800	246,000	289,900	317,200	346,000	381,100	422,300
	3	165,700	181,600	208,800	247,800	292,100	319,500	348,300	383,200	424,200
	4	167,400	183,400	210,800	249,600	294,400	321,700	350,500	385,300	426,100
	5	168,900	185,400	212,800	251,300	296,300	324,000	352,600	387,200	427,500
	6	170,900	187,700	214,800	253,100	298,600	326,200	354,700	389,200	429,200
	7	172,700	190,000	216,800	254,700	300,900	328,500	356,900	391,100	430,800
	8	174,700	192,300	218,700	256,400	303,100	330,800	359,100	392,900	432,300
	9	176,400	194,500	220,800	257,900	305,200	332,700	361,000	394,700	433,900
	10	178,100	197,200	222,500	259,500	307,400	335,000	363,200	396,700	435,600
	11	179,800	199,700	224,300	260,900	309,700	337,200	365,300	398,700	437,200
	12	181,500	202,200	226,100	262,300	311,900	339,500	367,500	400,800	438,800
	13	183,500	204,600	228,000	263,900	314,000	341,600	369,700	402,600	439,900
	14	185,600	206,400	229,900	265,200	316,300	343,700	371,800	404,700	441,500
	15	187,700	208,200	231,800	266,300	318,500	345,900	374,000	406,700	443,300
	16	189,800	210,000	233,700	267,400	320,800	348,000	376,100	408,800	445,100
	17	192,000	211,900	235,300	268,500	322,700	350,200	377,900	410,500	446,700
	18	194,400	213,800	237,100	270,000	325,000	352,200	379,900	412,200	448,500
	19	196,800	215,700	238,900	271,400	327,100	354,300	381,900	413,900	450,300
	20	199,200	217,500	240,700	272,800	329,400	356,400	383,900	415,500	452,000
	21	201,700	219,200	242,300	274,000	331,500	358,500	385,700	417,200	453,600
	22	203,500	221,000	243,700	275,200	333,500	360,500	387,800	418,800	455,300
	23	205,300	222,700	244,900	276,600	335,600	362,500	389,900	420,200	456,900
	24	207,100	224,500	246,200	278,000	337,600	364,600	391,900	421,700	458,700
	25	209,000	226,200	247,500	279,100	339,600	366,500	393,600	423,000	460,200
	26	210,800	227,900	248,800	281,200	341,700	368,500	395,600	424,400	461,600
	27	212,600	229,600	250,100	283,300	343,700	370,600	397,700	425,900	463,100
	28	214,300	231,300	251,200	285,400	345,700	372,600	399,800	427,500	464,400
再任 用職 員以 外の 職員	29	216,200	232,900	252,400	287,400	347,900	374,500	401,300	428,800	465,600
	30	217,900	234,700	253,300	289,400	350,000	376,600	403,100	430,500	466,300
	31	219,700	236,500	254,600	291,400	352,000	378,700	404,800	432,200	467,000
	32	221,500	238,300	255,600	293,300	354,100	380,700	406,500	433,800	467,700
	33	223,200	239,700	256,600	295,200	355,800	382,600	408,200	435,200	468,200
	34	224,900	241,200	257,800	297,000	357,800	384,700	409,700	436,900	469,000
	35	226,600	242,500	258,900	298,900	359,800	386,800	411,300	438,600	469,700
	36	228,300	243,900	260,000	300,800	361,900	388,700	412,800	440,200	470,300
	37	229,900	245,200	261,000	302,600	363,800	390,400	414,100	441,600	470,600
	38	231,700	246,400	262,100	304,500	365,900	391,900	415,600	442,300	471,200
	39	233,500	247,600	263,200	306,400	367,900	393,200	417,100	443,000	471,700
	40	235,300	248,600	264,200	308,200	369,900	394,600	418,600	443,700	472,200
	41	236,700	249,800	265,300	310,100	371,900	395,800	420,100	444,100	472,700
	42	238,100	250,800	266,800	311,900	374,000	396,900	421,400	444,700	473,100

43	239,400	252,000	268,200	313,800	376,100	397,900	422,700	445,400	473,500
44	240,600	253,000	269,200	315,700	378,100	398,900	423,900	446,000	473,900
45	241,900	254,100	270,300	317,500	379,800	400,100	424,900	446,800	474,200
46	242,900	255,200	271,900	319,400	381,500	401,300	425,600	447,500	
47	243,900	256,300	273,600	321,300	383,100	402,400	426,400	448,000	
48	244,800	257,400	275,200	323,100	384,800	403,600	427,200	448,500	
49	245,700	258,400	277,000	324,700	386,200	404,900	427,700	449,000	
50	246,500	259,500	278,700	326,300	387,200	405,700	428,100	449,300	
51	247,700	260,600	280,400	327,900	388,200	406,500	428,500	449,600	
52	248,700	261,700	282,000	329,600	389,200	407,200	428,800	450,000	
53	249,700	262,800	283,500	331,300	390,500	407,700	429,100	450,400	
54	250,900	264,000	285,300	333,000	391,600	408,400	429,500	450,600	
55	251,900	265,400	287,000	334,800	392,700	409,100	429,800	450,900	
56	253,000	266,400	288,800	336,600	393,900	409,700	430,100	451,100	
57	254,100	267,400	290,400	337,800	395,200	410,400	430,400	451,500	
58	255,000	269,100	292,100	339,500	396,000	410,800	430,700	451,700	
59	255,900	270,700	293,900	341,200	396,800	411,400	431,000	451,900	
60	256,900	272,300	295,700	342,800	397,500	412,000	431,300	452,100	
61	257,900	273,900	297,200	344,400	398,000	412,400	431,600	452,500	
62	259,000	275,500	299,000	346,100	398,700	413,000	431,900		
63	260,100	277,100	300,800	347,800	399,400	413,500	432,200		
64	261,000	278,700	302,500	349,500	400,100	414,000	432,500		
65	262,000	280,200	304,000	351,100	400,400	414,500	432,800		
66	263,300	281,600	305,700	352,700	401,100	415,100	433,100		
67	264,700	283,100	307,300	354,300	401,800	415,500	433,400		
68	266,000	284,600	309,000	355,900	402,400	416,000	433,700		
69	267,200	286,200	310,600	357,100	402,800	416,400	433,900		
70	268,600	287,700	312,000	358,500	403,300	416,700	434,200		
71	270,000	289,300	313,500	359,800	403,900	417,000	434,500		
72	271,400	290,900	315,000	361,200	404,400	417,300	434,800		
73	272,700	292,200	316,000	362,400	404,900	417,600	435,000		
74	274,100	293,600	317,600	363,600	405,300	417,900	435,300		
75	275,500	295,100	319,200	364,900	405,800	418,200	435,600		
76	276,800	296,600	320,900	366,200	406,300	418,500	435,900		
77	278,000	297,700	322,700	367,500	406,800	418,700	436,100		
78	279,200	299,200	324,400	368,700	407,300	419,000	436,400		
79	280,400	300,600	326,000	369,900	407,900	419,300	436,700		
80	281,500	302,100	327,600	371,100	408,400	419,600	437,000		
81	282,800	303,600	329,300	372,300	408,800	419,800	437,200		
82	284,000	305,000	331,000	373,500	409,400	420,100	437,500		
83	285,300	306,300	332,600	374,600	409,900	420,400	437,800		
84	286,600	307,700	334,300	375,800	410,100	420,600	438,100		
85	287,800	308,900	335,700	376,900	410,400	420,800	438,300		
86	289,000	310,400	337,200	377,500	410,900	421,100			
87	290,200	311,800	338,700	378,000	411,200	421,400			
88	291,400	313,300	340,200	378,600	411,500	421,600			
89	292,500	314,800	341,500	379,200	411,800	421,800			
90	293,700	316,300	342,700	379,800	412,200	422,100			

91	294,800	317,700	344,000	380,400	412,600	422,400
92	296,000	319,200	345,300	381,000	413,000	422,600
93	296,800	320,500	346,700	381,300	413,300	422,800
94	298,100	321,800	348,200	381,800	413,700	
95	299,300	323,200	349,700	382,400	414,100	
96	300,600	324,500	351,200	382,900	414,500	
97	301,700	325,700	352,500	383,300	414,800	
98	302,900	327,000	353,700	383,700		
99	304,100	328,300	354,800	384,300		
100	305,300	329,600	356,000	384,800		
101	306,500	331,000	357,100	385,200		
102	307,500	331,900	358,200	385,700		
103	308,600	333,100	359,300	386,300		
104	309,600	334,300	360,500	386,800		
105	310,400	335,400	361,700	387,100		
106	311,000	336,500	362,200	387,500		
107	311,600	337,500	362,800	388,000		
108	312,300	338,600	363,400	388,300		
109	312,800	339,800	364,000	388,600		
110	313,300	340,800	364,500	389,100		
111	313,900	341,800	365,000	389,600		
112	314,500	342,700	365,500	390,100		
113	315,300	343,600	365,900	390,400		
114	316,000	344,500	366,300	390,900		
115	316,700	345,500	366,900	391,400		
116	317,400	346,500	367,400	391,900		
117	318,000	347,500	367,800	392,200		
118	318,800	348,000	368,300	392,700		
119	319,500	348,600	368,900	393,200		
120	320,300	349,200	369,400	393,700		
121	320,900	349,500	369,500	394,100		
122	321,200	349,900	370,100	394,600		
123	321,700	350,400	370,600	395,000		
124	322,200	350,800	371,000	395,500		
125	322,500	351,200	371,500	395,900		
126		351,600	372,000			
127		352,100	372,500			
128		352,500	373,000			
129		352,900	373,300			
130		353,300	373,800			
131		353,700	374,300			
132		354,100	374,800			
133		354,300	375,100			
134		354,800	375,600			
135		355,200	376,000			
136		355,500	376,400			
137		355,800	376,700			
138		356,200	377,200			

	139		356,700	377,700						
	140		357,200	378,200						
	141		357,500	378,500						
	142		358,000							
	143		358,500							
	144		359,000							
	145		359,300							
再任用職員		238,900	250,600	254,800	286,200	302,700	316,800	340,400	375,600	407,200

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

教育職給料表(一)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	209,400	269,300	315,300	401,900
	2	211,600	272,300	318,300	404,200
	3	213,800	275,200	321,500	406,600
	4	216,000	278,000	324,600	409,100
	5	218,100	280,900	328,000	411,500
	6	220,300	283,300	330,800	414,000
	7	222,500	285,500	333,700	416,400
	8	224,600	287,700	336,600	418,900
	9	226,800	290,300	339,600	420,900
	10	229,200	292,700	342,800	423,400
	11	231,600	295,200	346,000	425,800
	12	234,000	297,700	349,300	428,200
	13	236,300	300,000	352,400	429,900
	14	238,700	302,000	354,700	432,100
	15	241,100	304,000	357,200	434,400
	16	243,500	305,900	359,800	436,700
	17	245,700	308,100	362,500	439,000
	18	248,800	310,300	364,700	441,400
	19	251,900	312,500	367,000	443,700
	20	255,000	314,700	369,200	446,100
	21	257,900	316,800	371,300	448,300
	22	260,900	319,600	373,400	450,600
	23	263,800	322,300	375,500	453,000
	24	266,700	325,100	377,600	455,300
再任 用職 員以 外の 職員	25	269,500	327,400	379,500	457,300
	26	272,000	329,700	381,300	459,500
	27	274,500	332,100	383,200	461,600
	28	277,200	334,600	385,100	463,800
	29	280,000	337,000	387,100	465,900
	30	282,200	339,200	388,800	468,200
	31	284,500	341,400	390,500	470,400
	32	286,800	343,500	392,200	472,500
	33	289,300	345,700	394,000	474,400
	34	291,600	348,000	395,800	476,500
	35	294,100	350,300	397,400	478,800
	36	296,400	352,500	399,200	481,000
	37	298,900	354,500	400,500	483,100
	38	300,500	356,500	402,200	485,100
	39	302,300	358,600	403,800	487,000
	40	304,100	360,500	405,400	488,900
	41	305,900	362,500	406,700	490,900
	42	306,800	364,400	408,300	492,800

43	307,600	366,200	409,800	494,600
44	308,300	368,000	411,400	496,500
45	309,200	370,000	412,800	498,400
46	310,400	371,800	414,400	500,200
47	311,600	373,400	415,900	502,000
48	312,700	375,200	417,500	503,900
49	313,700	377,100	418,900	505,600
50	314,800	378,800	420,200	507,300
51	315,800	380,600	421,500	509,100
52	316,800	382,300	422,800	511,000
53	318,000	383,600	423,500	512,600
54	319,000	385,100	424,500	514,200
55	320,100	386,500	425,400	515,900
56	321,100	388,100	426,300	517,500
57	322,200	389,500	427,200	519,100
58	323,300	390,900	428,100	520,400
59	324,400	392,300	429,000	521,700
60	325,400	393,800	429,900	522,900
61	326,500	395,100	430,800	524,100
62	327,500	396,500	431,700	525,100
63	328,600	398,000	432,700	526,100
64	329,700	399,500	433,800	527,100
65	330,600	400,500	434,700	527,700
66	331,700	401,600	435,700	528,600
67	332,700	402,600	436,700	529,500
68	333,800	403,700	437,600	530,400
69	334,700	404,700	438,600	531,300
70	335,800	405,600	439,600	532,100
71	336,800	406,400	440,600	532,800
72	337,900	407,200	441,600	533,300
73	338,500	408,000	442,600	534,000
74	339,500	408,900	443,500	534,500
75	340,500	409,700	444,400	535,300
76	341,500	410,500	445,400	535,900
77	342,500	411,200	446,200	536,400
78	343,500	411,600	446,700	
79	344,500	411,900	447,400	
80	345,400	412,200	448,000	
81	346,400	412,500	448,800	
82	347,400	412,800	449,500	
83	348,400	413,100	449,800	
84	349,400	413,400	450,400	
85	350,000	413,700	450,800	
86	350,600	414,000	451,100	
87	351,200	414,300	451,400	
88	351,800	414,600	451,700	
89	352,400	414,800	452,000	
90	352,800	415,100		

91	353,200	415,400		
92	353,700	415,700		
93	354,200	415,900		
94	354,600	416,200		
95	355,100	416,500		
96	355,600	416,800		
97	356,200	417,000		
98	356,700	417,300		
99	357,100	417,600		
100	357,600	417,800		
101	358,000	418,000		
102	358,500	418,300		
103	358,900	418,600		
104	359,400	418,800		
105	359,900	419,000		
106	360,300			
107	360,800			
108	361,300			
109	361,700			
110	362,200			
111	362,700			
112	363,100			
113	363,500			
114	363,900			
115	364,400			
116	364,800			
117	365,200			
118	365,600			
119	366,100			
120	366,500			
121	366,800			
122	367,200			
123	367,700			
124	368,000			
125	368,400			
126	368,900			
127	369,400			
128	369,800			
129	370,200			
再任用職員	280,400	291,500	313,400	397,400

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教育職給料表(二)

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	153,200	169,200	257,300	284,900	404,400
	2	154,700	171,300	259,800	287,600	405,900
	3	156,200	173,400	262,200	290,500	407,400
	4	157,700	175,700	264,600	293,200	408,900
	5	159,400	177,700	267,100	295,700	410,300
	6	161,400	179,900	269,300	298,100	411,700
	7	163,200	182,100	271,500	300,600	413,200
	8	165,000	184,300	273,600	303,200	414,800
	9	166,800	186,600	276,000	305,700	416,200
	10	169,000	189,500	278,300	308,500	417,600
	11	171,000	192,200	280,600	311,300	419,000
	12	173,000	194,900	282,800	314,200	420,300
	13	175,100	197,900	285,200	316,800	421,600
	14	177,300	199,600	287,200	319,000	423,000
	15	179,500	201,200	289,100	321,200	424,400
	16	181,700	202,900	291,000	323,500	425,800
	17	184,000	204,700	293,100	325,800	427,000
	18	186,700	206,400	295,800	328,000	428,300
	19	189,200	208,100	298,400	330,300	429,500
	20	191,700	209,700	301,100	332,500	430,800
	21	194,200	211,500	303,600	334,800	431,900
	22	195,900	213,400	306,300	337,000	433,100
	23	197,600	215,300	308,800	339,300	434,400
	24	199,300	217,200	311,500	341,600	435,700
	25	200,800	218,900	314,200	343,700	437,000
	26	202,400	220,900	316,500	345,500	438,200
	27	204,000	222,900	318,900	347,400	439,200
	28	205,500	224,900	321,200	349,300	440,300
	29	207,200	226,800	323,500	351,200	441,500
	30	208,900	229,500	325,500	353,000	442,300
	31	210,600	232,200	327,700	354,700	443,100
	32	212,300	234,800	329,900	356,600	444,000
	33	213,800	237,400	332,000	358,300	444,900
	34	215,500	240,200	334,100	360,000	445,400
	35	217,200	242,800	336,200	361,700	445,900
	36	218,900	245,600	338,200	363,500	446,400
	37	220,500	248,200	340,300	365,400	446,900
	38	222,200	250,600	342,200	366,900	447,400
	39	223,900	253,000	344,200	368,500	447,900
	40	225,600	255,300	346,100	370,100	448,400
	41	227,300	257,800	348,000	371,400	448,900
	42	229,100	260,100	349,800	372,800	449,400

43	230,900	262,300	351,600	374,300	449,900
44	232,600	264,500	353,300	375,800	450,400
45	234,500	266,600	355,100	377,300	450,900
46	236,100	268,800	356,800	378,900	451,400
47	237,700	270,900	358,400	380,500	451,900
48	239,300	273,000	360,000	382,000	452,400
49	240,800	275,200	361,400	383,400	452,900
50	242,300	277,100	362,900	384,900	
51	243,900	279,100	364,600	386,400	
52	245,400	281,100	366,200	387,800	
53	246,500	282,900	367,700	389,000	
54	248,100	285,400	369,200	390,300	
55	249,600	287,600	370,700	391,400	
56	251,200	289,900	372,200	392,500	
57	252,400	291,900	373,700	394,000	
58	253,800	294,500	375,100	395,200	
59	255,200	297,000	376,500	396,400	
60	256,600	299,700	377,800	397,700	
61	257,900	302,100	378,700	398,900	
62	259,300	304,500	379,900	399,900	
63	260,700	307,000	381,100	401,300	
64	261,900	309,400	382,200	402,600	
65	263,000	311,800	383,200	403,800	
66	264,600	314,000	384,400	404,900	
67	266,200	316,100	385,400	406,100	
68	267,700	318,300	386,500	407,200	
69	269,400	320,600	387,700	408,200	
70	270,900	322,700	388,700	409,400	
71	272,400	324,900	389,800	410,600	
72	273,900	326,900	391,000	411,800	
73	275,100	329,100	392,000	412,400	
74	276,400	331,200	393,100	413,200	
75	277,700	333,400	394,200	413,900	
76	279,000	335,600	395,300	414,400	
77	280,400	337,400	396,200	414,700	
78	281,600	339,300	397,100	415,100	
79	282,800	341,200	398,100	415,500	
80	284,000	343,000	399,100	415,900	
81	285,300	344,800	399,900	416,200	
82	286,400	346,600	400,700	416,600	
83	287,600	348,300	401,400	417,000	
84	288,800	350,100	402,200	417,300	
85	289,800	351,500	402,900	417,600	
86	290,800	353,100	403,700	418,000	
87	291,800	354,800	404,400	418,400	
88	292,800	356,300	405,100	418,700	
89	293,900	357,700	405,700	419,000	
90	294,800	359,000	406,400	419,300	

91	295,700	360,400	406,900	419,600
92	296,600	361,800	407,600	419,800
93	297,100	363,300	408,000	420,000
94	297,900	364,600	408,400	420,300
95	298,700	365,900	408,700	420,600
96	299,500	367,100	409,000	420,800
97	300,300	368,100	409,300	421,000
98	301,100	369,100	409,600	421,300
99	301,900	370,100	409,900	421,600
100	302,700	371,100	410,100	421,800
101	303,600	372,000	410,300	422,000
102	304,100	373,000	410,600	
103	304,600	374,000	410,900	
104	305,100	375,000	411,100	
105	305,300	375,800	411,300	
106	305,700	376,700	411,600	
107	306,000	377,600	411,900	
108	306,300	378,600	412,100	
109	306,500	379,400	412,300	
110	306,700	380,400		
111	307,000	381,400		
112	307,300	382,400		
113	307,500	383,000		
114	307,700	383,900		
115	307,900	384,800		
116	308,200	385,700		
117	308,500	386,500		
118	308,800	387,200		
119	309,100	388,000		
120	309,400	388,800		
121	309,500	389,400		
122	309,700	390,200		
123	310,000	390,900		
124	310,300	391,600		
125	310,500	392,200		
126	310,700	392,900		
127	311,000	393,400		
128	311,300	394,000		
129	311,500	394,700		
130	311,700	395,300		
131	312,000	395,800		
132	312,300	396,300		
133	312,500	396,600		
134	312,700	396,900		
135	313,000	397,200		
136	313,300	397,500		
137	313,500	397,800		
138	313,700	398,100		

	139	314,000	398,400			
	140	314,300	398,700			
	141	314,500	399,000			
	142	314,700	399,300			
	143	315,000	399,600			
	144	315,300	399,900			
	145	315,500	400,100			
	146	315,700	400,400			
	147	316,000	400,700			
	148	316,300	400,900			
	149	316,500	401,100			
	150	316,700	401,400			
	151	317,000	401,700			
	152	317,300	401,900			
	153	317,500	402,100			
	154	317,700	402,400			
	155	318,000	402,700			
	156	318,300	402,900			
	157	318,500	403,100			
	158	318,700	403,400			
	159	319,000	403,700			
	160	319,300	403,900			
	161	319,500	404,100			
再任用職員		225,200	268,800	295,800	322,100	402,900
任期付職員		179,500	204,700	257,300	268,000	389,000

備考 1 この表は、高等学校、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研 究 職 給 料 表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	139,300	189,300	274,000	327,100	385,800
	2	140,400	191,800	276,500	329,300	388,700
	3	141,700	194,200	279,000	331,500	391,500
	4	142,800	196,600	281,500	333,600	394,300
	5	143,900	199,100	283,900	335,500	396,600
	6	145,200	201,400	286,100	337,600	399,300
	7	146,500	203,700	288,300	339,700	402,000
	8	147,800	205,900	290,500	341,800	404,700
	9	148,900	208,000	292,700	343,800	407,400
	10	150,700	210,300	295,500	345,800	410,000
	11	152,300	212,500	298,200	347,900	412,700
	12	153,900	214,800	301,000	349,900	415,500
	13	155,400	217,000	303,400	352,000	418,200
	14	157,300	219,400	306,100	353,900	420,900
	15	159,200	221,800	308,800	355,800	423,700
	16	161,300	224,200	311,600	357,700	426,400
	17	163,100	226,500	314,200	359,600	428,900
	18	165,300	229,400	316,400	361,500	431,500
	19	167,600	232,300	318,700	363,400	434,000
	20	169,700	235,200	320,900	365,400	436,600
	21	171,900	237,700	323,200	367,000	439,100
	22	174,400	240,400	325,200	369,000	441,700
	23	176,700	242,900	327,200	370,900	444,300
	24	179,000	245,600	329,300	372,800	446,800
再任 用職 員以 外の 職員	25	181,100	248,300	331,400	374,400	449,000
	26	183,200	250,600	333,300	376,100	451,300
	27	185,300	252,900	335,100	378,000	453,800
	28	187,400	255,100	337,000	379,900	456,300
	29	189,400	257,700	339,000	381,800	458,800
	30	191,200	259,800	340,700	383,700	461,300
	31	193,000	261,800	342,300	385,600	463,800
	32	194,700	263,800	344,000	387,600	466,300
	33	196,500	265,700	345,400	389,200	468,600
	34	198,400	267,700	346,800	391,000	471,000
	35	200,300	269,800	348,300	392,600	473,400
	36	202,200	271,700	349,800	394,400	475,900
	37	203,900	273,600	351,100	395,600	478,300
	38	205,800	275,000	352,500	397,100	480,800
	39	207,700	276,400	353,900	398,500	483,200
	40	209,600	277,900	355,300	399,900	485,700
	41	211,500	279,200	356,200	401,300	488,000
	42	213,400	280,300	357,300	402,600	490,200

43	215,300	281,300	358,600	404,100	492,400
44	217,200	282,300	359,700	405,700	494,600
45	218,900	283,000	360,900	407,100	496,300
46	220,800	284,300	362,100	408,300	497,800
47	222,600	285,600	363,400	409,900	499,400
48	224,400	286,800	364,600	411,500	500,900
49	226,100	288,200	365,700	412,800	502,600
50	227,800	289,500	367,000	414,200	504,000
51	229,500	290,700	368,300	415,700	505,400
52	231,100	291,900	369,600	417,100	506,900
53	232,600	293,100	370,300	418,500	508,000
54	234,200	294,300	371,300	419,900	509,200
55	235,900	295,600	372,200	421,300	510,400
56	237,400	296,800	373,200	422,700	511,600
57	238,900	297,900	374,000	423,800	512,500
58	240,100	299,100	374,800	425,100	513,500
59	241,200	300,300	375,500	426,500	514,500
60	242,200	301,500	376,200	427,800	515,500
61	243,400	302,500	376,800	428,600	516,600
62	244,400	303,600	377,500	429,500	517,500
63	245,400	304,700	378,400	430,500	518,200
64	246,500	305,800	379,300	431,400	518,900
65	247,600	306,800	379,900	432,300	519,700
66	248,800	307,900	380,700	433,100	520,500
67	249,900	309,000	381,500	433,700	521,300
68	250,800	310,100	382,300	434,500	522,100
69	251,700	311,200	382,900	434,900	522,800
70	253,200	312,200	383,600	435,500	523,600
71	254,700	313,300	384,300	436,000	524,400
72	256,100	314,400	385,000	436,500	525,200
73	257,500	315,200	385,700	437,000	525,900
74	258,900	316,200	386,300	437,600	
75	260,300	317,300	386,900	438,100	
76	261,600	318,400	387,600	438,600	
77	262,700	319,500	388,300	439,100	
78	263,900	320,500	388,900	439,700	
79	265,200	321,500	389,500	440,200	
80	266,400	322,400	390,100	440,700	
81	267,800	323,500	390,700	441,200	
82	269,100	324,300	391,300		
83	270,400	325,000	391,900		
84	271,600	325,800	392,500		
85	272,800	326,300	393,000		
86	274,000	326,800	393,500		
87	275,300	327,300	394,000		
88	276,500	327,800	394,700		
89	277,500	328,100	395,100		
90	278,700	328,600			

	91	279,900	329,100			
	92	281,100	329,600			
	93	282,100	329,900			
	94	283,100	330,300			
	95	284,100	330,800			
	96	285,100	331,300			
	97	285,700	331,800			
	98	286,600	332,300			
	99	287,400	332,800			
	100	288,300	333,300			
	101	289,200	333,800			
	102	289,900	334,300			
	103	290,600	334,800			
	104	291,300	335,300			
	105	292,000	335,800			
	106	292,500	336,200			
	107	293,000	336,700			
	108	293,500	337,100			
	109	293,700	337,600			
	110	294,100				
	111	294,400				
	112	294,700				
	113	295,000				
	114	295,300				
	115	295,600				
	116	295,900				
	117	296,200				
	118	296,600				
	119	296,900				
	120	297,300				
	121	297,600				
再任用職員		215,200	256,400	281,200	323,600	382,100

備考 この表は、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(二)

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	182,400	217,200	243,400	275,700	323,700	368,800	434,900
	2	145,500	184,000	218,800	244,700	277,800	325,700	371,500	437,500
	3	146,900	185,600	220,400	245,900	280,000	327,900	374,100	440,000
	4	148,300	187,200	222,000	247,200	282,200	330,100	376,800	442,600
	5	149,500	188,700	223,400	248,400	284,400	332,100	379,200	445,000
	6	151,400	190,300	225,000	249,600	286,500	334,300	381,900	447,500
	7	153,100	191,900	226,500	250,800	288,700	336,400	384,500	450,000
	8	154,800	193,400	228,100	252,000	290,900	338,600	387,200	452,500
	9	156,500	195,000	229,600	253,300	292,900	340,600	389,300	454,900
	10	158,200	196,700	231,100	254,200	295,100	342,700	391,600	457,300
	11	159,900	198,300	232,500	255,200	297,200	344,900	393,800	459,900
	12	161,800	200,000	233,800	256,200	299,400	347,000	396,000	462,300
	13	163,300	201,600	235,500	257,400	301,600	348,700	398,100	464,800
	14	165,200	203,200	236,800	259,100	303,600	350,700	400,100	466,300
	15	167,300	204,800	238,000	260,700	305,700	352,600	402,100	467,600
	16	169,200	206,400	239,300	262,300	307,700	354,600	404,200	468,900
	17	171,100	208,000	240,400	263,900	309,900	356,600	406,000	470,100
	18	173,000	209,700	241,600	265,800	311,900	358,600	408,000	471,400
	19	174,800	211,300	242,800	267,600	314,000	360,600	409,900	472,700
	20	176,700	213,000	244,000	269,500	316,100	362,600	412,000	474,000
再任 職員 及 び 任 期 付 職 員 以 外 の 職 員	21	178,600	214,300	245,300	271,300	318,000	364,400	413,800	475,200
	22	180,100	215,800	246,300	273,100	320,000	366,400	415,400	476,600
	23	181,600	217,200	247,300	275,000	321,900	368,500	417,000	478,000
	24	183,100	218,700	248,300	276,800	323,900	370,600	418,500	479,200
	25	184,700	220,100	249,400	278,600	325,900	372,000	420,000	480,600
	26	186,200	221,400	251,000	280,500	327,800	373,800	421,300	481,900
	27	187,700	222,700	252,500	282,400	329,800	375,600	422,600	483,300
	28	189,100	223,800	254,000	284,200	331,800	377,300	423,900	484,700
	29	190,700	225,200	255,500	286,200	333,400	379,100	425,200	486,100
	30	192,000	226,500	257,300	288,100	335,200	380,600	426,400	487,200
	31	193,300	228,000	259,100	289,900	336,900	382,200	427,600	488,300
	32	194,600	229,300	260,800	291,800	338,700	383,900	428,700	489,400
	33	196,000	230,700	262,300	293,600	340,500	385,200	429,900	490,500
	34	197,400	232,000	264,100	295,300	342,300	386,500	431,100	491,400
	35	198,800	233,100	265,800	297,100	344,200	387,800	432,300	492,300
	36	200,200	234,300	267,600	298,900	346,000	389,000	433,500	493,200
	37	201,400	235,700	269,100	300,400	347,800	390,100	434,800	494,200
	38	202,700	236,900	270,800	302,100	349,500	391,300	435,600	
	39	204,000	238,100	272,500	303,800	351,100	392,400	436,000	
	40	205,300	239,400	274,200	305,400	352,800	393,500	436,700	
	41	206,500	240,600	275,900	307,200	354,000	394,300	437,200	
	42	207,600	241,900	277,500	308,900	355,100	395,100	437,600	

43	208,800	243,100	279,200	310,500	356,300	395,900	438,000
44	210,000	244,100	280,900	312,200	357,500	396,700	438,400
45	211,200	245,200	282,500	313,400	358,700	397,100	438,800
46	212,200	246,700	284,200	314,800	359,500	397,700	439,200
47	213,200	248,300	285,900	316,300	360,700	398,200	439,600
48	214,200	249,800	287,500	317,900	361,800	398,600	439,900
49	215,200	251,400	288,900	319,400	362,800	399,000	440,200
50	216,000	252,800	290,500	320,700	363,800	399,300	440,600
51	216,900	254,200	292,000	321,900	364,800	399,600	440,900
52	217,800	255,600	293,600	323,200	365,800	399,900	441,200
53	218,500	256,700	295,000	324,300	366,600	400,200	441,500
54	219,400	258,100	296,500	325,300	367,400	400,500	
55	220,200	259,500	297,900	326,400	368,300	400,800	
56	221,100	260,900	299,400	327,400	369,200	401,100	
57	221,800	261,900	300,700	327,900	369,700	401,400	
58	222,600	263,200	301,900	328,800	370,500	401,700	
59	223,400	264,500	303,200	329,600	371,300	402,000	
60	224,200	265,800	304,600	330,500	372,100	402,400	
61	225,000	266,800	305,900	331,300	372,500	402,600	
62	225,900	268,000	307,100	331,600	373,200	402,900	
63	226,800	269,300	308,400	332,200	373,900	403,200	
64	227,900	270,600	309,600	332,900	374,600	403,500	
65	228,500	271,600	311,000	333,500	375,000	403,700	
66	229,400	272,700	311,800	334,200	375,600	404,000	
67	230,300	273,800	312,600	334,900	376,300	404,300	
68	231,200	274,900	313,400	335,600	376,900	404,600	
69	231,900	276,000	314,000	336,300	377,300	404,800	
70	232,600	277,000	314,700	336,800	377,800	405,100	
71	233,300	278,100	315,400	337,400	378,300	405,400	
72	234,000	279,200	316,000	338,000	378,800	405,700	
73	234,700	280,100	316,700	338,300	379,400	405,900	
74	235,500	280,800	316,900	338,900	379,900		
75	236,300	281,400	317,500	339,400	380,500		
76	237,100	282,200	318,100	340,000	381,100		
77	237,700	283,000	318,700	340,500	381,600		
78	238,300	283,600	319,200	341,000	382,100		
79	238,900	284,200	319,700	341,500	382,600		
80	239,500	284,800	320,200	341,900	383,100		
81	239,900	285,500	320,800	342,200	383,400		
82	240,300	286,000	321,300	342,500	383,900		
83	240,700	286,400	321,700	342,900	384,300		
84	241,100	286,800	322,200	343,200	384,700		
85	241,500	287,000	322,700	343,700	385,100		
86		287,200	323,100	344,000			
87		287,400	323,300	344,300			
88		287,600	323,700	344,600			
89		288,000	324,100	345,000			
90		288,200	324,500	345,300			

	91		288,400	324,900	345,700				
	92		288,600	325,300	346,000				
	93		289,000	325,600	346,400				
	94		289,200	325,800	346,700				
	95		289,400	326,200	347,000				
	96		289,700	326,500	347,300				
	97		290,100	326,700	347,600				
	98		290,400	327,000					
	99		290,600	327,300					
	100		290,900	327,600					
	101		291,200	327,800					
	102		291,400	328,100					
	103		291,600	328,500					
	104		291,900	328,700					
	105		292,200	328,800					
	106			329,100					
	107			329,500					
	108			329,700					
	109			329,900					
	110			330,300					
	111			330,700					
	112			331,100					
	113			331,300					
再任用職員		186,400	213,000	241,200	254,600	279,800	320,500	362,700	424,200
任期付職員		167,300	188,700	209,700	230,700	260,000	300,700	333,700	393,400

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(三)

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	157,400	185,100	233,500	256,600	281,500	326,900	371,800
	2	158,800	187,200	235,300	257,300	283,400	329,100	374,400
	3	160,400	189,300	237,100	258,100	285,400	331,200	377,100
	4	161,800	191,400	238,900	259,000	287,400	333,400	379,700
	5	163,200	193,500	240,300	259,800	289,200	335,600	381,900
	6	164,700	195,900	241,700	260,700	291,000	337,700	384,300
	7	166,200	198,200	242,900	261,400	292,900	339,900	386,600
	8	167,700	200,500	244,200	262,300	294,800	342,000	388,900
	9	169,000	202,900	245,400	263,400	296,700	343,700	390,900
	10	170,800	204,300	246,400	264,100	298,600	345,700	393,000
	11	172,400	205,700	247,300	265,400	300,400	347,600	395,200
	12	174,000	207,100	248,300	266,700	302,300	349,600	397,500
	13	175,600	208,500	249,600	268,000	304,000	351,700	399,400
	14	177,600	210,000	250,600	269,500	305,700	353,800	401,400
	15	179,600	211,500	251,500	270,800	307,500	355,900	403,600
	16	181,600	212,800	252,400	272,300	309,300	357,900	405,800
	17	183,900	214,200	253,200	273,700	311,200	359,900	407,800
	18	186,000	215,700	254,100	275,200	312,800	361,900	410,000
	19	188,100	217,200	255,100	276,600	314,500	364,000	412,200
	20	190,200	218,700	255,900	278,100	316,200	366,100	414,300
	21	192,300	220,100	256,700	279,700	317,700	367,800	416,200
	22	194,500	221,700	257,500	281,300	319,300	369,900	418,100
再任 用職員及 び任期付 職員以外 の職員	23	196,700	223,400	258,400	282,800	320,900	372,000	419,900
	24	198,900	225,100	259,300	284,300	322,400	374,000	421,800
	25	201,000	226,600	260,400	285,600	324,100	376,000	423,500
	26	202,300	228,300	261,900	287,400	325,500	377,600	425,100
	27	203,600	230,000	263,200	289,200	327,000	379,500	426,800
	28	204,900	231,700	264,600	290,900	328,600	381,400	428,400
	29	206,100	233,300	266,000	292,500	330,000	383,200	429,700
	30	207,300	234,700	267,600	294,200	331,500	384,900	431,000
	31	208,600	236,000	269,200	295,800	332,900	386,800	432,600
	32	209,800	237,200	270,700	297,500	334,400	388,600	434,100
	33	211,100	238,600	272,300	299,000	336,100	390,300	435,800
	34	212,400	239,600	273,800	300,500	337,600	392,000	437,400
	35	213,700	240,500	275,200	302,100	339,200	393,800	438,800
	36	215,000	241,500	276,600	303,700	340,700	395,500	440,200
	37	216,300	242,600	278,200	305,200	342,400	397,100	441,300
	38	217,700	243,600	279,600	306,700	344,000	398,800	442,600
	39	219,100	244,500	281,100	308,300	345,500	400,600	443,900
	40	220,500	245,500	282,500	309,900	347,100	402,400	445,300
	41	221,700	246,300	284,100	311,500	348,300	403,900	446,300
	42	223,100	247,200	285,700	312,900	349,800	405,400	447,000

43	224,500	248,100	287,200	314,300	351,300	406,900	447,800
44	225,900	249,000	288,800	315,800	352,700	408,200	448,400
45	227,100	249,900	290,200	316,900	354,300	409,300	449,300
46	228,500	250,800	291,600	318,300	355,300	410,400	450,000
47	229,800	251,800	293,100	319,700	356,800	411,500	450,800
48	231,100	252,800	294,600	321,200	358,100	412,700	451,600
49	232,200	253,700	295,900	322,400	359,500	414,000	452,300
50	233,200	255,000	297,200	323,800	360,900	415,100	453,000
51	234,300	256,000	298,600	325,100	362,200	416,300	453,700
52	235,300	257,100	300,000	326,400	363,600	417,400	454,500
53	236,400	258,300	301,500	327,800	365,100	418,600	455,300
54	237,300	259,900	302,800	329,200	366,300	419,600	456,100
55	238,300	261,400	304,200	330,600	367,400	420,700	456,800
56	239,200	262,900	305,600	331,900	368,600	421,800	457,500
57	240,200	264,500	306,700	332,800	369,700	422,900	458,300
58	241,200	266,100	307,900	334,100	370,600	423,400	
59	242,000	267,600	309,200	335,300	371,600	424,000	
60	242,900	269,200	310,600	336,600	372,600	424,400	
61	243,900	270,600	311,700	337,700	373,200	425,000	
62	244,800	272,100	313,000	338,600	374,000	425,500	
63	245,700	273,600	314,300	339,800	374,800	425,900	
64	246,700	275,000	315,500	341,100	375,600	426,400	
65	247,500	276,600	316,800	342,200	376,300	427,000	
66	248,500	278,100	318,100	343,400	377,000	427,400	
67	249,600	279,600	319,400	344,600	377,800	427,700	
68	250,500	281,100	320,700	345,700	378,500	428,000	
69	251,300	282,300	321,400	346,700	379,100	428,400	
70	252,500	283,800	322,500	347,700	379,700	428,800	
71	253,800	285,300	323,600	348,800	380,400	429,100	
72	255,000	286,700	324,500	349,900	381,000	429,400	
73	256,400	287,900	325,800	350,700	381,700	429,800	
74	257,700	289,300	326,500	351,800	382,200	430,200	
75	259,000	290,700	327,600	352,900	382,800	430,500	
76	260,300	292,000	328,800	354,000	383,300	430,800	
77	261,300	293,500	329,900	354,700	383,700	431,200	
78	262,400	294,800	331,100	355,500	384,300	431,600	
79	263,700	296,000	332,200	356,300	384,800	431,900	
80	265,000	297,300	333,400	357,000	385,100	432,200	
81	266,100	298,100	334,500	357,600	385,400	432,600	
82	267,100	299,300	335,600	358,100	385,900		
83	268,200	300,500	336,600	358,700	386,300		
84	269,300	301,700	337,700	359,200	386,600		
85	270,200	302,800	338,600	359,800	386,900		
86	271,100	304,000	339,600	360,300	387,400		
87	272,200	305,200	340,500	360,900	387,900		
88	273,300	306,300	341,500	361,400	388,300		
89	274,300	307,600	342,500	361,800	388,600		
90	275,200	308,800	343,300	362,200	389,000		

91	276,200	310,000	344,100	362,800	389,500
92	277,200	311,200	344,900	363,300	389,900
93	278,200	312,000	345,500	363,600	390,300
94	279,200	312,700	346,100	364,100	
95	280,100	313,400	346,800	364,500	
96	281,100	314,000	347,400	364,800	
97	282,000	314,700	347,800	365,400	
98	282,800	315,000	348,200	365,900	
99	283,500	315,600	348,700	366,400	
100	284,400	316,300	349,100	366,900	
101	285,200	316,700	349,600	367,500	
102	286,000	317,300	350,000	368,000	
103	286,800	317,900	350,500	368,500	
104	287,600	318,500	350,900	368,900	
105	288,300	318,900	351,200	369,500	
106	288,800	319,400	351,700	370,000	
107	289,300	319,900	352,100	370,500	
108	289,800	320,400	352,400	371,000	
109	290,000	320,800	352,900	371,600	
110	290,300	321,200	353,400	372,000	
111	290,500	321,500	353,900	372,500	
112	290,900	321,800	354,400	373,000	
113	291,200	322,200	354,900	373,600	
114	291,400	322,600	355,400		
115	291,800	323,000	355,900		
116	292,100	323,300	356,300		
117	292,400	323,500	356,700		
118	292,700	323,800			
119	293,000	324,200			
120	293,400	324,400			
121	293,700	324,600			
122	294,100	324,900			
123	294,400	325,200			
124	294,800	325,500			
125	295,000	325,700			
126	295,200	326,000			
127	295,500	326,400			
128	295,900	326,600			
129	296,100	326,700			
130	296,400	327,000			
131	296,800	327,400			
132	297,200	327,600			
133	297,400	327,900			
134	297,700	328,300			
135	298,100	328,700			
136	298,400	329,100			
137	298,600	329,400			
138	298,900	329,800			

	139	299,300	330,200					
	140	299,600	330,600					
	141	299,800	330,900					
	142	300,200	331,300					
	143	300,600	331,600					
	144	300,900	332,000					
	145	301,000	332,300					
	146	301,300						
	147	301,600						
	148	302,000						
	149	302,200						
	150	302,400						
	151	302,700						
	152	303,000						
	153	303,400						
	154	303,600						
	155	303,800						
	156	304,100						
	157	304,400						
再任用職員		232,700	253,100	260,300	270,500	286,800	323,900	368,300
任期付職員		169,000	202,900	226,400	246,200	269,200	304,400	334,600

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

海 事 職 給 料 表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	167,200	221,200	264,500	312,100	350,600
	2	169,500	223,300	266,300	314,300	353,000
	3	171,900	225,300	268,100	316,500	355,400
	4	174,200	227,400	269,900	318,700	357,900
	5	176,600	229,400	271,200	321,000	360,300
	6	179,200	231,400	273,100	322,900	363,400
	7	181,600	233,500	274,900	324,800	366,600
	8	184,200	235,600	276,700	326,600	369,600
	9	186,400	237,800	278,300	328,400	372,500
	10	188,800	239,700	280,800	330,900	375,600
	11	191,200	241,600	283,100	333,300	378,700
	12	193,800	243,500	285,300	335,800	381,800
	13	196,300	245,400	287,800	338,000	384,700
	14	198,900	247,300	290,300	340,500	387,400
	15	201,700	249,200	292,600	343,000	390,200
	16	204,300	251,100	294,800	345,500	392,900
	17	206,700	252,900	297,100	347,900	395,800
	18	209,400	254,800	299,300	350,400	397,800
	19	212,100	256,700	301,500	352,800	399,800
	20	214,800	258,600	303,700	355,300	401,900
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	21	217,500	260,100	305,800	357,700	403,600
	22	219,100	261,700	306,800	360,100	405,600
	23	220,700	263,200	307,900	362,300	407,500
	24	222,300	264,700	309,000	364,700	409,500
	25	223,800	266,200	310,200	367,000	411,300
	26	225,300	267,700	312,000	369,400	412,900
	27	226,800	269,200	313,600	371,800	414,700
	28	228,200	270,500	315,300	374,100	416,400
	29	229,800	271,800	316,800	376,300	417,600
	30	230,800	273,100	318,500	378,400	419,200
	31	231,900	274,500	320,300	380,600	420,800
	32	233,000	275,600	322,000	382,700	422,400
	33	234,200	276,700	323,600	384,600	424,000
	34	235,100	278,100	325,200	386,400	425,300
	35	236,000	279,300	326,600	388,100	426,600
	36	236,900	280,500	328,200	389,900	427,800
	37	237,800	281,600	329,700	391,800	429,000
	38	238,600	282,700	331,300	393,200	430,000
	39	239,500	283,700	332,900	394,700	431,000
	40	240,400	284,700	334,400	396,200	432,000
	41	241,400	285,700	335,900	397,000	432,400
	42	242,300	286,700	337,400	398,300	433,000

43	243,200	287,500	338,900	399,600	433,700
44	244,100	288,100	340,400	401,000	434,400
45	244,900	289,000	341,900	402,400	435,000
46	245,700	290,400	343,300	403,800	435,300
47	246,500	291,700	344,700	405,200	435,900
48	247,300	293,100	346,100	406,500	436,500
49	247,700	294,500	347,200	407,800	437,000
50	248,200	295,600	348,600	408,700	437,700
51	248,800	296,700	350,100	409,600	438,400
52	249,300	297,800	351,500	410,500	439,100
53	249,500	298,900	352,900	410,700	439,700
54	250,100	299,900	354,300	411,100	440,400
55	250,600	301,000	355,600	411,600	441,100
56	251,200	302,000	357,000	412,100	441,700
57	251,600	303,200	357,900	412,500	442,100
58	252,200	304,300	359,100	412,700	442,800
59	252,800	305,400	360,300	413,300	443,500
60	253,400	306,500	361,600	413,800	444,200
61	253,900	307,300	362,700	414,300	444,600
62	254,500	308,000	363,300	414,900	444,900
63	254,900	308,800	363,900	415,500	445,200
64	255,300	309,600	364,500	416,100	445,500
65	255,700	310,100	364,900	416,700	445,700
66	256,200	310,800	365,400	417,300	446,000
67	256,700	311,500	365,900	417,800	446,300
68	257,200	312,100	366,400	418,400	446,600
69	257,500	312,900	366,600	419,000	446,800
70			366,900	419,500	447,100
71			367,300	420,100	447,400
72			367,600	420,700	447,600
73			368,100	421,200	447,800
74			368,300	421,800	
75			368,800	422,300	
76			369,300	422,900	
77			369,800	423,400	
78			370,300	424,000	
79			370,800	424,700	
80			371,300	425,300	
81			371,800	425,600	
82			372,200	426,200	
83			372,700	426,900	
84			373,200	427,500	
85			373,600	427,900	
86			374,100	428,400	
87			374,500	429,100	
88			375,000	429,800	
89			375,500	430,000	
90			376,000		

	91			376,500		
	92			377,000		
	93			377,300		
	94			377,700		
	95			378,200		
	96			378,600		
	97			379,100		
	98			379,400		
	99			379,900		
	100			380,300		
	101			380,900		
再任用職員		217,800	247,800	277,300	318,000	346,800
任期付職員		176,600	229,400	255,600	298,300	322,000

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

福 社 職 給 料 表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	152,500	202,900	248,500	269,000	315,800	360,100
	2	153,700	204,700	250,000	270,800	318,000	362,700
	3	154,900	206,500	251,500	272,600	320,300	365,200
	4	156,100	208,200	253,000	274,300	322,500	367,800
	5	157,100	209,900	254,300	276,100	324,800	369,900
	6	158,700	211,600	255,500	278,300	326,800	372,400
	7	160,100	213,400	256,900	280,600	329,000	374,800
	8	161,500	215,100	258,300	282,900	331,200	377,300
	9	162,800	217,000	259,400	285,000	333,300	379,800
	10	164,200	218,500	260,800	287,200	335,500	382,500
	11	165,600	220,000	262,200	289,500	337,600	385,100
	12	167,200	221,500	263,300	291,700	339,800	387,800
	13	168,700	223,100	264,500	293,700	341,800	390,200
	14	170,200	224,700	266,400	296,000	343,800	392,500
	15	171,700	226,300	268,200	298,300	345,900	394,700
	16	173,200	227,900	270,100	300,600	347,900	397,100
	17	174,800	229,300	271,800	302,700	349,800	398,900
	18	176,700	230,900	273,700	305,000	351,800	400,900
	19	178,400	232,400	275,600	307,200	353,700	402,800
	20	180,100	233,900	277,400	309,500	355,600	404,600
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	21	181,700	235,100	279,000	311,700	357,600	406,500
	22	183,400	236,500	280,800	313,800	359,500	408,300
	23	185,100	237,800	282,500	316,000	361,500	410,100
	24	186,800	239,200	284,300	318,100	363,400	412,000
	25	188,400	240,600	286,200	320,200	365,400	413,800
	26	190,200	242,200	287,900	322,200	367,300	415,300
	27	192,000	243,700	289,700	324,300	369,300	416,800
	28	193,700	245,300	291,500	326,300	371,300	418,400
	29	195,500	246,700	293,100	328,300	372,800	420,000
	30	197,000	248,000	294,800	330,400	374,600	421,300
	31	198,500	249,400	296,500	332,400	376,400	422,600
	32	199,900	250,800	298,100	334,500	378,000	423,800
	33	201,400	252,200	299,700	336,300	379,800	425,000
	34	202,700	253,300	301,300	338,200	381,200	426,300
	35	204,000	254,500	302,800	340,200	382,700	427,600
	36	205,300	255,700	304,400	342,100	384,300	428,800
	37	206,700	257,000	306,100	343,600	385,700	430,000
	38	208,100	258,800	307,600	345,500	386,900	430,800
	39	209,500	260,400	309,200	347,400	388,100	431,600
	40	210,900	262,100	310,800	349,200	389,200	432,400
	41	211,800	263,600	312,200	351,100	390,300	433,000
	42	213,000	265,300	313,800	352,900	391,500	433,700

43	214,100	266,900	315,400	354,700	392,700	434,400
44	215,300	268,500	316,900	356,400	393,800	435,100
45	216,200	270,200	318,200	358,200	394,500	435,900
46	217,200	271,800	319,400	359,600	395,200	436,700
47	218,200	273,500	320,600	361,100	395,900	437,100
48	219,100	275,200	321,800	362,500	396,600	437,800
49	220,000	276,700	322,800	363,500	397,200	438,300
50	220,900	278,300	323,800	364,600	397,800	438,700
51	222,000	279,900	324,700	365,700	398,300	439,100
52	222,700	281,400	325,700	366,800	398,700	439,500
53	223,500	283,100	326,600	367,700	399,100	439,900
54	224,500	284,600	327,300	368,300	399,400	
55	225,300	286,000	328,100	369,100	399,700	
56	226,200	287,500	328,900	369,900	400,000	
57	227,000	289,000	329,500	370,700	400,300	
58	227,800	290,400	330,000	371,500	400,600	
59	228,700	291,900	330,600	372,300	400,900	
60	229,600	293,400	331,100	373,100	401,200	
61	230,500	294,700	331,600	374,000	401,500	
62	231,500	296,200	331,800	374,700	401,800	
63	232,400	297,600	332,400	375,400	402,100	
64	233,200	299,100	333,000	376,100	402,400	
65	234,000	300,300	333,300	376,400	402,700	
66	235,100	301,600	333,800	377,000	403,000	
67	236,300	302,800	334,300	377,600	403,300	
68	237,500	304,100	334,800	378,300	403,600	
69	238,500	305,100	335,300	378,700	403,800	
70	239,600	306,200	335,800	379,400	404,100	
71	240,700	307,400	336,200	380,000	404,400	
72	241,700	308,600	336,700	380,600	404,700	
73	242,500	309,900	336,900	381,000	404,900	
74	243,600	310,600	337,400	381,600	405,200	
75	244,700	311,300	337,900	382,200	405,500	
76	245,800	311,900	338,400	382,800	405,700	
77	246,700	312,700	338,700	383,200	405,900	
78	247,700	313,400	339,100	383,700		
79	248,700	314,100	339,600	384,200		
80	249,700	314,800	340,000	384,800		
81	250,700	315,100	340,200	385,300		
82	251,500	315,400	340,500	385,700		
83	252,500	316,000	341,000	386,100		
84	253,500	316,300	341,400	386,500		
85	254,300	316,700	341,700	386,700		
86	255,100	317,000	342,000	386,900		
87	256,000	317,400	342,500	387,200		
88	256,900	317,700	342,900	387,500		
89	257,600	318,200	343,200	387,700		
90	258,400	318,600	343,600	388,000		

91	259,200	318,900	344,000	388,300
92	260,000	319,200	344,200	388,500
93	260,700	319,700	344,500	388,700
94	261,400	320,100		389,000
95	261,900	320,300		389,300
96	262,600	320,700		389,500
97	263,300	321,100		389,700
98	264,000	321,500		
99	264,700	321,900		
100	265,400	322,300		
101	265,900	322,500		
102	266,400	322,800		
103	266,800	323,100		
104	267,300	323,400		
105	267,400	323,800		
106	267,700	324,000		
107	268,000	324,300		
108	268,300	324,700		
109	268,700	325,100		
110	269,000	325,400		
111	269,400	325,800		
112	269,700	326,100		
113	270,000	326,400		
114	270,300	326,800		
115	270,600	327,100		
116	271,000	327,300		
117	271,300	327,400		
118	271,600	327,800		
119	272,000	328,200		
120	272,400	328,600		
121	272,600	328,800		
122	272,800			
123	273,200			
124	273,500			
125	273,700			
126	274,000			
127	274,400			
128	274,800			
129	275,000			
130	275,400			
131	275,800			
132	276,100			
133	276,300			
134	276,600			
135	277,000			
136	277,300			
137	277,500			
138	277,800			

	139	278,100					
	140	278,400					
	141	278,600					
	142	278,800					
	143	279,000					
	144	279,300					
	145	279,700					
	146	279,900					
	147	280,200					
	148	280,500					
	149	280,800					
	150	281,000					
	151	281,300					
	152	281,500					
	153	281,800					
再任用職員		199,200	238,700	253,000	286,100	312,800	354,500
任期付職員		171,700	195,500	238,900	254,100	290,900	322,900

備考 この表は、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第一号任期付研究員の給料表

号給	給料月額
	円
1	392,000
2	452,000
3	514,000
4	594,000
5	691,000
6	789,000

第二号任期付研究員の給料表

号給	給料月額
	円
1	327,000
2	362,000
3	390,000

特定任期付職員の給料表

号給	給料月額
	円
1	370,000
2	418,000
3	470,000
4	531,000
5	606,000
6	708,000
7	828,000

公務運営に関する報告

1 雇用と年金の接続

公的年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられていることに伴い、雇用と年金の接続を図るとともに、高齢者の雇用を推進しその能力等を十分活用していくことが社会全体の課題となっている。

国においては、平成25年3月に閣議決定された「国家公務員の雇用と年金の接続について」を踏まえ、当面、現行の再任用制度により年金支給開始年齢に達するまで希望者を再任用することで国家公務員の雇用と年金の接続を図っている。

本県においても、従来は業務上必要な場合に限られていたフルタイム勤務を、職種や業務内容を問わず希望可能とするなど、任命権者が再任用制度の見直しを行い、雇用と年金の接続を図っているところである。

知事部局及び行政委員会（教育・公安を除く。）においては、平成25年度定年退職者のうち再任用された職員の割合は約50%（昨年度より3ポイント増加）となっている。また、フルタイム勤務職員の割合は、現在在職している再任用職員全体では約8%、今年度新たに再任用職員となった者のうちでは約32%となっている。

年金支給開始年齢の引き上げに伴い、再任用職員が増加するとともに、そのうちフルタイム職員が占める割合の増加が見込まれるところである。

このため、引き続き、再任用希望者の意欲や能力、適性等を十分に把握し、再任用職員をその能力と経験をいかせる職務へ配置することなどにより、更に再任用制度が円滑に実施できるよう努めていく必要がある。

また、本年4月に公布された国家公務員法等の一部を改正する法律の附則において、政府は平成28年度までに、定年の段階的な引上げや再任用制度の活用の拡大その他の雇用と年金の接続のための措置を講ずることについて検討するものとされたことから、本県としても、引き続き、国の動向等を注視していくこととする。

2 能力・実績に基づく人事管理

厳しい社会経済情勢の中、複雑化・困難化する行政課題に適切に対応していくためには、職員一人ひとりの公務に対する意欲と能力を高め、組織をより活性化し、公務の質を高く保つことが求められている。そのためには、各職員の能力と勤務実績を的確に評価し、その結果を反映した人事管理を推進していくことが重要である。

知事部局等においては、人事評価制度の仕組みとして「目標チャレンジプログラム」が実施されており、本庁課長級以上の職員を対象として評価結果を勤勉手当に反映させるなどの取組が実施されているところである。

本年5月に改正された地方公務員法（公布の日から2年以内に施行）により、全ての地方公共団体は、能力・実績に基づく人事評価制度を導入し、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとされたところである。特に、職員の任用は、人事評価その他の能力の実証に基づき、職制上の段階の標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として任命権者が定める標準職務遂行能力及び職についての適性を有するかどうかを適切に判断した上で行うこととされている。

この改正法の趣旨を踏まえ、任命権者においては、標準職務遂行能力を適切に定めるなどの対応を図り、人事評価制度の改善や充実を期することが必要である。

また、人事評価制度がより実効性のあるものとなるよう、評価者に対する研修や目標設定・評価に当たっての職員と評価者との対話の充実、運用実態の検証などにより、評価制度自体の公正性、納得性を一層高めるとともに、評価結果について、任用、給与、分限、人材開発等への活用の拡大に向け、更なる取組を進めていくことが必要である。

3 多様で有為な人材の確保

(1) 人材の確保

社会経済情勢が大きく変動する中、高度化・複雑化する行政課題に的確に対応していくためには、県民の視点に立った、創造性・チャレンジ精神あふれる

多様で有為な人材を確保する必要がある。

このため、本県においては、広報・啓発活動として、職員採用セミナーや大学での採用説明会等を通じて県の魅力や採用試験情報などを積極的に発信し、受験者の確保に努めている。

また、試験制度についても、今年度の上級試験等において、人物重視の観点から人物試験の配点比率を高める見直しを行ったところである。

今後とも、多様で有為な人材の確保に向け、広報・啓発活動を一層強化するとともに、より良い試験制度となるよう努めていく必要がある。

なお、任命権者においては、女性の登用及び仕事と家庭の両立支援の推進に取り組んできたところであるが、本委員会においても、より多くの優秀な女性に受験してもらえるよう今後も誘致活動の強化に努めていくこととする。

(2) 就職活動時期の後ろ倒しへの対応

民間企業では国からの要請を受け、平成27年度に卒業・修了する学生に対する選考活動を4月から8月へ、広報活動を12月から3月へ後ろ倒しすることとしており、地方公共団体も、民間等の動向を踏まえ適切に対応するよう国から要請されているところである。

国では、総合職について、選考活動の開始時期を官庁訪問の時期とし、平成27年度の官庁訪問の開始時期を6月下旬から8月上旬に後ろ倒しするとともに、採用試験の日程についても1か月程度遅らせることとした。

また、広報活動として受験希望者を対象に実施している「総合職中央省庁セミナー」等の開催時期についても、12月から3月に変更したところである。

本県においては、国からの要請の趣旨を踏まえ広報活動を見直すこととした。また、採用試験の日程については国の対応や他団体等の動向を踏まえ決定することとする。

4 勤務環境の整備

職員が、心身ともに健康で、仕事と生活の調和が図られ、生き生きと意欲的に職務に取り組むことのできる勤務環境は、職員やその家族にとって重要であるば

かりでなく、公務能率や県民サービスの向上の観点からも重要である。

このため、任命権者においては、働きやすい勤務環境の整備に向け、総実勤務時間の短縮や職員の健康管理に努めるとともに、子育てや介護との両立支援に引き続き取り組んでいく必要がある。

(1) 総実勤務時間の短縮

任命権者においては、「総労働時間の短縮に関する指針」や「千葉県職員仕事・子育て両立支援プラン」などにより、これまで時間外勤務の縮減をはじめとした総実勤務時間を短縮するための取組を推進してきたところであり、現在も、「ノー残業デー」の実施による定時退庁の徹底や年次休暇等の取得促進など様々な取組が行われている。また、教育委員会においては、「多忙化対策検討会議」の設置など、教員の負担軽減を目的とした取組も行われているところである。

しかしながら、一部の職員は依然として、上記指針に定める年間上限目安時間を超えて時間外勤務を行うなど、長時間の時間外勤務を行っている状況が見受けられる。

このような状況を改善するため、所属長等の管理職員に対し時間外勤務縮減の意義を十分周知するとともに、所属長等の管理職員が、特定の職員や特定の班等に業務が集中しないよう適正な業務配分に配慮し、必要に応じて所属内の応援体制を組むことなど弾力的な業務運営に努め、所属の職員自らも効率的な事務処理に取り組むよう指導・啓発するなど、上記指針に掲げる取組を徹底する必要がある。

さらに、業務全体の見直し・効率化を行った上で、総実勤務時間の短縮に向け、人員の配置も含めた措置を講ずる必要がある。

(2) 職員の健康管理

任命権者においては、相談窓口の設置や研修の実施等職員の健康づくりに取り組むとともに、精神性疾患による休職者等については、職場復帰支援プログラム等によるリハビリ出勤を実施するなど、円滑な職場復帰及び再発防止に取り組んでいるところである。

しかしながら、本県における、精神性疾患を理由とする療養休暇取得者や休職者の人数は、近年横ばい状態であり、また、心身の故障による休職者のうち、精神性疾患による休職者数の割合は、依然として高くなっている。

このような状況を踏まえ、任命権者は、引き続きメンタルヘルスプランに基づいた予防と早期発見、早期対応などの取組の充実に努めることが必要である。^(注)

また、良好な勤務環境を確保するためには、安全衛生管理体制を強化することが重要である。

(注) 知事部局においては、平成26年度から既に「第二次千葉県職員のメンタルヘルスプラン」が実施され、この中で、職員自身が健康管理に主体的・積極的に取り組み、まずはストレスや心の健康について理解すること、自らのストレスに気付き、これを予防・対処できるようになることが重要との観点から、セルフケアを推進するための研修の充実等、より多くの職員を対象とした事業を計画し、取り組んでいるところである。

(3) ハラスメント防止対策

セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント防止対策については、各任命権者において要綱を定め、相談窓口の設置や職員の意識啓発に取り組んでいるところであるが、任命権者においては、引き続きセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントのない働きやすい職場づくりを推進するため、研修等による職員の意識啓発を継続的に実施していくことが必要である。

(4) 両立支援の推進

任命権者においては、「千葉県職員仕事・子育て両立支援プラン」など子育て支援に関する各種の取組を行い、制度の充実に努めてきたところであり、人事院は、本年の人事院報告の中で、育児時間等の在り方について引き続き検討する旨言及しているところである。本県においても、国や他の団体の動向を注視しながら、引き続き必要な方策を検討していく必要がある。

また、男性職員の育児休業の取得率については、依然として低い状況であり、男性職員の出生時における連続休暇取得率についても、数値目標に達していない状況である。

任命権者においては、職員間での業務に関する情報の共有化や、管理職員に対する意識啓発などの取組を推進し、引き続き育児休業等を取得しやすい職場環境づくりに取り組むことが必要である。

さらに、仕事と介護との両立支援については、任命権者はこれまで、看護休暇の改正など制度を充実してきたところであるが、今後も制度の周知や情報提供、職員のニーズの把握などに取り組んでいく必要がある。

給 与 等 に 関 す る 報 告 資 料

職 員 給 与 関 係

民 間 給 与 関 係

職員給与と民間給与との比較

生 計 費 関 係

労 働 経 済 指 標

人 事 院 勧 告

目 次

給与等に関する報告資料の説明	5
----------------	---

1 職員給与関係

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	10
第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員構成比	11
第3表 職員の平均給与月額等	12
その1 職員の平均給与月額等の推移	12
その2 再任用職員（フルタイム勤務）の平均給与月額等	12
第4表 職員の扶養手当の支給状況	14
第5表 職員の管理職手当の支給状況	14
第6表 職員の単身赴任手当の支給状況	15
第7表 職員の住居手当の支給状況	15
第8表 職員の通勤手当の支給状況	16
その1 通勤区分別支給状況	16
その2 交通用具のみを使用する者の使用距離区分別人員	17
第9表 職員の給料表別、級別、号給別人員分布、平均給料月額及び平均年齢	18
第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員	39

2 民間給与関係

第11表 産業別、企業規模別調査事業所数	42
第12表 民間における初任給の改定状況	42
第13表 職種別、学歴別初任給	43
第14表 民間における家族手当の支給状況	44
その1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況	44
その2 扶養家族の構成別支給月額	44
第15表 民間における特別給の支給状況	44
第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	45
第17表 民間における給与改定の状況	45
第18表 民間における定期昇給制度の状況	45

第19表	民間における定期昇給の実施状況	45
第20表	民間における異なる地域に事務所が所在する場合の給与の支給状況	46
	〈参考〉 千葉県内に複数事業所を有する企業の給与支給状況	46
第21表	民間における交通用具使用者に係る通勤手当の支給状況	46
	その1 交通用具使用者に係る通勤手当の支給状況	46
	その2 距離段階別定額制における支給月額状況	47
第22表	民間における単身赴任手当の支給状況	47
第23表	民間における単身赴任者に対する賃金以外の措置としての帰宅費用の 支給状況	47
第24表	企業規模別、職種別、学歴別民間給与額等	48
	その1 企業規模計	48
	その2 企業規模 500人以上	53
	その3 企業規模 100人以上500人未満	58
	その4 企業規模 50人以上100人未満	63
	その5 再雇用者（フルタイム）	67
	〈参考〉 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係	68
第25表	民間における再雇用者（公的年金が支給されない者）の 単身赴任手当の取扱い	68

3 職員給与と民間給与との比較

第26表	職員給与と民間給与との比較	70
------	---------------	----

4 生計費関係

	平成26年4月の標準生計費算定方法	72
第27表	千葉市における費目別、世帯人員別標準生計費（平成26年4月）	72

5 労働経済指標

第28表	労働経済指標	74
------	--------	----

6 人事院勧告

第29表	人事院勧告の骨子	78
------	----------	----

給与等に関する報告資料の説明

今回の報告の基礎となった人事統計に関する報告、職種別民間給与実態調査及び職員給与と民間給与との比較の概要は次のとおりである。

第1 平成26年人事統計に関する報告

1 調査の目的と時期

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定により、職員の給与の実態を明らかにするとともに、民間給与と比較するための資料を得ることを目的として、平成26年4月現在における職員の給与及びこれに関連する事項を調査したものである。

2 調査対象

職員の給与に関する条例第1条の2に規定する職員（企業職員、単純な労務に雇用される者を除く県の一般職の職員及び県費負担教職員）

3 調査事項

学歴、年齢、性別、経験年数、適用給料表、職務の級、給料月額、給料の調整額、地域手当、扶養手当及びその他の月額の手当等

4 集計

集計作業は、総務部情報システム課及び警察本部警務部警務課に依頼し、本委員会において合算した。

第2 平成26年職種別民間給与実態調査

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成26年4月現在における本県の民間給与の実態を本委員会と千葉市人事委員会及び人事院等が共同して調査したものである。

2 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の本県の民間事業所
1,700事業所

(2) 調査対象職種

76職種（うち初任給関係18職種）

3 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記2の(1)に記載した事業所を産業、規模等により26層（うち千葉市10層、そ

の他県内地域16層)に層化し、これらの層から371事業所(うち千葉市103事業所、その他県内地域268事業所)を無作為に抽出し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は320事業所で、第11表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

4 調査事項

事業所単位に調査する事項については、事業所票(1)及び事業所票(2)により、従業員別に調査する事項については、初任給調査票及び個人票により実施した。

(1) 事業所票(1)

給与、賞与及び臨時給与等の支払状況

(2) 事業所票(2)

家族手当、通勤手当等の支給状況、給与改定等の状況等

(3) 初任給調査票

職種別、学歴別の初任給月額

(4) 個人票

職種別、年齢別、性別、学歴別のきまって支給する給与、時間外手当及び通勤手当

5 集 計

(1) 調査実人員

13,832人(初任給関係1,105人、初任給関係以外の調査職種12,727人)。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は107,704人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(調査の状況)

調査対象事業所	1,700事業所
抽出事業所	371事業所
調査の完結した事業所	320事業所(調査完了率87.2%)
調査実人員	13,832人 (初任給関係 1,105人) (初任給関係以外の調査職種 12,727人)

第3 職員給与と民間給与との比較

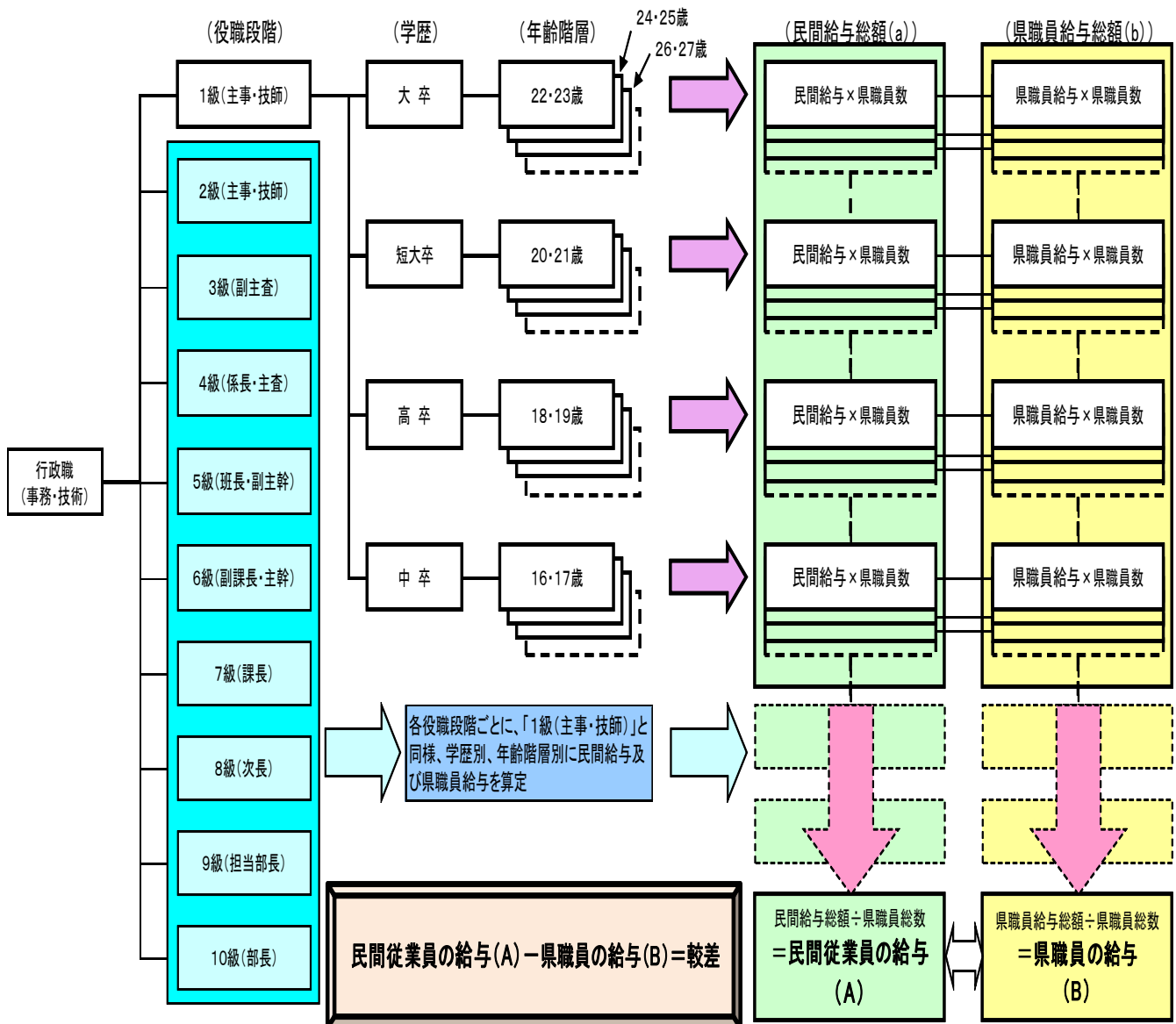
上記第1及び第2の資料に基づき、本県における行政職と民間におけるこれに相当する事務・技術関係職種の給与を、役職段階別、学歴別及び年齢別にラスパイレス方式により比較した。

<参考>

職員給与と民間給与との比較(ラスパイレス方式)

職員給与と民間給与との比較においては、個々の本県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(a)が、現に支払っている支給総額(b)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階別、学歴別及び年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



職 員 給 与 関 係

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

(平成26年人事統計に関する報告)

給料表		区分	適用人員	平均年齢	平均経験年数
			人	歳	年
全給料表			57,514	41.5	19.5
一 般 職 員	行政職給料表	9,141	42.1	20.8	
	研究職給料表	404	45.1	20.9	
	医療職給料表(一)	19	53.7	27.5	
	医療職給料表(二)	650	39.3	16.1	
	医療職給料表(三)	195	41.0	17.6	
	海事職給料表	44	43.9	23.6	
	福祉職給料表	147	36.7	14.2	
	特定任期付職員給料表	3	52.3	—	
	第1号任期付研究員給料表	0	—	—	
	第2号任期付研究員給料表	1	X	—	
計		10,604	42.0	20.4	
教育職員	教育職給料表(一)	80	47.1	23.1	
	教育職給料表(二)	35,153	42.5	19.8	
	計	35,233	42.5	19.8	
警察官	公安職給料表	11,677	38.0	17.5	

- (注) 1 再任用職員は含まれていない(以下第3表その2を除き第9表までにおいて同じ。)
 2 全給料表欄の平均経験年数には、特定任期付職員及び任期付研究員は含まれていない。
 3 Xの箇所については適用人員が1名であるため、記載しない(第2表及び第9表について同じ。)
 4 教育職給料表(一)は大学に勤務する職員(旧教育職給料表(三))、教育職給料表(二)は高等学校、中学校、小学校等に勤務する職員(旧教育職給料表(一)及び旧教育職給料表(二))である(第2表、第9表及び第10表において同じ。)

第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員構成比

(平成26年人事統計に関する報告)

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
	%	%	%	%	%	%	%
全給料表	100.0	71.9	11.0	17.1	0.0	59.1	40.9
行政職給料表	100.0	52.7	12.3	35.0	0.0	61.9	38.1
研究職給料表	100.0	98.3	1.2	0.5	-	77.0	23.0
医療職給料表(一)	100.0	100.0	-	-	-	63.2	36.8
医療職給料表(二)	100.0	53.4	46.5	0.1	-	27.8	72.2
医療職給料表(三)	100.0	69.2	29.8	1.0	-	5.1	94.9
海事職給料表	100.0	6.8	61.4	29.5	2.3	97.7	2.3
福祉職給料表	100.0	51.7	44.2	4.1	-	31.3	68.7
特定任期付職員給料表	100.0	66.7	-	33.3	-	66.7	33.3
第1号任期付研究員給料表	-	-	-	-	-	-	-
第2号任期付研究員給料表	100.0	X	X	X	X	X	X
教育職給料表(一)	100.0	72.5	26.2	1.3	-	32.5	67.5
教育職給料表(二)	100.0	87.7	12.0	0.3	-	48.3	51.7
公安職給料表	100.0	39.8	4.5	55.6	0.1	91.8	8.2

(注) 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。

第3表 職員の平均給与月額等

その1 職員の平均給与月額等の推移

職員の区分	年月	職員数	平均年齢	平均経年数	平均給与月額等	
					給料の月額	扶養手当
	年月	人	歳	年	円	円
一般職員	25. 4	10,573	42.5	20.9	339,964	7,393
	26. 4	10,604	42.0	20.4	334,862	6,979
うち 行政職員	25. 4	9,094	42.6	21.3	338,762	7,594
	26. 4	9,141	42.1	20.8	333,350	7,152
教育職員	25. 4	35,410	42.9	20.3	371,025	6,368
	26. 4	35,233	42.5	19.8	367,860	6,196
警察官	25. 4	11,588	38.2	17.8	325,996	11,078
	26. 4	11,677	38.0	17.5	324,802	10,839
計	25. 4	57,571	41.9	19.9	356,257	7,504
	26. 4	57,514	41.5	19.5	353,034	7,283

(注) 1 行政職員とは行政職給料表の適用を受ける職員を、教育職員とは教育職給料表の適用を受ける職員の職員をいう(本年度の新規学卒の採用者を含む。)(その2において同じ。)

2 平均給与月額については、民間給与との比較の対象としているものであり、通勤手当及び時間外勤務

3 給料の月額には、給料の調整額、教職調整額及び給料表の切替えに伴う経過措置額が含まれており、

その2 再任用職員(フルタイム勤務)の平均給与月額等

職員の区分	年月	職員数	平均年齢	平均給与		
				給料の月額	管理職手当	地域手当
	年月	人	歳	円	円	円
一般職員	26. 4	69	60.4	287,691	745	20,190
うち 行政職員	26. 4	59	60.4	282,812	871	19,858
教育職員	26. 4	620	61.1	287,340	0	20,113
警察官	26. 4	24	60.7	316,188	6,441	22,584
計	26. 4	713	61.0	288,345	289	20,204

(注) 給料の月額には、給料の調整額、教職調整額が含まれており、その他は、特殊勤務手当等である。

(平成26年人事統計に関する報告)

平 均 給 与 月 額					
管理職手当	地域手当	住居手当	その他	合 計	対前年同月比
円	円	円	円	円	%
10,165	25,207	4,721	1,902	389,352	98.5
9,964	24,801	4,967	1,885	383,458	
10,418	25,054	4,547	1,616	387,991	98.4
10,225	24,643	4,797	1,722	381,889	
5,112	26,784	5,121	6,279	420,689	99.2
5,114	26,557	5,429	6,226	417,382	
2,015	23,735	3,259	353	366,436	99.6
1,951	23,630	3,517	348	365,087	
5,416	25,881	4,673	4,283	404,014	99.1
5,366	25,639	4,956	4,232	400,510	

を、警察官とは公安職給料表の適用を受ける職員をいい、一般職員とは教育職員及び警察官以外

手当等の勤務した実績に応じて支給される手当は含まない(その2において同じ。)

その他は、初任給調整手当、単身赴任手当等である。

(平成26年人事統計に関する報告)

月 額	
その他	合 計
円	円
1,217	309,843
1,424	304,965
6,400	313,853
0	345,213
5,682	314,520

第4表 職員の扶養手当の支給状況

(平成26年人事統計に関する報告)

扶養親族数	該当職員数	配偶者を有する者		配偶者を有しない者
		配偶者に対する扶養手当を受けている者	配偶者に対する扶養手当を受けていない者	
1人	8,961 人	3,842 人	4,419 人	700 人
2人	7,479	3,460	3,706	313
3人	4,711	3,671	1,000	40
4人	1,129	1,000	122	7
5人	144	124	20	0
6人以上	13	13	0	0
計	22,437	12,110	9,267	1,060

手当受給者1人当たり 平均手当月額	18,668円
----------------------	---------

(注) この表でいう扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。

第5表 職員の管理職手当の支給状況

(平成26年人事統計に関する報告)

組織	区分								受給者計	手当受給者 1人当たり平均 手当月額
	一種	二種	三種	四種	五種	六種	七種	八種		
知事部局	部長	次長	課長	副課長 主幹			主席 研究員		4,641	円 66,494
教育委員会	教育次長 部長	次長	課長	副課長 主幹 校長	副校長	教頭	県立学 校の事 務主幹	県立学 校の 事務長		
警察本部		参事官	課長 警察署長	管理官 副署長						
受給者	25 人	143 人	367 人	2,334 人	35 人	1,487 人	114 人	136 人	4,641 人	円 66,494

(注) 1 組織、職名については、主なものを記載している。

2 警察本部の職員のうち、警視正以上の職員については、国家公務員であるため含まれない。

第6表 職員の単身赴任手当の支給状況

(平成26年人事統計に関する報告)

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離									受給者計	手当受給者 1人当たり平均 手当月額
	100km未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1100km未満	1100km以上 1300km未満	1300km以上 1500km未満	1500km以上		
受給者	人 167	人 16	人 2	人 1	人 0	人 0	人 2	人 0	人 0	人 188	円 24,106

第7表 職員の住居手当の支給状況

(平成26年人事統計に関する報告)

区 分	受 給 者 数
受 給 者 計	10,994 人
手当月額 11,000円未満の受給者	7
11,000円以上27,000円未満の受給者	3,068
27,000円の受給者	7,919
手当受給者1人当たり平均手当月額	25,925 円

単身赴任者の配偶者の 居住する借家・借間	受 給 者	手当受給者1人当たり 平均手当月額
	1 人	13,500 円

第8表 職員の通勤手当の支給状況

その1 通勤区分別支給状況

(平成26年人事統計に関する報告)

区 分		職 員 数
受 給 者	交通機関等のみ利用者	12,408 人
	交通用具のみ使用者	38,478
	交通機関等・交通用具併用者	1,378
	小 計	52,264
非 受 給 者		5,250
計		57,514
手当受給者1人当たり平均手当月額		9,960 円
交通用具のみ使用者1人当たり平均手当月額		8,412

その2 交通用具のみを使用する者の使用距離区分別人員

(平成26年人事統計に関する報告)

	区分		人員	区分		人員
	交通用具の使用距離(片道)	4 km未満		5,029 人	52 km以上	54 km未満
4 km以上		6 km未満	5,201	54 km以上	56 km未満	59
6 km以上		8 km未満	4,497	56 km以上	58 km未満	70
8 km以上		10 km未満	3,859	58 km以上	60 km未満	42
10 km以上		12 km未満	3,163	60 km以上	62 km未満	46
12 km以上		14 km未満	2,951	62 km以上	64 km未満	24
14 km以上		16 km未満	2,213	64 km以上	66 km未満	29
16 km以上		18 km未満	1,788	66 km以上	68 km未満	21
18 km以上		20 km未満	1,486	68 km以上	70 km未満	6
20 km以上		22 km未満	1,343	70 km以上	72 km未満	9
22 km以上		24 km未満	1,052	72 km以上	74 km未満	5
24 km以上		26 km未満	901	74 km以上	76 km未満	8
26 km以上		28 km未満	764	76 km以上	78 km未満	11
28 km以上		30 km未満	631	78 km以上	80 km未満	9
30 km以上		32 km未満	616	80 km以上	82 km未満	6
32 km以上		34 km未満	466	82 km以上	84 km未満	11
34 km以上		36 km未満	408	84 km以上	86 km未満	4
36 km以上		38 km未満	351	86 km以上	88 km未満	4
38 km以上		40 km未満	288	88 km以上	90 km未満	2
40 km以上		42 km未満	277	90 km以上	92 km未満	3
42 km以上	44 km未満	224	92 km以上	94 km未満	0	
44 km以上	46 km未満	166	94 km以上	96 km未満	3	
46 km以上	48 km未満	116	96 km以上	98 km未満	6	
48 km以上	50 km未満	95	98 km以上	100 km未満	3	
50 km以上	52 km未満	100	100 km以上		10	

第9表 職員の給料表別、級別、号給別人員分布、平均給料月額及び平均年齢

行政職給料表 (他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

(平成26年人事統計に関する報告)

号給	職務の級 標準的な職務									
	1級 主事・技師	2級 主事・技師	3級 副主査	4級 係長・主査	5級 班長・副主幹	6級 副課長・主幹	7級 課長	8級 次長	9級 担当部長	10級 部長
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										1
2										
3										3
4										
5										2
6										
7		1								
8										
9	32	4					1			1
10	7	2							1	
11	3	62	2							
12	1	5	1							
13	26	3								
14	4	2	1							
15	29	58								
16	4	14	2							
17	49	18	3						1	
18	7	9	29						2	
19	33	77	14				2	1	2	
20	9	12	9						2	
21	8	32	5				1		2	1
22		13	32						1	
23	84	77	18						1	
24	7	12	24						2	
25	6	57	16							
26	7	16	31							
27	90	73	9				1	1		
28	30	22	24							
29	85	48	11					2		
30	15	20	30	8			1	4		
31	73	19	21	9				6		
32	8	22	53	4				8		
33	29	51	22	4				4		
34	20	33	19	13				7		
35	74	22	18	12				1		
36	13	20	64	16				9		
37	58	31	26	5			1	1		
38	22	24	40	22			3	3		
39	90	10	16	36			18	4		
40	20	10	62	20	1		34	3		
41	57	5	31	22	4		19	4		
42	18	6	32	31	4		7	4		
43	44	4	16	104	1		3	3		
44	22	2	40	40	2		8	2		
45	52	10	21	37	6		11	2		
46	20	1	37	33	4		4			
47	49	4	17	88	21	1	6			
48	18	1	30	37	4	9	5			
49	45	1	9	96	16	1	3			
50	15	1	17	38	10	7	3			
51	19	1	34	50	58	1	3			
52	14		16	43	13	6	4			
53	9		17	98	23	2	8			
54	13		16	38	18	12	11			
55	7		54	22	75	19	7			
56	10		13	39	14	4	11			
57	11		4	83	16	8	6			
58	5		9	27	12	32	11			
59	5		18	33	87	23	6			
60	9		4	28	15	11	19			
61	3		5	37	30	11	44			
62	5		2	30	12	20				
63	5		3	39	96	22				
64	4		2	18	20	16				
65	7		1	35	28	16				
66	3		1	23	27	24				
67	10		2	36	84	19				
68	3			14	29	17				
69				23	40	25				
70	1			15	43	22				
71	5		1	30	57	28				
72	2	1	1	12	39	39				

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	全級
	主事・技師	主事・技師	副主査	係長・主査	班長・ 副主幹	副課長・ 主幹	課長	次長	担当部長	部長	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
73	4			19	49	49					
74	1			11	54	51					
75	1		1	38	46	99					
76	1			17	57	77					
77	3			15	60	520					
78	1			18	47						
79	2			31	61						
80	1			24	60						
81	2		1	20	23						
82				31	70						
83	1		1	19	29						
84	1			12	90						
85	2			22	31						
86				12	57						
87				7	27						
88				21	70						
89				3	605						
90				2							
91				4							
92				8							
93	3			3							
94				1							
95				3							
96				5							
97				29							
98											
99											
100											
101											
102											
103											
104											
105											
106											
107											
108											
109											
110											
111											
112											
113											
114											
115											
116											
117											
118											
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125											
人員計	1,456	916	1,058	1,823	2,345	1,191	261	69	14	8	9,141
級別構成比	15.9%	10.0%	11.6%	19.9%	25.6%	13.0%	2.9%	0.8%	0.2%	0.1%	100.0%
平均給料月額	189,126円	230,900円	292,640円	363,377円	394,986円	420,620円	442,913円	464,192円	506,979円	538,520円	333,132円
平均年齢	25.0歳	30.2歳	36.1歳	44.0歳	50.5歳	54.4歳	55.4歳	57.0歳	56.5歳	56.0歳	42.1歳

- (注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。
2 人員計1の号給は空欄とした。
3 平均給料月額は給料表の切替えに伴う経過措置額を含み、50歳台後半層の給与抑制措置適用後の額である。
4 上記1～3の注は、以下第9表の各表において同じである。

公安職給料表 (警察官である職員に適用)

職務の級 標準的な 職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
号給	巡査	巡査長	主任	係長	課長補佐	課長代理	課長・ 副署長	課長・署長	部長・ 参事官
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4				1					
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13	97								
14	17								
15	29								
16	82		1						
17	25			1					
18	20								
19	15								
20	80		5						
21	33			1				1	
22	21		2						
23	21		2						
24	78		8						
25	24	1	3						
26	27	31	6						
27	17	35	5						
28	93	174	16	1					
29	224	60	6						
30	61	69	13	2					
31	59	54	3	2					
32	210	182	34	7	1				
33	59	68	19	1	1				
34	29	83	32	2					
35	15	51	21	1	1				
36	17	184	76	10	2				
37	16	63	37	10					
38	7	84	59	17	1				6
39	10	56	33	5	1				
40	11	113	83	16	6				7
41	12	41	49	7	6				4
42	1	60	103	20	1				
43	3	45	47	21	4				2
44	8	84	129	29	1				4
45	3	27	57	12	1				37
46	3	46	108	38	8				
47	8	25	56	25	2				
48	6	39	95	30	2	1			
49	4	9	64	24	4				
50	5	20	97	34	3	1			
51	2	11	59	23	2				
52	2	21	101	41	6	1			
53	1	4	60	25	3	2			
54	4	9	83	44	7	2			
55	1	10	43	38	3	1			
56		5	110	38	8	2	1		
57	1	6	55	32	8	4			
58	1	6	85	43	6	2		18	
59	1	7	42	26	6	3			
60		5	75	57	9	2	1	2	
61	1	3	50	28	9	3	2	92	
62		4	73	43	9	2	9		
63		1	42	35	16	2	5		
64	1	5	39	51	14	1	6		
65		1	53	48	16	5	13		
66		4	50	41	11	4	2		
67		1	36	35	17	4	1		
68		5	54	54	7	2	1		
69			37	62	18	4	7		
70			32	29	10	1			
71			18	41	21	1			
72			39	45	28	3	3		
73			14	45	15	5			
74			23	43	26	6	9		
75			12	41	24	2	3		
76			10	38	21	3	12		

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	全級
	巡査	巡査長	主任	係長	課長補佐	課長代理	課長・ 副署長	課長・署長	部長・ 参事官	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			8	65	15	5	160			
78			5	29	25	4				
79			9	57	26	5				
80			5	56	20	1				
81			8	51	23	9				
82			6	50	18	6				
83			3	57	18	7				
84			5	36	26	10				
85			1	32	20	24				
86			1	38	37	5				
87			1	27	25	12				
88			1	40	42	24				
89				33	24	244				
90			1	24	60					
91			1	25	34					
92				30	51					
93				24	32					
94			1	18	48					
95				20	46					
96				18	44					
97				17	419					
98				11						
99			1	28						
100				31						
101				27						
102				30						
103				19						
104				28						
105				23						
106				34						
107				31						
108				29						
109				27						
110				24						
111				26						
112				44						
113				29						
114				37						
115				35						
116				68						
117				45						
118				57						
119				47						
120				69						
121				40						
122				57						
123				35						
124				48						
125				439						
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
人員計	1,465	1,812	2,621	3,528	1,418	425	235	113	60	11,677
級別構成比	12.6%	15.5%	22.5%	30.2%	12.1%	3.6%	2.0%	1.0%	0.5%	100.0%
平均給料月額	209,554円	243,561円	286,499円	376,074円	419,054円	433,747円	449,120円	462,481円	481,021円	324,677円
平均年齢	22.3歳	27.0歳	32.7歳	45.0歳	51.5歳	52.2歳	54.1歳	54.8歳	55.8歳	38.0歳

教育職給料表(一) (大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級
	助教	講師	准教授	教授
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				1
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17			1	
18				
19				
20		1		
21				
22				
23				
24				
25	1			1
26				
27				
28				
29		1		
30				
31		1		
32				
33	1			
34				1
35	1	1		
36				1
37		1		1
38			1	
39	1			
40	1			
41				2
42		1		
43				1
44	1			
45				3
46		1		1
47	1		1	1
48				2
49		1		1
50		2		
51	1	1		1
52	2	1	1	
53	2	2	2	1
54				1
55				2
56				
57	1	1	1	
58				1
59				1
60			1	
61		1	2	1
62	1		1	
63			1	
64			1	
65	1	1		
66	2			
67				
68		1		

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	
	助教	講師	准教授	教授	
69			1		
70					
71					
72					
73					
74					
75			1		
76					
77					
78					
79		2			
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89			2		
90					
91	1				
92					
93					
94					
95		1			
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
					全 級
人 員 計	18 人	21 人	17 人	24 人	80 人
級 別 構 成 比	22.5 %	26.2 %	21.3 %	30.0 %	100.0 %
平 均 給 料 月 額	318,433 円	383,890 円	436,085 円	502,737 円	415,908 円
平 均 年 齢	36.6 歳	43.3 歳	50.6 歳	55.9 歳	47.1 歳

教育職給料表(二) (高等学校、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	助教諭・実習助手	教諭	主幹教諭	副校長・教頭	校長
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7		4			
8					
9	1				
10		2			
11		3			
12					
13		3			
14		1			
15		3			
16		4			
17		443			
18		2			
19		91			
20		36			
21	1	161			
22		6	1		
23		512			13
24	1	28			34
25	5	198			80
26		52			106
27	3	594			121
28	1	51			82
29	5	242			73
30		86			32
31	1	725			31
32		56			35
33	1	273			84
34	4	94			81
35	7	787			82
36	1	95			71
37	5	259			79
38	1	148			63
39	4	588			71
40	4	92			41
41	3	304			44
42	3	160			33
43	2	513			31
44	4	125			24
45	6	302			12
46	5	173			12
47	3	528			16
48		150			2
49	2	26			2
50	2	25			
51	5	38			
52	1	293			
53	9	140			
54	2	466			
55	4	153			
56	4	242			
57	3	160			
58	2	356			
59	3	144			
60	3	260			
61	10	194			
62	4	327			
63		63		1	
64	3	67	1		
65		119		1	
66		202	1	4	
67		155			
68	3	287		11	
69	1	17	1	5	
70	3	27	1	2	
71	2	149	2	14	
72	2	184		7	
73		171	1	24	
74	2	283		23	
75	3	139		66	
76	1	201		64	
77		153		86	
78		220		128	
79		135		103	
80	2	199	1	95	
81		151		56	
82	1	190		107	
83	3	126	5	73	
84	2	173	2	59	

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	全級
	助教諭・実習助手	教諭	主幹教諭	副校長・教頭	校長	
85	1	126	3	115		
86	2	150	3	88		
87	2	103	1	95		
88	2	133	1	62		
89		4	2	78		
90		13		57		
91		98	7	38		
92	3	149	1	29		
93	2	99	10	23		
94	3	125	14	13		
95	1	102	7	13		
96	3	123	5	3		
97	2	77	10	6		
98	1	102	6	4		
99		99	1			
100	2	140	3	1		
101		7	2	3		
102		5				
103		10	1			
104	2	69				
105	2	132				
106	5	117				
107	1	226				
108	2	108				
109	2	135				
110	1	127				
111	1	114				
112	3	157				
113	1	115				
114		167				
115		118				
116	2	191				
117		195				
118		159				
119		213				
120	3	330				
121	3	177				
122	1	332				
123	2	354				
124	3	261				
125		309				
126		368				
127		354				
128	1	342				
129	2	502				
130	1	338				
131		532				
132		337				
133	3	592				
134	2	253				
135	1	577				
136	2	394				
137		4				
138	4	325				
139		714				
140		506				
141		514				
142	5	973				
143	1	795				
144	2	657				
145		725				
146	2	451				
147	1	426				
148	1	332				
149		320				
150	1	216				
151		194				
152		78				
153		55				
154	1	89				
155		7				
156	1	4				
157	1	4				
158		1				
159						
160		1				
161		25				
人員計	243	31,905	93	1,557	1,355	35,153
級別構成比	0.7	90.7	0.3	4.4	3.9	100.0
平均給料月額	265,797	345,521	413,064	435,658	450,176	353,175
平均年齢	34.7	41.4	51.4	52.9	56.9	42.5

(注) 平均給料月額には、給料表の備考欄による加算額が含まれる。

研究職給料表 (研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務	1級	2級	3級	4級	5級
号給	技師	研究員	上席研究員	次長・主席研究員・ 主任上席研究員	所長
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9		2	1		
10			3		
11		1			
12		2			
13		1			
14			4		
15		2	1		
16			1		
17			1		
18		1	4		
19		4			
20					
21					
22			2		
23		3	1		
24			6		
25					
26		1	2		
27		4			
28		2	5		
29			2		
30					
31		5	1		
32			2		
33		2	2		
34		1	1		
35		4			
36		2	6		4
37		2			
38					1
39		2	3		
40		1	2		
41		2			
42		1	2		1
43		2	2		3
44			1		2
45		2	4		3
46			3		
47		2	2		1
48			1		1
49		2	1		5
50		1	2		6
51		1	4		2
52			2		3
53			2		4
54			2		8
55		1	5		1
56		1			2
57		1	2		4
58			4		8
59		1	5		5
60			3		9
61			1		5
62					4
63		1	1		8
64			1		6
65		1	1		8
66					8
67					4
68			1		9
69					3
70					6
71					8
72					4

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	全 級
	技師	研究員	上席研究員	次長・主席研究員・ 主任上席研究員	所長	
	人	人	人	人	人	人
73				8		
74				10		
75				9		
76			1	15		
77				1		
78				8		
79				19		
80				10		
81				12		
82						
83			1			
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
人 員 計	1	61	104	233	5	404
級 別 構 成 比	0.2%	15.1%	25.8%	57.7%	1.2%	100.0%
平均給料月額	X 円	263,131 円	356,870 円	440,986 円	478,513 円	392,351 円
平均年齢	X 歳	30.3 歳	38.2 歳	51.8 歳	58.8 歳	45.1 歳

医療職給料表(一)

(保健所等に勤務する医師及び歯科医師で
人事委員会規則で定めるものに適用)

号給	職務の級	1級	2級	3級	4級
	標準的な職務	医師	主任医師	センター長	センター長
1		人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31				1	
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					2
49					
50				1	
51					1
52					
53					1
54					
55					2
56				1	

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	全級
	医師	主任医師	センター長	センター長	
	人	人	人	人	
57					
58					
59					
60					
61				2	
62					
63					
64					
65				3	
66					
67			1		
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74			1		
75			1		
76			1		
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
人員計	- 人	1 人	7 人	11 人	19 人
級別構成比	- %	5.3 %	36.8 %	57.9 %	100.0 %
平均給料月額	- 円	X 円	510,714 円	563,425 円	537,157 円
平均年齢	- 歳	X 歳	48.6 歳	58.5 歳	53.7 歳

医療職給料表(二)

(保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士
その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	技師	技師	主任技師	専門員	上席専門員	次長・課長	所長	所長
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11		4						
12								
13		1						
14		2						
15		5						
16		2						
17		5						
18		2						
19		10	1					
20		2						
21	2	2						
22		1						
23	8	17	1					
24		2						
25	1	2						
26		3	3					
27	4	26		1				
28				1				
29	5							
30	1	7	4					
31		16	1	2				
32	2	2	1	5	1			
33	2	3	2	1	2			
34		5	10	2				
35	1	26		2				
36			2	12				
37	1	2	1		3			
38	1	6	5	2	2			
39	1	11	1	2	4			
40		6	1	6	3			
41		3	3	2	3	1		
42	2		4	1	2	1		
43		3	2	1	4	4		
44	2	4		8	1	3		
45	2	2	2		4	2		
46	1	1	4	2	3	1		
47	1	3	3	3	8	5		
48		1		5	4	2		
49	1	1		1	2	1		
50	1	4	1			2		
51		2		1	4	2		
52		3		2	3			
53		1		3	7	4		
54		6			1	1		
55	1	2		1	2	1		
56					2	4		
57		3			1	4		
58		1	2		1	3		
59	1				2	8		
60						3		
61						3		
62					1	3		
63		2			2	9		
64	1	1			3	2		

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	全級
	技師	技師	主任技師	専門員	上席専門員	次長・課長	所長	所長	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65						3			
66		1			1	8			
67						8			
68						11			
69					1	12			
70					1	5			
71		2				7			
72						3			
73						62			
74									
75									
76									
77					1				
78									
79									
80									
81									
82									
83									
84		1							
85									
86									
87									
88									
89									
90									
91									
92									
93									
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105		2							
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
人員計	人 42	人 219	人 54	人 66	人 79	人 188	人 1	人 1	人 650
級別構成比	% 6.5	% 33.6	% 8.3	% 10.2	% 12.1	% 28.9	% 0.2	% 0.2	% 100.0
平均給料月額	円 194,883	円 231,916	円 274,530	円 310,941	円 367,627	円 419,983	円 X	円 X	円 312,661
平均年齢	歳 26.9	歳 30.3	歳 34.2	歳 37.5	歳 42.8	歳 52.9	歳 X	歳 X	歳 39.3

医療職給料表(三)

(保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で
人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	准看護師	保健師・看護師	主任保健師・ 主任看護師	主査	副主幹	課長	課長
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17		2					
18							
19							
20							
21		1					
22							
23		6					
24							
25							
26		1					
27		3					
28							
29		3					
30			2				
31		5					
32		1		1			
33			1				
34		1	1				
35		2					
36			1				
37		2					
38		2	2				
39		3		1			
40				1			
41							
42		4	2				
43		3					
44				1			
45		1					
46							
47		8					
48				2		1	
49		1		1		1	
50		3	2	1			
51		2					
52		2		1			
53		3	1				
54		1					
55		1		2			
56				3		1	
57		1		1			
58		1	1			1	
59				1		3	
60				2	1		
61		1		1	1		
62		1			1	1	
63				1	1	1	
64		2		2	2	1	
65		2					
66							
67		1					
68					2		
69		1					
70					3		
71				1	1		
72					2		
73		1					
74		2			2		
75					3		
76					4		
77		1		1	3		
78					1		
79					2		
80				1			
81					5		
82				1	2		
83		1			1		
84					4		

職務の級 標準的な職務 身給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	全 級
	准看護師	保健師・看護師	主任保健師・ 主任看護師	主査	副主幹	課長	課長	
85	人	人	人	人	人	人	人	
86					2			
87					2			
88					1			
89		1			2			
90								
91					2			
92		1			2			
93					15			
94		1						
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103		1						
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
人 員 計	- 人	80 人	13 人	26 人	67 人	9 人	- 人	195 人
級 別 構 成 比	- %	41.0 %	6.7 %	13.3 %	34.4 %	4.6 %	- %	100.0 %
平均給料月額	- 円	254,408 円	288,300 円	337,131 円	395,117 円	434,556 円	- 円	324,358 円
平均年齢	- 歳	32.0 歳	33.7 歳	40.9 歳	51.4 歳	54.9 歳	- 歳	41.0 歳

海事職給料表

(船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務 号給	1級 航海士・機関士 人	2級 一等航海士・ 一等機関士 人	3級 一等航海士・ 一等機関士 人	4級 船長・機関長 人	5級 船長・機関長 人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15			1		
16					
17					
18					
19	2			1	
20					
21					
22					
23			1		
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30			1		
31				2	
32					
33					
34					
35				2	
36					
37	1				
38					
39					
40					
41					
42			1		
43			1		
44				1	
45					
46	1				
47					
48					1
49					
50				1	
51			1	1	
52					
53					
54					
55				1	
56					
57				2	
58					
59					
60					
61				1	
62					
63					
64					

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	
	航海士・機関士	一等航海士・ 一等機関士	一等航海士・ 一等機関士	船長・機関長	船長・機関長	
	人	人	人	人	人	
65					2	
66						
67			1	1	1	
68						
69						
70						
71			1	1		
72				2		
73						
74				2		
75						
76						
77						
78						
79						
80				1		
81						
82						
83						
84						
85				1		
86						
87				2		
88						
89				3		
90						
91						
92						
93						
94						
95			1			
96						
97						
98						
99			1			
100						
101						
						全 級
人 員 計	人 4	人 1	人 10	人 25	人 4	人 44
級 別 構 成 比	% 9.1	% 2.3	% 22.7	% 56.8	% 9.1	% 100.0
平均給料月額	円 224,625	円 X	円 348,620	円 419,306	円 452,575	円 384,560
平 均 年 齢	歳 24.8	歳 X	歳 40.5	歳 46.8	歳 57.8	歳 43.9

福祉職給料表

(児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務 号給	1級 児童指導員・ 保育士	2級 児童指導員・ 保育士	3級 児童指導員・ 保育士	4級 課長・上席児童指導 員・上席保育士	5級 次長	6級 次長
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15	1					
16						
17			4			
18			2			
19						
20						
21	1		3			
22						
23	2					
24			2			
25	8		1			
26						
27			1			
28						
29	5		1			
30			1	2		
31	4					
32						
33	1					
34	1			1		
35	3		1			
36			1	1	1	
37	2		3	1		
38	1					
39	2		1	2		
40	1		1	1		
41			2	2		
42						
43			4	1	1	
44			1			
45	2					
46			2			
47	2		2			
48	1		1		1	
49	1		2			
50			2	1	2	
51					1	
52	1		2			
53	1		1			
54	1		1	1		
55						
56	1					
57						
58						
59					1	
60						
61						
62					3	
63					2	
64	1				2	
65	1					
66	1				1	
67						
68	1					
69					1	
70					1	
71						
72					1	
73						
74					2	
75					1	
76						
77						
78						
79					1	
80						

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	全級
	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	課長・上席児童指導 員・上席保育士	次長	次長	
	人	人	人	人	人	人	人
81	1						
82							
83							
84				1			
85							
86				2			
87							
88							
89							
90				4			
91							
92							
93							
94							
95							
96				2			
97				13			
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
人 員 計	47	42	13	44	1	-	147
級 別 構 成 比	32.0%	28.6%	8.8%	29.9%	0.7%	-	100.0%
平均給料月額	204,615円	259,705円	314,269円	391,567円	X円	-円	287,493円
平均年齢	26.9歳	32.0歳	38.5歳	50.5歳	X歳	-歳	36.7歳

特定任期付職員給料表

(高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	1
3	
4	
5	2
6	
7	
人員計	3

第1号任期付研究員給料表

(招へいされて高度の専門的な知識を必要とする研究業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	
3	
4	
5	
6	
人員計	0

第2号任期付研究員給料表

(先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	
3	
人員計	1

第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

(平成26年人事統計に関する報告)

給 料 表		級											
		計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
一般職員	行政職給料表	人 59	人	人	人 4	人 35	人 19	人 1					
	研究職給料表	2				2							
	医療職給料表(二)	1						1					
	医療職給料表(三)	1				1							
	海事職給料表	4				4							
	福祉職給料表	2			2								
教育職員	教育職給料表(二)	620	2	618									
警察官	公安職給料表	24				5	9	8		2			
給 料 表 計		713											
		60歳											
		61歳											
		62歳											
		63歳											
		64歳											

(注) 該当人員0の級は空欄とした(その2において同じ。)

その2 短時間勤務職員

(平成26年人事統計に関する報告)

給 料 表		級										
		計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
一般職員	行政職給料表	人 554	人	人	人 22	人 215	人 317	人	人	人	人	人
	研究職給料表	23			3	20						
	医療職給料表(二)	23				1	7	15				
	医療職給料表(三)	6			1	4	1					
	海事職給料表	0										
	福祉職給料表	2				2						
教育職員	教育職給料表(二)	1,027		1,027								
警察官	公安職給料表	0										
給 料 表 計		1,635										
		60歳										
		61歳										
		62歳										
		63歳										
		64歳										

民間給与関係

第11表 産業別、企業規模別調査事業所数

(平成26年職種別民間給与実態調査)

企 業 規 模 産 業	規 模 計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計	320	50	39	41	139	51
農 業 , 林 業 , 漁 業	1	—	—	—	1	—
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業	17	4	4	1	6	2
製 造 業	109	11	9	18	50	21
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業	58	13	6	9	20	10
卸 売 業 , 小 売 業	39	11	7	6	15	—
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	19	5	4	—	10	—
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業	77	6	9	7	37	18

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が4所、調査不能の事業所が47所あった。
 2 調査対象事業所371所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所4所を除いた367所に占める調査完了事業所320所の割合(調査完了率)は、87.2%。
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」(郵便局に分類されるものを除く。)及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第12表 民間における初任給の改定状況

(平成26年職種別民間給与実態調査)

項 目 学 歴	新規学卒者 の採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者 の採用なし
		増 額	据 置 き	減 額	
大 学 卒	26.7 %	(29.0) %	(71.0) %	— %	73.3 %
高 校 卒	11.3	(37.6)	(62.4)	—	88.7

(注) () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第13表 職種別、学歴別初任給

(平成26年職種別民間給与実態調査)

職 種	学 歴	初 任 給
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	200,711 円
	短 大 卒	176,275
	高 校 卒	162,795
新 卒 事 務 員	大 学 卒	195,640
	短 大 卒	169,440
	高 校 卒	161,331
新 卒 技 術 者	大 学 卒	205,516
	短 大 卒	179,638
	高 校 卒	165,355
新 卒 研 究 員	大 学 卒	※ 198,456
新 卒 研 究 補 助 員	短 大 卒	—
	高 校 卒	—
新 卒 大 学 助 教	大 学 卒	—
新 卒 高 等 学 校 教 諭	大 学 卒	※ 217,844
準 新 卒 医 師	大 学 卒	—
準 新 卒 薬 剤 師	大 学 卒	※ 238,005
準新卒診療放射線技師	養 成 所 卒	※ 208,882
新 卒 栄 養 士	短 大 卒	—
準 新 卒 看 護 師	養 成 所 卒	※ 229,071
準 新 卒 准 看 護 師	養 成 所 卒	※ 186,089

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「準新卒」とは、平成25年度中に資格免許を取得し、平成26年4月までの間に採用された場合をいう。
 なお、医師については、平成23年3月大学卒業後、平成23年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成26年4月までの間に採用された者に限っている。
- 3 「※」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第14表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(平成26年職種別民間給与実態調査)

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する			配偶者に家族手当を支給しない	家族手当制度がない
	配偶者の手当を見直す予定がある	配偶者の手当を見直す予定がない			
81.2 %	(89.6) %	[4.9] %	[95.1] %	(10.4) %	18.8 %

(注) 1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした場合である。
2 [] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

(平成26年職種別民間給与実態調査)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,278 円
配偶者と子1人	19,220
配偶者と子2人	24,572

(注) 支給月額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。
備考 本県職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第15表 民間における特別給の支給状況

(平成26年職種別民間給与実態調査)

項目	支給額等
平均所定内給与月額	下半期 (A1) 369,415 円
	上半期 (A2) 370,998
特別給の支給額	下半期 (B1) 760,748
	上半期 (B2) 765,501
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1) 2.06 月分
	上半期 (B2/A2) 2.06
	年間 4.12

(注) 下半期とは平成25年8月から平成26年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。
備考 本県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で3.95月である。

第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(平成26年職種別民間給与実態調査)

部長級 (非役員)		課長級		係員	
一定率 (額) 分	考課査定分	一定率 (額) 分	考課査定分	一定率 (額) 分	考課査定分
51.0 %	49.0 %	51.1 %	48.9 %	57.0 %	43.0 %

第17表 民間における給与改定の状況

(平成26年職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目			
	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
課長級	16.9 %	9.9 %	0.2 %	73.0 %
係員	24.2	9.4	0.2	66.2

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第18表 民間における定期昇給制度の状況

(平成26年職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目				定期昇給制度なし
	定期昇給制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
課長級	86.1 %	31.2 %	72.2 %	41.7 %	13.9 %
係員	94.5	43.5	77.0	46.6	5.5

(注)1 定期昇給の有無が不明の事業所を除いて集計した。

2 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第19表 民間における定期昇給の実施状況

(平成26年職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目						定期昇給制度なし
	定期昇給制度あり	定期昇給実施			定期昇給中止		
		増額	減額	変化なし			
課長級	84.0 %	82.1 %	25.0 %	3.8 %	53.3 %	1.9 %	16.0 %
係員	93.6	92.5	24.7	5.4	62.4	1.1	6.4

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第20表 民間における異なる地域に事業所が所在する場合の給与の支給状況

(平成26年職種別民間給与実態調査)

給与の 支給額が 異なる	給与種目 (複数回答)				給与の 支給額が 同じ
	基本給	地域(都市)手当	住宅手当	その他	
33.1 %	4.0 %	19.4 %	9.1 %	5.1 %	66.9 %

(注) 事業所が異なる都道府県に所在する企業を100とした割合である。

<参考> 千葉県内に複数事業所を有する企業の給与支給状況

(平成20年職種別民間給与実態調査)

県内他市町村に 事業所あり	勤務地による 給与差あり	勤務地による 給与差なし	県内他市町村に 事業所なし
35.3 %	(12.4) %	(87.6) %	64.7 %

(注) 1 平成20年職種別民間給与実態調査において、千葉県人事委員会及び千葉市人事委員会が調査を担当した千葉県内の事業所のうち、回答が得られた223事業所について集計を行った。
2 ()内は、県内他市町村に事業所がある事業所を100とした割合である。

第21表 民間における交通用具使用者に係る通勤手当の支給状況

その1 交通用具使用者に係る通勤手当の支給状況

(平成26年職種別民間給与実態調査)

支給する	支給形態				支給しない
	運賃相当額制	距離段階別定額制	一律定額制	その他	
95.5 %	(18.6) %	(62.5) %	(1.3) %	(17.6) %	4.5 %

(注) 支給形態の()内は、交通用具使用者に手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 距離段階別定額制における支給月額状況

(平成26年職種別民間給与実態調査)

距離段階別定額制における支給月額							
距離(片道)	5km	10km	20km	30km	40km	50km	60km
支給月額	4,177円	7,347円	13,460円	19,341円	24,794円	29,438円	33,100円

備考 本県職員の場合、自動車等使用者に対する通勤手当の現行の支給月額は、片道60kmで32,330円、最高支給月額は、片道100km以上で53,530円である。

第22表 民間における単身赴任手当の支給状況

(平成26年職種別民間給与実態調査)

支給の有無	事業所割合
支給する	91.6%
支給しない	8.4%
単身赴任手当の支給方法が一律定額の事業所における平均支給月額	37,978円

(注) 事業所割合は、転居を伴う異動がある事業所を100とした割合である。

備考 本県職員の場合、単身赴任手当の基礎額の現行支給月額は、23,000円である。

第23表 民間における単身赴任者に対する賃金以外の措置としての帰宅費用の支給状況

(平成26年職種別民間給与実態調査)

帰宅費用を支給する	年間支給回数						帰宅費用を支給しない
	1~11回	12回	13~23回	24回	25回以上	平均	
75.8%	(11.5)%	(66.6)%	(3.8)%	(15.2)%	(2.9)%	14.0回	24.2%

(注) 1 単身赴任手当を支給する事業所を100とした割合である。

2 年間支給回数は、単身赴任手当及び賃金以外の措置としての帰宅費用を支給する事業所の状況であり、()内は当該事業所を100とした割合である。

第24表 企業規模別、職種別、学歴別民間給与額等

その1 企業規模計

(平成26年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て 支給す る 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級	
								人
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	27	51.6	709,589	0	709,589	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長(取 締役兼任者を除 く。)	{ 本表その2企業 規模500人以上、 本表その3企業 規模100人以上 500人未満及び 本表その4企業 規模50人以上 100人未満の対 応級欄参照
	大 学 卒	18	52.0	752,708	0	752,708		
	短 大 卒	2	47.9	499,114	0	499,114		
	高 校 卒	7	51.8	674,070	0	674,070		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	22	52.0	755,156	372	754,784	{ 構成員50人以上 の工場の長(取 締役兼任者を除 く。)	同 上
	大 学 卒	19	52.4	765,651	420	765,231		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	3	49.4	673,097	0	673,097		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	379	52.8	662,810	1,333	661,477	{ 2課以上又は構 成員20人以上の部 の 長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	268	52.7	701,952	1,119	700,833		
	短 大 卒	30	51.8	570,203	3,065	567,138		
	高 校 卒	79	53.5	556,269	1,479	554,790		
	中 学 卒	2	58.0	597,193	0	597,193		
	技 術 部 長	202	51.1	669,104	1,285	667,819	同 上	同 上
大 学 卒	172	51.1	676,580	841	675,739			
短 大 卒	15	52.2	607,496	0	607,496			
高 校 卒	15	50.7	630,888	8,344	622,544			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	163	51.2	658,219	1,559	656,660	{ 上記部長に事故等 あるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	同 上	
大 学 卒	100	51.2	694,761	1,475	693,286			
短 大 卒	12	49.3	516,181	2,266	513,915			
高 校 卒	51	51.5	588,155	1,638	586,517			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)

2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下本表において同じ。)

その1 企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て 支給す る 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級	
								人
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	44	48.3	654,015	1,335	652,680	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長—課長間）	本表その2企業規模500人以上、 本表その3企業規模100人以上 500人未満及び 本表その4企業規模50人以上 100人未満の対応級欄参照
	大学卒	34	48.6	667,697	1,632	666,065		
	短大卒	4	44.9	579,089	750	578,339		
	高校卒	6	49.6	635,244	0	635,244		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	644	48.0	560,725	5,232	555,493	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上
	大学卒	427	47.5	584,846	3,406	581,440		
	短大卒	63	47.2	498,090	2,549	495,541		
	高校卒	152	49.8	509,166	12,165	497,001		
	中学卒	2	57.6	456,116	0	456,116		
	技術課長	527	46.7	568,297	10,405	557,892	同 上	同 上
	大学卒	370	45.9	572,000	9,166	562,834		
	短大卒	44	47.6	562,782	22,421	540,361		
	高校卒	109	50.5	551,538	10,941	540,597		
	中学卒	4	52.0	537,962	15,541	522,421		
	事務課長代理	318	45.3	509,384	21,577	487,807	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長—係長間）	同 上
	大学卒	200	43.6	518,181	20,905	497,276		
	短大卒	38	47.3	466,198	27,167	439,031		
	高校卒	79	49.1	502,835	21,544	481,291		
	中学卒	X	X	X	X	X		
技術課長代理	146	47.0	530,206	51,120	479,086	同 上	同 上	
大学卒	70	44.3	519,209	25,696	493,513			
短大卒	19	44.7	484,866	61,919	422,947			
高校卒	55	50.4	557,854	75,798	482,056			
中学卒	2	52.4	418,229	37,890	380,339			

(注) 「中間職（課長—係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

その1 企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級	
								人
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	773	43.5	431,959	48,806	383,153	係の長及び係長級 専門職	本表その2企業 規模500人以上、 本表その3企業 規模100人以上 500人未満及び 本表その4企業 規模50人以上 100人未満の対 応級欄参照
	大学卒	343	41.6	445,688	51,395	394,293		
	短大卒	109	45.0	418,321	40,229	378,092		
	高校卒	319	45.1	421,314	48,850	372,464		
	中学卒	2	45.3	364,477	36,073	328,404		
	技術係長	625	43.7	509,536	60,250	449,286	同上	同上
	大学卒	341	40.9	492,295	51,283	441,012		
	短大卒	83	42.8	523,680	78,212	445,468		
	高校卒	199	49.7	537,911	70,850	467,061		
	中学卒	2	44.5	563,850	0	563,850		
	事務主任	703	39.2	379,558	41,564	337,994	係長等のいる事業所 における主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、 課長代理以上に直属し、 部下を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等 が上記主任と同等と認 められる主任 中間職（係長一係員 間）	同上
	大学卒	313	36.1	399,859	45,507	354,352		
	短大卒	143	41.0	356,304	37,587	318,717		
	高校卒	242	42.1	366,462	38,098	328,364		
	中学卒	5	44.4	376,616	70,575	306,041		
	技術主任	627	43.2	495,508	82,801	412,707	同上	同上
	大学卒	261	40.2	453,730	50,801	402,929		
	短大卒	93	41.5	457,729	100,663	357,066		
	高校卒	271	46.0	536,405	103,111	433,294		
	中学卒	2	55.3	743,294	159,980	583,314		
事務係員	3,454	35.2	340,902	44,614	296,288	同上	同上	
大学卒	1,776	33.1	360,070	50,247	309,823			
短大卒	612	37.1	294,387	29,927	264,460			
高校卒	1,054	38.8	323,714	40,260	283,454			
中学卒	12	52.3	335,012	31,804	303,208			

(注) 「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

その1 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て支 給す る給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	技術係員	1,949	33.5	367,644	74,603	293,041		本表その2企業規模500人以上、本表その3企業規模100人以上500人未満及び本表その4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大学卒	1,056	31.8	367,201	71,741	295,460		
	短大卒	208	31.4	340,894	70,973	269,921		
	高校卒	661	35.8	375,139	78,573	296,566		
	中学卒	24	44.1	390,770	89,417	301,353		
研究関係職種	研究所長	2	54.0	779,330	0	779,330	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） 2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長	
	研究部（課）長	75	48.0	683,456	1,951	681,505		
	研究室（係）長	59	40.9	578,518	61,142	517,376		
	主任研究員	187	43.1	596,192	27,329	568,863	下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）	
	研究員	177	35.3	409,042	59,282	349,760		
	研究補助員	59	27.8	346,483	62,936	283,547		
医療関係職種	病院長	2	58.5	1,116,662	0	1,116,662	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者	
	副院長	8	56.5	1,362,632	30,763	1,331,869		
	医科長	24	53.4	833,106	36,078	797,028	部下に医師又は歯科医師1人以上	
	医師	73	42.9	811,228	48,995	762,233		
	歯科医師	2	36.0	639,848	40,900	598,948	部下に薬剤師2人以上	
	薬局長	9	51.6	471,199	7,665	463,534		
	薬剤師	72	34.4	340,707	32,054	308,653	部下に看護師長5人以上	
	診療放射線技師	77	38.7	419,342	45,105	374,237		
	臨床検査技師	75	36.1	332,007	37,357	294,650	部下に看護師又は准看護師5人以上	
	栄養士	53	35.6	273,857	16,037	257,820		
	理学療法士	127	30.7	298,184	16,164	282,020		
	作業療法士	97	31.0	288,824	11,193	277,631		
	総看護師長	6	53.9	490,906	0	490,906		
	看護師長	88	45.0	449,881	15,157	434,724		
看護師	364	34.2	354,894	30,042	324,852			
准看護師	163	47.4	354,038	15,747	338,291			

その1 企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考
		人	歳	円	円	円	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	7	63.5	789,607	0	789,607	
	大 学 教 授	54	53.7	699,484	0	699,484	
	大 学 准 教 授	37	45.3	621,741	0	621,741	
	大 学 講 師	25	40.9	502,694	0	502,694	
	大 学 助 教	17	32.8	391,812	0	391,812	
	高 等 学 校 校 長	2	52.5	660,670	0	660,670	
	高 等 学 校 教 頭	13	56.5	612,631	0	612,631	
	高 等 学 校 教 諭	152	46.2	492,976	0	492,976	
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	3	53.0	258,735	4,208	254,527	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	8	50.1	324,135	28,284	295,851	
	守 衛	7	52.8	375,287	29,878	345,409	
	用 務 員	—	—	—	—	—	

その2 企業規模500人以上

(平成26年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	26	51.5	717,367	0	717,367	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長 (取 締役兼任者を除 く。)	行政職 9級、10級
	大 学 卒	17	51.9	766,906	0	766,906		
	短 大 卒	2	47.9	499,114	0	499,114		
	高 校 卒	7	51.8	674,070	0	674,070		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	17	52.1	727,611	497	727,114	{ 構成員50人以上 の工場(社)の長 (取 締役兼任者を除 く。)	同 上
	大 学 卒	15	52.4	729,536	557	728,979		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	2	49.5	711,589	0	711,589		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	161	52.7	736,413	1,054	735,359	{ 2課以上又は構 成員20人以上の部 の 長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	133	52.6	764,129	615	763,514		
	短 大 卒	9	53.7	552,142	10,365	541,777		
	高 校 卒	17	52.2	609,697	573	609,124		
	中 学 卒	2	58.0	597,193	0	597,193		
	技 術 部 長	150	51.0	689,277	593	688,684	同 上	同 上
	大 学 卒	133	51.1	694,252	656	693,596		
	短 大 卒	9	51.8	606,252	0	606,252		
	高 校 卒	8	49.3	689,464	0	689,464		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
事 務 部 次 長	74	50.8	729,838	1,670	728,168	{ 上記部長に事故等 あるときの職務代 行 者 職能資格等が上記部 の次長と同等と認め られる部の次長及び 部次長級専門職 中間職 (部長一課長 間)	同 上	
大 学 卒	57	50.9	743,700	1,926	741,774			
短 大 卒	3	52.6	560,272	1,232	559,040			
高 校 卒	14	50.2	690,194	508	689,686			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

その2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	35	48.9	680,879	1,621	679,258	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長―課長間）	行政職 9級、10級
	大 学 卒	30	48.8	681,124	1,861	679,263		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	4	47.7	644,020	0	644,020		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	337	48.0	599,796	4,747	595,049	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 7級、8級
	大 学 卒	248	47.6	618,584	2,672	615,912		
	短 大 卒	20	46.6	529,458	274	529,184		
	高 校 卒	69	49.8	544,582	14,127	530,455		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技術課長	362	46.4	585,486	11,962	573,524	同 上	同 上
	大 学 卒	266	45.8	585,730	10,426	575,304		
	短 大 卒	24	47.9	599,476	32,378	567,098		
	高 校 卒	69	50.0	577,682	13,274	564,408		
	中 学 卒	3	50.4	566,331	0	566,331		
	事務課長代理	136	45.0	572,522	22,434	550,088	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長―係長間）	行政職 5級、6級
	大 学 卒	107	43.9	576,483	21,503	554,980		
	短 大 卒	5	46.8	556,244	73,695	482,549		
	高 校 卒	24	48.8	559,451	18,295	541,156		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	63	47.1	571,436	76,965	494,471	同 上	同 上	
大 学 卒	30	45.8	573,047	23,797	549,250			
短 大 卒	6	47.5	504,900	71,946	432,954			
高 校 卒	26	48.0	589,055	136,558	452,497			
中 学 卒	X	X	X	X	X			

その2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	410	43.4	454,908	53,728	401,180	係の長及び係長級 専門職	行政職 3級、4級
	大学卒	198	41.6	469,079	55,620	413,459		
	短大卒	39	45.9	443,188	37,764	405,424		
	高校卒	172	44.9	441,935	55,573	386,362		
	中学卒	X	X	X	X	X		
	技術係長	434	43.7	526,635	61,006	465,629	同上	同上
	大学卒	254	40.6	505,379	51,767	453,612		
	短大卒	51	43.9	561,171	88,860	472,311		
	高校卒	127	50.9	560,513	70,580	489,933		
	中学卒	2	44.5	563,850	0	563,850		
	事務主任	310	38.9	391,026	48,482	342,544	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級（一部は3級、4級）
	大学卒	168	36.6	420,468	56,389	364,079		
	短大卒	59	41.2	374,934	44,522	330,412		
	高校卒	80	41.6	342,626	34,625	308,001		
	中学卒	3	46.2	363,209	57,013	306,196		
技術主任	387	44.3	526,423	90,146	436,277	同上	同上	
大学卒	158	41.4	477,785	50,253	427,532			
短大卒	37	44.0	512,059	125,455	386,604			
高校卒	191	46.4	561,627	111,984	449,643			
中学卒	X	X	X	X	X			
事務係員	1,798	35.2	359,909	50,764	309,145		行政職 1級	
大学卒	1,007	33.4	373,162	54,652	318,510			
短大卒	264	37.7	306,893	32,471	274,422			
高校卒	523	39.0	350,704	49,554	301,150			
中学卒	4	53.8	365,932	43,386	322,546			

その2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
事務・ 技術関係 職種	技術係員	1,102	33.7	384,970	84,592	300,378		行政職 1級
	大学卒	603	32.0	389,191	81,549	307,642		
	短大卒	92	30.9	351,279	83,637	267,642		
	高校卒	393	35.7	387,693	87,437	300,256		
	中学卒	14	46.4	421,090	104,624	316,466		
研 究 関 係 職 種	研究所長	2	54.0	779,330	0	779,330	{ 構成員50人以上の所の長（取締役兼 任者を除く。） 2室（係）以上又は構成員7人以上 の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 下記研究員より上位の者（研究所長 の職名を有する者、上記研究部 （課）長及び研究室（係）長を除 く。）	
	研究部（課）長	74	48.0	685,042	1,974	683,068		
	研究室（係）長	57	41.0	580,642	60,253	520,389		
	主任研究員	182	43.1	594,463	27,449	567,014		
	研究員	168	35.4	411,611	59,864	351,747		
	研究補助員	59	27.8	346,483	62,936	283,547		
医 療 関 係 職 種	病院長	X	X	X	X	X	部下に医師又は歯科医師5人以上 { 上記病院長に事故等のあるときの職 務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上 部下に薬剤師2人以上 部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上	
	副院長	3	54.3	698,746	35,867	662,879		
	医科長	18	53.9	728,812	41,579	687,233		
	医師	52	41.6	750,959	53,831	697,128		
	歯科医師	X	X	X	X	X		
	薬局長	4	49.4	450,033	2,240	447,793		
	薬剤師	43	32.9	329,145	26,184	302,961		
	診療放射線技師	33	39.0	443,995	56,091	387,904		
	臨床検査技師	41	34.8	344,457	44,187	300,270		
	栄養士	25	37.2	298,634	16,072	282,562		
	理学療法士	65	30.3	298,944	20,934	278,010		
	作業療法士	58	29.9	291,564	14,523	277,041		
	総看護師長	3	56.2	588,642	0	588,642		
看護師長	55	43.9	450,418	8,110	442,308			
看護師	160	32.9	354,168	21,183	332,985			
准看護師	52	48.4	380,313	2,761	377,552			

その2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考
		人	歳	円	円	円	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	5	64.6	801,296	0	801,296	
	大 学 教 授	38	53.5	697,507	0	697,507	
	大 学 准 教 授	25	45.4	628,914	0	628,914	
	大 学 講 師	19	41.0	503,773	0	503,773	
	大 学 助 教	15	32.8	391,870	0	391,870	
	高 等 学 校 校 長	—	—	—	—	—	
	高 等 学 校 教 頭	—	—	—	—	—	
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	3	53.0	258,735	4,208	254,527	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	3	44.3	326,204	58,681	267,523	
	守 衛	3	45.3	520,463	57,132	463,331	
	用 務 員	—	—	—	—	—	

その3 企業規模100人以上500人未満

(平成26年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きまっ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	X	X	円 X	円 X	円 X	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長 (取 締役兼任者を除 く。)	行政職 7級、8級
	大 学 卒	X	X	円 X	円 X	円 X		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	5	51.7	837,479	0	837,479	{ 構成員50人以上 の工場長の長 (取 締役兼任者を除 く。)	同 上
	大 学 卒	4	52.2	876,620	0	876,620		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	X	X	円 X	円 X	円 X		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	185	52.9	604,135	1,658	602,477	{ 2課以上又は構 成員20人以上の部 の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	119	52.8	632,212	1,619	630,593		
	短 大 卒	16	50.1	549,369	335	549,034		
	高 校 卒	50	54.3	552,853	2,240	550,613		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 部 長	43	51.4	621,014	4,291	616,723	同 上	同 上
	大 学 卒	32	50.8	620,439	1,903	618,536		
	短 大 卒	5	53.3	638,856	0	638,856		
	高 校 卒	6	53.0	612,767	18,696	594,071		
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	82	52.1	533,936	1,499	532,437	{ 上記部長に事故等 あるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長 及び 部次長級専門職 中間職 (部長一課 長間)	同 上	
大 学 卒	42	52.2	553,268	144	553,124			
短 大 卒	7	47.8	493,528	3,666	489,862			
高 校 卒	33	52.9	516,502	2,871	513,631			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

その3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	8	46.2	564,510	402	564,108	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長—課長間）	行政職 7級、8級
	大 学 卒	3	47.7	580,762	0	580,762		
	短 大 卒	3	41.7	521,411	947	520,464		
	高 校 卒	2	52.6	620,503	0	620,503		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	281	48.0	519,473	4,710	514,763	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 5級、6級
	大 学 卒	170	47.2	537,512	4,554	532,958		
	短 大 卒	37	47.9	493,400	3,657	489,743		
	高 校 卒	72	49.9	484,642	5,788	478,854		
	中 学 卒	2	57.6	456,116	0	456,116		
	技術課長	137	48.0	518,430	5,616	512,814	同 上	同 上
	大 学 卒	89	46.6	517,445	3,829	513,616		
	短 大 卒	13	47.5	538,299	9,241	529,058		
	高 校 卒	34	52.3	514,369	7,442	506,927		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	事務課長代理	165	45.2	468,708	19,723	448,985	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長—係長間）	行政職 4級
	大 学 卒	89	43.2	465,352	20,664	444,688		
	短 大 卒	32	47.3	450,635	20,706	429,929		
	高 校 卒	44	49.6	490,101	16,444	473,657		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	68	47.7	524,475	37,684	486,791	同 上	同 上	
大 学 卒	34	43.7	501,532	26,449	475,083			
短 大 卒	7	44.4	536,035	82,938	453,097			
高 校 卒	27	52.3	545,002	39,476	505,526			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

その3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	339	43.6	405,703	42,983	362,720	{ 係の長及び係長級 専門職	行政職 3級
	大学卒	135	41.5	417,905	46,217	371,688		
	短大卒	65	44.6	405,675	44,631	361,044		
	高校卒	138	45.5	392,414	38,806	353,608		
	中学卒	X	X	X	X	X		
	技術係長	174	43.5	444,923	58,703	386,220	同 上	同 上
	大学卒	80	42.2	418,103	46,887	371,216		
	短大卒	27	39.1	419,965	49,863	370,102		
	高校卒	67	46.6	484,422	75,287	409,135		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務主任	335	39.5	374,674	35,412	339,262	{ 係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職（係長—係員間）	行政職 2級（一部は3 級）
	大学卒	127	35.6	376,651	30,158	346,493		
	短大卒	72	41.1	346,131	35,215	310,916		
	高校卒	135	42.2	387,858	40,382	347,476		
	中学卒	X	X	X	X	X		
技術主任	217	39.9	388,745	59,313	329,432	同 上	同 上	
大学卒	96	36.6	377,805	55,163	322,642			
短大卒	47	38.9	392,499	71,247	321,252			
高校卒	73	44.7	399,283	55,880	343,403			
中学卒	X	X	X	X	X			
事務係員	1,341	34.9	312,242	33,669	278,573		行政職 1級	
大学卒	658	32.7	337,043	41,186	295,857			
短大卒	293	35.9	277,247	26,004	251,243			
高校卒	386	38.4	290,019	24,760	265,259			
中学卒	4	54.1	295,455	24,000	271,455			

その3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	技術係員	644	32.4	320,673	47,385	273,288		行政職 1級
	大学卒	383	30.8	312,281	47,394	264,887		
	短大卒	86	31.0	324,021	46,007	278,014		
	高校卒	168	36.6	339,038	48,373	290,665		
	中学卒	7	36.3	288,781	39,058	249,723		
研究関係職種	研究所長	—	—	—	—	—	{ 構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） { 2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 { 下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）	
	研究部（課）長	X	X	X	X	X		
	研究室（係）長	2	36.5	476,757	103,698	373,059		
	主任研究員	5	44.3	716,103	19,017	697,086		
	研究員	9	28.1	291,324	32,612	258,712		
研究補助員	—	—	—	—	—			
医療関係職種	病院長	X	X	X	X	X	部下に医師又は歯科医師5人以上 { 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上 部下に薬剤師2人以上 部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上	
	副院長	5	57.8	1,760,964	27,700	1,733,264		
	医科長	6	51.4	1,335,962	9,554	1,326,408		
	医師	21	50.2	1,139,732	22,636	1,117,096		
	歯科医師	X	X	X	X	X		
	薬局長	5	53.3	487,656	11,883	475,773		
	薬剤師	28	37.2	369,897	47,550	322,347		
	診療放射線技師	42	37.8	379,009	29,288	349,721		
	臨床検査技師	34	39.7	297,600	18,481	279,119		
	栄養士	27	34.3	250,359	16,653	233,706		
	理学療法士	57	31.0	291,960	10,563	281,397		
	作業療法士	39	32.8	284,030	5,369	278,661		
	総看護師長	3	52.0	409,614	0	409,614		
看護師長	31	47.7	449,700	33,194	416,506			
看護師	193	37.1	357,333	51,502	305,831			
准看護師	107	47.1	336,127	25,767	310,360			

その3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て支給 する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考
		人	歳	円	円	円	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	2	53.5	685,315	0	685,315	
	大 学 教 授	16	55.2	719,604	0	719,604	
	大 学 准 教 授	12	45.3	559,577	0	559,577	
	大 学 講 師	6	40.3	486,657	0	486,657	
	大 学 助 教	2	34.0	390,260	0	390,260	
	高 等 学 校 校 長	2	52.5	660,670	0	660,670	
	高 等 学 校 教 頭	13	56.5	612,631	0	612,631	
	高 等 学 校 教 諭	152	46.2	492,976	0	492,976	
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	—	—	—	—	—	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	5	53.2	323,060	12,488	310,572	
	守 衛	2	52.6	377,547	26,568	350,979	
	用 務 員	—	—	—	—	—	

その4 企業規模50人以上100人未満

(平成26年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	—	—	—	—	—	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長(取 締役兼任者を除 く。)	行政職 6級、7級
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	—	—	—	—	—	{ 構成員50人以上 の工場の長(取 締役兼任者を除 く。)	同 上
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	33	53.3	576,925	1,144	575,781	{ 2課以上又は構 成員20人以上の部 の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	16	53.7	615,599	2,260	613,339		
	短 大 卒	5	54.0	663,596	0	663,596		
	高 校 卒	12	52.6	489,733	132	489,601		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技 術 部 長	9	51.4	517,531	0	517,531	同 上	同 上	
大 学 卒	7	52.5	546,426	0	546,426			
短 大 卒	X	X	X	X	X			
高 校 卒	X	X	X	X	X			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	7	50.4	476,874	0	476,874	{ 上記部長に事故等 あるときの職務代 行者 職能資格等が上記部 の次長と同等と認め られる部の次長及び 部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	同 上	
大 学 卒	X	X	X	X	X			
短 大 卒	2	48.0	503,416	0	503,416			
高 校 卒	4	49.5	475,785	0	475,785			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

その4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	X	X	円 X	円 X	円 X	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長—課長間）	行政職 6級、7級
	大学卒	X	X	円 X	円 X	円 X		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	26	48.1	421,309	17,795	403,514	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 5級
	大学卒	9	49.2	428,620	4,551	424,069		
	短大卒	6	46.0	419,610	4,108	415,502		
	高校卒	11	48.4	416,151	36,185	379,966		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術課長	28	46.7	443,976	473	443,503	同上	同上
	大学卒	15	47.3	450,479	0	450,479		
	短大卒	7	46.1	430,764	0	430,764		
	高校卒	6	46.1	442,892	2,191	440,701		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務課長代理	17	47.5	408,048	33,315	374,733	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長—係長間）	行政職 4級
	大学卒	4	45.0	376,993	11,063	365,930		
	短大卒	X	X	円 X	円 X	円 X		
	高校卒	11	48.3	408,959	47,076	361,883		
	中学卒	X	X	円 X	円 X	円 X		
技術課長代理	15	42.2	385,775	23,349	362,426	同上	同上	
大学卒	6	41.2	372,866	29,914	342,952			
短大卒	6	42.3	387,084	19,948	367,136			
高校卒	2	42.0	399,510	0	399,510			
中学卒	X	X	円 X	円 X	円 X			

その4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級		
		人	歳	円	円	円				
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	24	43.6	363,301	36,504	326,797	係の長及び係長級 専門職	行政職 3級		
	大学卒	10	43.1	351,546	36,485	315,061				
	短大卒	5	43.2	330,217	15,296	314,921				
	高校卒	9	44.4	394,560	48,125	346,435				
	中学卒	—	—	—	—	—				
	技術係長	17	42.9	370,458	41,922	328,536	同上	同上		
	大学卒	7	44.5	396,016	64,454	331,562				
	短大卒	5	40.9	363,989	27,611	336,378				
	高校卒	5	42.7	340,832	24,605	316,227				
	中学卒	—	—	—	—	—				
	事務主任	58	39.1	340,758	36,526	304,232			係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級（一部は3 級）
	大学卒	18	33.8	356,175	44,596	311,579				
	短大卒	12	39.2	317,057	14,765	302,292				
	高校卒	27	42.7	338,792	38,173	300,619				
	中学卒	X	X	X	X	X				
	技術主任	23	35.1	350,434	33,313	317,121			同上	同上
	大学卒	7	34.9	372,681	21,757	350,924				
短大卒	9	35.7	364,348	56,465	307,883					
高校卒	7	34.6	311,266	15,153	296,113					
中学卒	—	—	—	—	—					
事務係員	315	36.4	283,681	33,220	250,461	同上	行政職 1級			
大学卒	111	31.2	281,600	32,079	249,521					
短大卒	55	39.0	296,788	32,546	264,242					
高校卒	145	39.0	278,641	34,554	244,087					
中学卒	4	49.4	338,554	27,301	311,253					

その4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	技術係員	203	34.9	306,549	39,809	266,740		行政職 1級
	大学卒	70	33.2	312,777	46,659	266,118		
	短大卒	30	37.1	302,525	36,839	265,686		
	高校卒	100	35.4	305,267	36,778	268,489		
	中学卒	3	33.3	250,360	17,650	232,710		
医療関係職種	病院長	—	—	—	—	—	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上 部下に薬剤師2人以上 部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上	
	副院長	—	—	—	—	—		
	医科長	—	—	—	—	—		
	医師	—	—	—	—	—		
	歯科医師	—	—	—	—	—		
	薬局長	—	—	—	—	—		
	薬剤師	X	X	X	X	X		
	診療放射線技師	2	46.0	461,250	27,250	434,000		
	臨床検査技師	—	—	—	—	—		
	栄養士	X	X	X	X	X		
	理学療法士	5	35.0	363,260	0	363,260		
	作業療法士	—	—	—	—	—		
	総看護師長	—	—	—	—	—		
看護師長	2	47.5	430,755	39,087	391,668			
看護師	11	41.0	334,767	33,010	301,757			
准看護師	4	35.5	294,840	6,934	287,906			
技能・労務関係職種	電話交換手	—	—	—	—	—	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。	
	自家用乗用自動車運転手	—	—	—	—	—		
	守衛	2	62.0	198,960	0	198,960		
	用務員	—	—	—	—	—		

その5 再雇用者（フルタイム）

1 企業規模計

（平成26年職種別民間給与実態調査）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考
		人	歳	円	円	円	
事務・ 技術関係 職種	支店長・工場長	2	62.2	414,826	0	414,826	その1企業規模計 の備考欄参照
	事務・技術部長	30	63.1	483,219	323	482,896	
	事務・技術部次長	9	62.1	424,678	0	424,678	
	事務・技術課長	17	63.1	395,474	4,126	391,348	
	事務・技術課長代理	6	62.4	305,396	11,470	293,926	
	事務・技術係長	51	61.6	345,652	28,066	317,586	
	事務・技術主任	36	61.8	281,185	26,118	255,067	
	事務・技術係員	351	61.8	276,308	15,641	260,667	

2 企業規模計（60歳男性のみ）

（平成26年職種別民間給与実態調査）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考
		人	歳	円	円	円	
事務・ 技術関係 職種	支店長・工場長	—	—	—	—	—	その1企業規模計 の備考欄参照
	事務・技術部長	8	60.0	508,181	152	508,029	
	事務・技術部次長	2	60.0	368,201	0	368,201	
	事務・技術課長	4	60.0	354,987	0	354,987	
	事務・技術課長代理	2	60.0	226,497	6,712	219,785	
	事務・技術係長	16	60.0	340,134	31,322	308,812	
	事務・技術主任	4	60.0	259,996	21,975	238,021	
	事務・技術係員	66	60.0	284,961	20,817	264,144	

<参考> 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係

本県職員(行政職)		民間従業員の役職		
職務の級	標準的な職務	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模50人以上100人未満の事業所
10級	部長	支店長・工場長 部長・部次長	支店長・工場長 部長・部次長	支店長・工場長 部長・部次長
9級	担当部長			
8級	次長	課長	支店長・工場長 部長・部次長	支店長・工場長 部長・部次長
7級	課長			
6級	副課長・主幹	課長代理	課長	課長
5級	班長・副主幹			
4級	係長・主査	係長	課長代理	課長代理
3級	副主査		係長	係長
2級	主事・技師	主任	主任	主任
1級	主事・技師	係員	係員	係員

第25表 民間における再雇用者（公的年金が支給されない者）の単身赴任手当の取扱い
（平成25年職種別民間給与実態調査）

転居を伴う 異動がある	単身赴任手当の取扱い			転居を伴う 異動がない
	支給する	支給しない	未定	
39.3 %	(85.8) %	(12.9) %	(1.3) %	60.7 %

(注)1 定年年齢が60歳であり、かつ、平成25年4月以降、フルタイムの再雇用制度を有し、かつ、定年前の常勤従業員に単身赴任手当を支給する事業所を100とした割合である。

2 ()内は、公的年金が支給されない再雇用者に転居を伴う異動がある事業所を100とした割合である。

職員給与と民間給与との比較

第26表 職員給与と民間給与との比較

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A) - (B) $\left[\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$
386,949 円	385,981 円	968 円 (0.25 %)

- (注) 1 職員は行政職員、民間従業員はこれに相当する職種の職務に従事する者である。
 2 職員、民間従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

生 計 費 関 係

平成26年4月の標準生計費算定方法

県民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の五つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、全国の平成26年4月における1人世帯の費目別標準生計費（平成21年の「全国消費実態調査」（総務省）の18歳～24歳の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して算定したもの）に、全国と千葉市の平成26年4月の費目別平均支出金額の比を乗じて算定した。

なお、2人～5人世帯については、家計調査（千葉市・勤労者世帯）における平成26年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

（参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成25年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第27表 千葉市における費目別、世帯人員別標準生計費（平成26年4月）

費目 \ 世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	28,560 ^円	39,840 ^円	49,700 ^円	59,570 ^円	69,440 ^円
住居関係費	47,030	53,830	46,750	39,670	32,590
被服・履物費	4,620	9,670	9,980	10,280	10,590
雑費Ⅰ	28,470	45,900	62,290	78,700	95,110
雑費Ⅱ	9,120	27,450	30,210	32,970	35,730
計	117,800	176,690	198,930	221,190	243,460

勞 働 經 濟 指 標

第28表 労働経済指標

項目 年月	①	②	③		④	⑤				⑥				⑦	
	実質国内 総生産 (GDP)	常用雇用 指数(調査 産業計)	有効求人倍率 (季節調整値)		完全失業 率(季節 調整値)	きまって支給する給与 (調査産業計)				所定内給与 (調査産業計)				所定外給与 (調査産業計)	
			全 国	千 葉 県		全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県
	前年度比・ 前 期 比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(倍)	(倍)	(%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	(千円)
平成 24年度	0.7	△ 0.3	0.82	0.67	4.3	289.2	△ 0.1	264.2	△ 2.6	265.4	△ 0.2	241.6	△ 3.7	23.8	22.6
25年度	2.3	0.0	0.97	0.78	3.9	289.5	0.1	262.8	△ 0.5	264.7	△ 0.3	240.2	△ 0.6	24.9	22.6
平成 25年 4月		△ 0.4	0.88	0.68	4.1	292.8	△ 0.1	272.1	2.0	267.8	△ 0.1	248.7	2.0	25.1	23.4
5月	0.8	△ 0.3	0.90	0.70	4.1	288.4	△ 0.2	263.7	△ 1.2	264.4	△ 0.4	242.0	△ 0.9	23.9	21.7
6月		△ 0.1	0.92	0.72	3.9	289.3	△ 0.4	264.7	0.0	265.2	△ 0.6	241.4	△ 0.5	24.1	23.3
7月		△ 0.1	0.94	0.74	3.9	288.6	△ 0.4	262.0	1.3	264.3	△ 0.6	240.4	1.5	24.2	21.6
8月	0.4	0.0	0.95	0.74	4.1	288.5	0.1	263.2	1.1	264.3	△ 0.3	241.2	1.1	24.2	22.0
9月		0.0	0.96	0.76	4.0	288.4	0.0	262.5	0.3	264.6	△ 0.4	241.7	0.1	23.8	20.8
10月		0.1	0.98	0.79	4.0	290.4	0.3	262.9	△ 0.7	265.3	△ 0.3	240.3	△ 0.6	25.1	22.6
11月	△ 0.1	0.3	1.01	0.81	3.9	290.4	0.3	260.3	△ 1.5	264.8	△ 0.2	237.1	△ 2.0	25.6	23.2
12月		0.2	1.03	0.83	3.7	289.8	0.2	260.4	△ 1.6	263.8	△ 0.5	236.6	△ 1.9	26.0	23.8
26年 1月		0.3	1.04	0.86	3.7	287.8	0.7	262.9	△ 0.9	262.7	0.2	239.3	△ 0.7	25.1	23.6
2月	1.5	0.3	1.05	0.87	3.6	288.5	0.2	258.2	△ 2.4	263.2	△ 0.3	235.9	△ 2.4	25.3	22.3
3月		0.4	1.07	0.89	3.6	291.4	0.7	261.1	△ 2.5	265.4	0.1	238.0	△ 2.5	26.1	23.1
4月		0.4	1.08	0.90	3.6	294.9	0.7	268.0	△ 1.6	268.3	0.2	244.6	△ 1.6	26.7	23.4
5月	△ 1.8	0.3	1.09	0.90	3.5	290.8	0.8	261.2	△ 0.9	265.7	0.5	239.7	△ 1.0	25.1	21.5
6月		0.4	1.10	0.91	3.7	291.9	0.9	260.1	△ 1.7	266.9	0.7	238.0	△ 1.3	25.0	22.1

資料出所: ①内閣府、②厚生労働省「毎月勤労統計調査」、③厚生労働省、千葉労働局、④総務省「労働力調査」、⑤～⑨厚生労働省「毎月(注)1 ①は平成17暦年連鎖価格、②、⑤、⑥、⑪、⑫は平成22年基準である。

なお、⑤、⑥のうち千葉県の前年度比については、平成22年度基準の指数をもとに千葉県人事委員会で算定した。

2 ②、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨は事業所規模30人以上の数値である。

3 ⑩の平成24年度、平成25年度の欄は、それぞれ平成24暦年、平成25暦年の数値である。

⑧ 総実労働時間数 (調査産業計)		⑨ 所定外労働時間数 (調査産業計)		⑩ 消 費 支 出 (名目)								⑪ 消費者物価指数 (総合)		⑫ 国内企業 物価指数
全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国				千 葉 市				全 国	千 葉 市	
				二人以上の世帯		うち勤労者世帯		二人以上の世帯		うち勤労者世帯				
(時間)	(時間)	(時間)	(時間)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)
149.5	142.7	12.1	11.6	286.2	1.1	313.9	1.6	260.2	△ 11.2	286.7	△ 6.6	△ 0.3	△ 0.5	△ 1.1
149.5	141.0	12.6	11.5	290.5	1.5	319.2	1.7	280.2	7.7	302.7	5.6	0.9	0.9	1.9
154.0	147.8	12.7	12.0	304.4	0.8	340.4	0.4	286.9	△ 1.4	312.2	7.2	△ 0.7	△ 0.6	0.1
149.3	143.2	12.1	11.5	282.4	△ 1.9	307.9	1.1	311.3	24.0	383.7	38.2	△ 0.3	△ 0.4	0.6
152.1	143.2	12.1	11.0	269.4	△ 0.1	296.5	1.2	252.0	4.9	284.4	6.7	0.2	0.2	1.2
154.3	145.2	12.4	11.4	286.1	1.0	310.4	△ 0.7	289.1	13.5	306.1	1.1	0.7	0.7	2.2
148.0	140.3	12.0	10.6	284.6	△ 0.5	312.6	0.6	263.9	4.7	320.4	9.6	0.9	0.9	2.3
147.2	139.8	12.3	10.9	280.7	5.2	315.4	5.2	254.4	9.4	274.2	2.0	1.1	1.1	2.2
152.8	143.2	12.8	11.5	290.7	2.3	316.6	0.4	247.4	△ 6.4	246.2	△ 15.7	1.1	1.1	2.5
153.5	143.1	13.0	11.7	279.5	2.1	301.0	0.3	294.2	21.5	273.5	11.4	1.5	1.6	2.6
148.8	140.5	13.3	12.5	334.4	2.7	358.5	△ 0.3	328.4	12.9	314.4	6.2	1.6	1.6	2.5
141.6	135.6	12.5	11.6	297.1	2.8	325.8	1.5	288.3	△ 7.7	292.1	△ 7.0	1.4	1.1	2.4
145.3	133.8	12.6	10.9	266.6	△ 0.6	294.5	△ 1.4	263.7	5.3	281.3	△ 3.9	1.5	1.7	1.8
147.3	136.7	13.4	12.0	345.4	9.3	384.7	9.6	303.5	11.7	347.9	12.1	1.6	1.6	1.7
153.5	144.8	13.4	11.9	302.1	△ 0.7	330.0	△ 3.1	288.2	0.5	333.2	6.7	3.4	3.4	4.2
147.5	139.1	12.5	11.1	271.4	△ 3.9	293.1	△ 4.8	278.5	△ 10.5	302.2	△ 21.2	3.7	3.8	4.4
152.9	142.7	12.4	11.3	272.8	1.3	295.7	△ 0.3	281.6	11.7	326.4	14.8	3.6	3.6	4.6

勤労統計調査全国調査、県統計課「毎月勤労統計調査地方調査」、⑩総務省「家計調査」、⑪総務省、⑫日本銀行

人 事 院 勸 告

給 与 勧 告 の 骨 子

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに7年ぶりの引上げ

- ① 民間給与との較差(0.27%)を埋めるため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら俸給表の水準を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.15 月分)、勤務実績に応じた給与の推進のため勤勉手当に配分

俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直し

- ① 地域の民間給与水準を踏まえて俸給表の水準を平均2%引下げ
 - ② 地域手当の見直し(級地区分等の見直し、新データによる支給地域の指定見直し)
 - ③ 職務や勤務実績に応じた給与配分(広域異動手当、単身赴任手当の引上げ等)
- * 平成 27 年 4 月から 3 年間で実施。俸給引下げには 3 年間の経過措置。段階的实施に必要な原資確保のため、平成 27 年 1 月の昇給を 1 号俸抑制

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差等に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約 12,400 民間事業所の約 50 万人の個人別給与を实地調査 (完了率 88.1%)

* 民間の組織形態の変化に対応するため、本年から基幹となる役職段階 (部長、課長、係長、係員) の間に位置付けられる従業員の個人別給与等を把握し官民の給与比較の対象に追加

<月例給> 公務と民間の 4 月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

○民間給与との較差 1,090 円 0.27% [行政職(一)…現行給与 408,472 円 平均年齢 43.5 歳]
[俸給 988 円 はね返り分(注) 102 円] (注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年 8 月から本年 7 月までの直近 1 年間の民間の支給実績 (支給割合) と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.12 月 (公務の支給月数 3.95 月)

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

改定率 平均 0.3% 世代間の給与配分の見直しの観点から若年層に重点を置いて改定
初任給 民間との間に差があることを踏まえ 1 級の初任給を 2,000 円引上げ

② その他の俸給表 行政職(一)との均衡を基本に改定 (指定職俸給表は改定なし)

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し改定

(3) 通勤手当

交通用具使用者に係る通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ使用距離の区分に応じ 100 円から 7,100 円までの幅で引上げ

(4) 寒冷地手当

新たな気象データ（メッシュ平年値 2010）に基づき、支給地域を見直し

〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ 3.95 月分→4.10 月分

勤務実績に応じた給与を推進するため引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6 月期	12 月期
26 年度 期末手当	1.225 月(支給済み)	1.375 月(改定なし)
勤勉手当	0.675 月(支給済み)	0.825 月(現行 0.675 月)
27 年度 期末手当	1.225 月	1.375 月
以降 勤勉手当	0.75 月	0.75 月

[実施時期等]

- ・ 月例給：俸給表、初任給調整手当及び通勤手当は平成 26 年 4 月 1 日
寒冷地手当は平成 27 年 4 月 1 日（所要の経過措置）
- ・ ボーナス：法律の公布日

Ⅲ 給与制度の総合的見直し

次のような課題に対応するため、俸給表、諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを勧告

- 民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映するための見直し
- 官民の給与差を踏まえた 50 歳台後半層の水準の見直し
- 公務組織の特性、円滑な人事運用の要請等を踏まえた諸手当の見直し

1 地域間の給与配分の見直し、世代間の給与配分の見直し

[俸給表等の見直し]

- ① 行政職俸給表(一) 民間賃金水準の低い12県を一つのグループとした場合の官民較差と全国の較差との率の差（2.18ポイント（平成24年～26年の平均値））を踏まえ、俸給表水準を平均 2% 引下げ。1 級（全号俸）及び 2 級の初任給に係る号俸は引下げなし。3 級以上の級の高位号俸は 50 歳台後半層における官民の給与差を考慮して最大 4% 程度引下げ。40 歳台や 50 歳台前半層の勤務成績に応じた昇給機会の確保の観点から 5 級・6 級に号俸を増設
- ② 指定職俸給表 行政職(一)の平均改定率と同程度の引下げ改定
- ③ ①及び②以外の俸給表 行政職(一)との均衡を基本とし、各俸給表における 50 歳台後半層の在職実態等にも留意しつつ引下げ。医療職(一)については引下げなし。公安職等について号俸を増設
- ④ その他 委員、顧問、参与等の手当の改定、55 歳超職員（行政職(一) 6 級相当以上）の俸給等の 1.5% 減額支給措置の廃止等

[地域手当の見直し]

- ① 級地区分・支給割合 級地区分を 1 区分増設。俸給表水準の引下げに合わせ支給割合を見直し
1 級地 20%、2 級地 16%、3 級地 15%、4 級地 12%、5 級地 10%、6 級地 6%、7 級地 3%
* 賃金指数 93.0 以上の地域を支給地域とすることを基本（現行は 95.0 以上）
* 1 級地（東京都特別区）の支給割合は現行の給与水準を上回らない範囲内（全国同一水準の行政サービスの提供、円滑な人事管理の要請等を踏まえると地域間給与の調整には一定の限界）
- ② 支給地域 「賃金構造基本統計調査」（平成 15 年～24 年）のデータに基づき見直し（級地区分の変更は上下とも 1 段階まで）
- ③ 特例 1 級地以外の最高支給割合が 16% となることに伴い、大規模空港区域内の官署に在勤する職員に対する支給割合の上限（現行 15%）、医師に対する支給割合（同）をそれぞれ 16% に改定

2 職務や勤務実績に応じた給与配分

- (1) **広域異動手当** 円滑な異動及び適切な人材配置の確保のため、広域的な異動を行う職員の給与水準を確保。異動前後の官署間の距離区分に応じて、300km以上は10%（現行6%）、60km以上300km未満は5%（現行3%）に引上げ
- (2) **単身赴任手当** 公務が民間を下回っている状況等を踏まえ、基礎額（現行23,000円）を7,000円引上げ。加算額（現行年間9回の帰宅回数相当）を年間12回相当の額に引上げ、遠距離異動に伴う経済的負担の実情等を踏まえ、交通距離の区分を2区分増設
- (3) **本府省業務調整手当** 本府省における人材確保のため、係長級は基準となる俸給月額額の6%相当額（現行4%）、係員級は4%相当額（現行2%）に引上げ
- (4) **管理職員特別勤務手当** 管理監督職員が平日深夜に及ぶ長時間の勤務を行っている実態。災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜（午前0時から午前5時までの間）に勤務した場合、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内の額を支給
- (5) **その他** 人事評価結果を反映した昇給効果の在り方については、今後の人事評価の運用状況等を踏まえつつ引き続き検討。技能・労務関係職種の給与については、今後もその在職実態や民間の給与等の状況を注視

3 実施時期等

- 俸給表は平成27年4月1日に切替え
- 地域手当の支給割合は段階的に引上げ、その他の措置も平成30年4月までに計画的に実施
- 激変緩和のための経過措置（3年間の現給保障）
- 見直し初年度の改正原資を得るため平成27年1月1日の昇給を1号俸抑制

IV 雇用と年金の接続及び再任用職員の給与

○ 雇用と年金の接続

- ・ 公務の再任用は短時間が約7割、補完的な業務を担当することが一般的
- ・ 平成28年度に年金支給開始年齢が62歳に引き上げられ、再任用希望者が増加する見込み。職員の能力・経験の公務外での活用、業務運営や定員配置の柔軟化による公務内での職員の活用、60歳前からの退職管理を含む人事管理の見直しを進めていく必要
- ・ 本院としても引き続き、再任用の運用状況や問題点の把握に努めるとともに、民間企業における継続雇用等の実情、定年前も含めた人事管理全体の状況等を詳細に把握し、意見の申出（平成23年）を踏まえ、雇用と年金の接続のため適切な制度が整備されるよう積極的に取組

○ 再任用職員の給与

- ・ 転居を伴う異動をする職員の増加と民間の支給状況を踏まえ再任用職員に単身赴任手当を支給
[実施時期:平成27年4月1日]
- ・ 本年初めて公的年金が全く支給されない民間の再雇用者の個人別給与額を把握。今後もその動向を注視するとともに、各府省の今後の再任用制度の運用状況を踏まえ、再任用職員の給与の在り方について必要な検討

公務員人事管理に関する報告の骨子

1 国家公務員法等の改正事項に関する人事院の取組

(1) 国家公務員法等の改正

- ・ 内閣総理大臣は、新たに幹部職員人事の一元管理、幹部候補育成課程、機構及び定員に関する事務等を行うこととなり、従来から行っていた事務も併せて担う組織として、内閣人事局を設置
- ・ 人事院は、引き続き、人事行政の公正の確保及び労働基本権制約の代償機能を担う
- ・ 今後は、それぞれが担う機能を十全に発揮し、所掌する制度を適切に運用していくことが重要

(2) 改正事項に関する人事院の取組の方向性

- ・ 幹部職員人事の一元管理について、公正確保の観点から意見を述べるなどの対応を行う
- ・ 任用、採用試験及び研修について、人事行政の公正の確保に絶えず留意しつつ、引き続き所掌することとされた事務を適切に実施
- ・ 級別定数の設定・改定等について、人事院が労使双方の意見を聴取して作成した設定・改定案を意見として提出すること等により、労働基本権制約の代償機能を的確に果たす

2 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度の運用の改善の取組への必要な協力を行うとともに、評価者向け研修等の実施を通じ、各府省の人材育成を支援。評価結果の任免、給与等への適切な活用を各府省に要請

3 女性の採用・登用の拡大と両立支援の推進

(1) 女性の採用の拡大に向けた取組

より多くの優秀な女性が試験を受験するよう、誘致活動の強化及び総合職試験の内容等の見直し

(2) 女性職員の登用に向けた研修の拡充等の取組

地方機関の女性職員を対象とする研修を拡充するなど、女性職員の登用に向けた研修を充実

(3) 育児・介護のための両立支援策の検討

- ・ 育児について、職員の具体的なニーズ、民間企業における両立支援策の措置状況等を精査しながら、育児時間等の在り方について検討
- ・ 介護について、セミナー等を開催し、必要な情報の提供や職員の具体的なニーズの把握を行う
- ・ 在宅勤務等のテレワークについて、利用する職員の勤務時間管理の在り方等について検討

(4) 男性職員の育児休業等両立支援制度の利用促進

各府省に対して男性職員に育児休業等の両立支援制度の活用を促すよう要請するとともに、意識啓発のためのセミナーを開催

4 勤務環境の整備

(1) 長時間労働慣行の見直し

民間企業における取組状況や超過勤務が生ずる要因等に関する職員の意識について調査を行い、より実効性のある超過勤務の縮減策について検討

(2) ハラスメント防止対策

- ・ セクハラ防止研修の実施徹底や受講促進、苦情相談体制の整備等の措置を一層充実していく必要
- ・ 民間企業のパワハラ防止の取組等を参考にハンドブックを作成し配布するなど意識啓発を促進

(3) 心の健康づくりの推進

職員が円滑に職場復帰できるよう、試し出勤等の活用を促す。心の不調者の発生を未然に防ぐ観点から、e-ラーニング教材を作成し配布するとともに、職場環境改善の取組を推進

(4) 非常勤職員の勤務環境の整備

採用後一定期間継続勤務した後の夏季における弾力的な年次休暇付与について所要の措置を講じる

5 平成 27 年度採用試験等の見直し

総合職試験における外部英語試験の活用及び試験日程の後ろ倒しの円滑な実施に向けて準備を推進

6 研修の充実

より効果的な研修を実施すべく、新たな研修技法の開発やカリキュラム作成等に取り組む

ちしよ